

【施策07】 高齢者支援

～高齢者が地域で安心して暮らせるまち～

◆展開方向01 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。

◆展開方向02 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。

◆展開方向03 積極的に地域とかかわることができるよう支援します。

展開方向01	1 認知症確定診断体制整備事業費	31
	2 高齢者食生活改善事業費	33
	3 介護予防対策事業費	35
	4 介護予防普及啓発事業費	37
	5 いきいき健康づくり事業費	39
	6 認知症対策推進事業費	41
	7 介護予防サービス給付費	43
	8 地域密着型介護予防サービス給付費	44
	9 介護予防福祉用具購入費	45
	10 介護予防住宅改修費	46
	11 介護予防サービス計画給付費	47
	12 総合事業費精算金	48
展開方向02	1 住宅改造支援事業費	49
	2 高齢者自立支援ひろば事業費	51
	3 緊急通報システム普及促進等事業費	53
	4 介護保険サービス事業者指定等事業費	55
	5 特別養護老人ホーム等整備事業費(債務負担分を含む。)	57
	6 地域介護・福祉空間整備等事業費	59
	7 わたさき老人美容サービス事業費	61
	8 老人福祉施設措置費	63
	9 日常生活用具給付事業費	65
	10 徘徊高齢者家族支援サービス事業費	67
	11 老人医療費助成事業費	69
	12 高齢者軽度生活援助事業費	71
	13 高齢者移送サービス事業費	73
	14 尼崎市高齢者等見守り安心事業費	75
	15 軽費老人ホーム運営費補助金	77
	16 老人福祉施設敷地借地料補助金	79
	17 老人保健施設用地取得利子等補給金	81
	18 介護保険制度普及啓発事業費	83
	19 賦課徴収関係事務経費	85
	20 地域包括支援センター運営事業費	87
	21 在宅医療・介護連携推進事業費	89
	22 シルバーハウジング生活援助員派遣事業費	91
	23 徘徊高齢者家族支援サービス事業費	93
	24 高齢者向けグループハウス運営事業費	95
	25 高齢者自立支援型食事サービス事業費	97
	26 住宅改造相談事業費	99
	27 家族介護用品支給事業費	101
	28 介護マーク普及事業費	103
	29 住宅改修支援事業費	105
	30 介護相談員派遣事業費	107
	31 介護給付適正化事業費	109
	32 成年後見制度利用支援事業費	111
	33 高齢者緊急一時保護事業費	113
	34 介護保険利用者負担軽減対策事業費	115

	35 介護予防・日常生活支援総合事業移行準備経費	116
	36 主治医意見書支払費	117
	37 認定調査委託料	118
	38 居宅介護サービス給付費	119
	39 地域密着型介護サービス給付費	120
	40 施設介護サービス給付費	121
	41 特定入所者介護サービス費	122
	42 居宅介護福祉用具購入費	123
	43 居宅介護住宅改修費	124
	44 居宅介護サービス計画給付費	125
	45 特定入所者介護予防サービス費	126
	46 審査支払手数料	127
	47 高額介護サービス費	128
	48 高額医療合算介護サービス費	129
展開方向03	1 敬老関係事業費	131
	2 高齢者ふれあいサロン運営費補助金	133
	3 老人いこいの家運営事業費	135
	4 老人クラブ関係事業費	137
	5 高齢者バス特別乗車証交付事業費	139
	6 高齢者バス運賃助成事業費	141
	7 生活支援サービス体制整備事業費	143
	8 老人福祉工場指定管理者管理運営事業費	145
	9 指定管理者管理運営事業費(老人福祉センター等)	146
	10 指定管理関係経費(総合老人福祉センター)	147
	11 施設整備事業費(総合老人福祉センターほか)	148

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	認知症確定診断体制整備事業費	44AN	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		款	20 衛生費
事業開始年度	平成26年度		項	05 保健衛生費
施策	07 高齢者支援		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

①事業概要

事業実施趣旨	認知症高齢者の急増が見込まれている中、認知症の人とその家族を支援する取組みの必要性が高まっている。住み慣れた地域で医療・介護サービスを体系的に提供する地域包括ケアシステム構築の一環として、認知症の早期診断・早期対応が可能な体制を整備する。												
対象（誰を・何を）	市民（認知症の疑いがある患者）												
求める成果（どのような状態にしたいか）	認知症の疑いがある者に対して、早期診断・早期対応を図ることでの確かな治療やケアにつなげることができ、患者本人や家族にとって、暮らしやすい環境へ導くことが期待できる。												
事業概要	認知症対策の一環として、認知症になっても「本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会」を目指して、認知症の疑いがある患者に対し確定診断をするシステムを運営することで早期診断・早期対応を促す。												
実施内容	<p>1 確定診断の方法</p> <p>①市内かかりつけ医から関西労災病院に確定診断依頼を行う。</p> <p>②診断は、1回目＝医師の問診、診察、心理テスト、2回目＝機器検査、3回目＝結果説明、の3回セットで行う。</p> <p>2 実施状況</p> <p>認知症確定診断体制整備…概ね1週間あたり3枠の新規患者を受け入れる体制を確保する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>市内かかりつけ医からの紹介件数</th> <th>確定診断件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度</td> <td>178</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>216</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>161</td> <td>85</td> </tr> </tbody> </table>		市内かかりつけ医からの紹介件数	確定診断件数	26年度	178	91	27年度	216	111	28年度	161	85
	市内かかりつけ医からの紹介件数	確定診断件数											
26年度	178	91											
27年度	216	111											
28年度	161	85											

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	10,370	10,266	10,267	
委託料	10,370	10,266	10,267	医師、看護師、臨床心理士等人件費
人件費 B	476	480	398	
職員人工数	0.06	0.06	0.05	
職員人件費	476	480	398	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	10,846	10,746	10,665	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	10,846	10,746	10,665	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	鑑別診断受診件数							単位	件	
目標・実績	目標値	156	達成年度	毎年度	26年度	178	27年度	216	28年度	161

28年度の目標に対する達成状況

■ (概ね)達成
□ やや達成できず
□ 下回った

年間156件(概ね1週間あたり3件)の受け入れ・確定診断を行う体制の確保を目標としており、平成28年度は161件の実績があったことから、認知症確定診断のシステム構築を図ることはできたと考える。

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性

高齢者人口は、平成30年まで継続して増加し、平成37年に向けて若干の減少傾向に転じると予測されている。また、認知症高齢者は、平成37年には15,000人(高齢者の12.8%)を超えると推測されている。「高齢者等に関する利用意向調査」(対象65歳以上)にて、半数の者が認知症に対して「将来的な不安を感じる」と回答している。これらのことを踏まえ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築していく上で、有効な施策の1つであると考えます。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較

本来、県下2次医療圏域単位で行われているものであるが、本市が属する阪神南圏域の兵庫医科大学病院認知症疾患医療センターの稼働状況を踏まえ、市民がより早く認知症確定診断を受けることができるよう、本市独自の体制整備を図っている。

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○	
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状				●																					
将来像				○																					
内容	市内医療機関の認知症確定診断の体制状況を見ながら、事業を展開していく。																								

⑧総合評価

総合評価

維持

確定診断の体制整備を機に、地域のかかりつけ医からの紹介、確定診断医療機関からの結果報告、介護予防の観点から必要に応じて、地域包括支援センターへ情報提供(本人や家族の同意のもと)をしていくなど、支援対象者を中心とした関連機関のネットワークを構築していくため、継続して事業を実施していく必要がある。

⑨改善の方向性

今後の改善策

関西労災病院以外に、市内の医療機関にて認知症確定診断体制整備が図られ始めている。また、平成28年度から尼崎市医師会の地域包括ケア・勤務医委員会に認知症対応部会が設置され、認知症医療介護ネットワークの構築や運用についての協議が始まっている。認知症施策の推進状況を踏まえながら、本事業のあり方について、検討していく。

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	高齢者食生活改善事業費	T11A
根拠法令	介護保険法	
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)	
事業開始年度	平成13年度	
施策	07 高齢者支援	

事業分類	ソフト事業
会計	60 介護保険事業費
款	17 地域支援事業費
項	05 地域支援事業費
目	05 介護予防事業費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

① 事業概要

事業実施趣旨	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、食育推進計画に基づき、社会的、精神的、身体的にも変化を生じる高齢者に、低栄養・閉じこもり・孤食・転倒・寝たきりなど、高齢者一次予防(介護予防)として、健康づくり推進員と協働で健全な食生活の実践に向けた支援を行う。
対象(誰を・何を)	65歳以上の高齢者及び高齢者支援を行う市民(健康づくり推進員、在宅栄養士)
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者が食や健康に関心を持ち、健全な食生活を実践し、要介護状態等になることを予防し、心身の健康の保持・増進を図る。あわせて、地域での高齢者の食生活を支援する健康づくり推進員や在宅栄養士の取組みが継続し、地域に浸透する。
事業概要	65歳以上の高齢者を対象に、介護予防・健康づくりのための食生活改善の講座を「健康づくり推進員活動」として実施する。また、地域における自主的な介護予防活動を推進するため、高齢者の食生活改善の支援及び健康づくり推進員や在宅栄養士の研修を実施する。
実施内容	<p>【平成28年度実績】</p> <p>1 健康づくり推進員、在宅栄養士の研修(18回、414人) 地域において高齢者を支援する健康づくり推進員及び在宅栄養士等を対象にした研修会 ①推進員研修会:(13回、推進員314人) ア 講話:1日に必要な食事量の目安・高齢者の身体的特徴等 イ 調理実習:「高齢者にも食べやすい食事の工夫」 ウ 運動実技:ロコモ予防のための運動実技 エ 普及啓発活動(介護保険だより6月号・1月号にレシピ掲載)</p> <p>②在宅栄養士等指導者研修(5回、100人) 「多職種で考えあう高齢者の食支援」</p> <p>2 健康づくり推進員活動(27回、市民536人、推進員142人) 「健康料理レシピ集」を活用した講習会(保健所・各支所等地域において実施) ①調理・運動実技など実習を含む講習会(21回、市民324人、推進員131人) ②講話のみの講習会(6回、市民212人、推進員11人)</p>

② 事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	575	566	727	
報償費	220	217	357	講師料・事業執務の栄養士
需用費	344	343	317	材料費・消耗品等
使用料及び賃借料	11	6	20	会場使用料
備品購入費			33	
人件費 B	2,695	2,352	5,266	
職員人工数	0.34	0.31	0.62	
職員人件費	2,695	2,352	4,784	
嘱託等人件費			482	
合計 C(A+B)	3,270	2,918	5,993	
C 国庫支出金	144	142	172	(国)地域支援事業交付金25%
県支出金	72	71	90	(県)地域支援事業交付金12.5%
市債				「その他」
その他	287	283	375	第1号保険料22%
一般財源	2,767	2,422	5,356	(支払基金) 地域支援事業交付金28%

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	自分が健康であると感じている高齢者の割合(施策評価で設定している目標指標)							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	28年度	26年度	72.9	27年度	73.3	28年度	67.2
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	高齢者の栄養・食支援対策として介護一次予防事業として実施しているが、健康づくり推進員の高齢化や参加者が固定化する傾向にあり、目標達成には至らなかった。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>必要性</p> <p>有効性</p>	<p>尼崎市は、単身高齢者が多く、要介護認定率が兵庫県下で一番高い。高齢者が健全な食生活を実践し、低栄養を予防することは、要介護状態になることを防ぎ、高齢者の生活機能の維持向上につながる。長年、地域で健康づくりに取り組む「健康づくり推進員」や「在宅栄養士」等地域資源を活用することは、高齢者がいつまでも元気で、自立した生活を続けるための仕掛けづくりの一助になっている。</p>
---------	-----------------------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	体験型の健康教育として、「高齢者にも食べやすい食事工夫」を実施しているが、試食程度であるため、現状は受益者負担はしていない。しかし、材料費や会場使用料など、依頼者の希望にあわせて実施する場合は受益者負担で行っている。
-----------------	--	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>西宮市は、いきいき体操の自主グループに対して低栄養予防のための講話を実施。また、出前健康講座として、高齢期の栄養について希望のあった場合に講話を実施。</p> <p>神戸市は、地域拠点型一般介護予防事業として、専門職による介護予防講座の実施。後期高齢者(75歳)歯科健康診査対象者に「低栄養予防リーフレット」を送付。</p> <p>姫路市は、保健所管理栄養士による市政出前講座や健康教育、いずみ会(食生活改善推進員)による料理教室等を実施。</p>
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																			
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	地域の優先的な健康課題を明確にし、施策の企画、実施及び評価を行うことができる体制を整備することは、行政がすべきことである。少数の専門職種であり、受託者を確保し、ノウハウを蓄積することが可能であれば、将来的に委託の可能性がないわけではない。																		
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域					現状	A	B	C	D	E	将来像				●		高齢化が進むなか、地域資源を活用し、多様な主体により支え合う地域づくりを推進することは必要である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																			
現状	A	B	C	D	E															
将来像				●																

⑧ 総合評価

総合評価	維持	地域において高齢者の健康づくり及び栄養・食生活の改善に関する活動を広げるため、「健康づくり推進員」「在宅栄養士」に加え、地域活動を行う歯科衛生士や地域包括支援センター保健師・看護師等にも研修会を周知し、多職種による情報交換及び資質向上の機会を増やすことができた。高齢者が元気で自立した生活を長く続けるカギは、「栄養」「運動=体力維持」「積極的な社会参加」にあるが、本市における「口腔機能の維持・向上による低栄養予防」の取組みは少ない。超高齢化社会に向け、「低栄養」「口腔機能の低下」など、フレイル(虚弱)予防について広く周知し、実践できる高齢者を増やすことが課題である。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	平成28年度「わたきり者等歯科保健対策事業」を廃止し、「高齢者食生活改善事業」を「栄養・口腔機能低下予防事業」と事業名称変更し、予算を計上。平成29年度4月から介護保険法が改正され、本市においても介護予防・日常生活支援総合事業が実施され、健やかな高齢者を過ごせるための介護予防の推進が求められている。より早期からの口腔機能の低下による低栄養予防対策として「栄養・口腔機能低下予防事業」と事業転換し、高齢者の食支援対策の充実を図る。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	介護予防対策事業費	T11G	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成26年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護予防事業費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳		

①事業概要

事業実施趣旨	より身近な地域で気軽に参加できるように、元気な高齢者も含めた地域ぐるみの介護予防体制を構築していく。
対象(誰を・何を)	主に高齢者
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者の心身機能の改善だけでなく、地域の社会活動に参加することで地域のつながりを強め、孤立や閉じこもりを防止一人ひとりがいきいきと健康に過ごすことを目指す。
事業概要	特定高齢者を対象にした二次予防事業(平成26年度 廃止)の実績もふまえ、今後さらに進捗超高齢化に備えた、住民主体で取り組む介護予防事業(週1回5人以上で集まり、DVD映像にあわせて行う高齢者の筋力アップのいきいき百歳体操)の普及啓発と立ち上がったグループに対する支援(物品貸し出し、自主的に体操に取り組めるよう職員が現地支援 当初3回と開始3か月後、6か月後、1年後、2年後及び臨時)
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> 介護予防事業(いきいき百歳体操)に関する紹介・体験会・説明会 49回実施 (H28.4.1~H29.3.30実施分) 28年度に取り組み開始したグループ数 31グループ 活動中のグループ数は80グループ 内訳:参加者実数1,654人(75歳以上:74歳以下=55%:45%) (男性:女性=15%:85%) グループごとの参加者数:7~63人/1G 支援内容 1グループにつき初回支援3回、継続支援(3か月後・6ヶ月後・1年後・2年後)各1回。 その他必要に応じて随時支援。 体力測定(基本チェックリスト)、アンケート(生活の変化等について)、体操指導実施、スペシャル版・かみかみ百歳体操の紹介、継続運営の工夫などのお困りごとの相談等 測定 体力測定やアンケート、活動継続状況から、介護予防の効果を確認し、今後の普及と啓発(立ち上がったグループの活動継続支援も含む)に活用する。 交流会 グループの活動発表及び情報交換や交流を図る。同時に広く市民にも呼びかけた。 今年度は3会場で開催。活動状況報告と市内自主グループ紹介。 グループからの活動発表等。参加者44グループ172人を含む242人

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,973	3,970	4,300	
旅費	18	7	27	職員旅費
需用費	3,294	3,938	4,212	消耗品等
使用料及び賃借料	24	25	55	会場使用料
備品購入費	637		6	備品購入費
負担金補助及び交付金				研修出席者負担金
人件費 B	10,144	15,850	12,051	
職員人工数	0.92	1.27	1.07	
職員人件費	7,246	10,055	8,511	
嘱託等人件費	2,898	5,795	3,540	
合計 C(A+B)	14,117	19,820	16,351	
C 国庫支出金	993	993	1,021	地域支援事業交付金25%
県支出金	497	496	537	地域支援事業交付金12.5%
市債				
その他	1,986	1,985	2,205	第1号保険料22%
内訳 一般財源	10,641	16,346	12,588	(支払基金)地域支援事業交付金28%

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	いきいき百歳体操活動グループ数及び参加人数						単位	—		
目標・実績	目標値	150G	達成年度	30年度	26年度	11G 207人	27年度	48G 979人	28年度	80G 1,654人

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	新たに立ち上がったグループは、27年度+37、28年度+32と若干少なかったが、問合せは多くある。また、ほぼ全グループが活動継続し、新規参加者もみられる。
-----------------	---	---

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<ul style="list-style-type: none"> 週1回もの開催を、高齢者の住民自らが運営するという自主性や、閉じこもりがちの高齢者を参加者が誘う・欠席者の安否を確認し合うなど、高齢者同士の支えあいの取組として定着している。 この取組の参加者平均年齢は75歳で、約6割が体力測定の結果を維持できている。 アンケートには「立ったままズボンがはけるようになった。」「友達や家族とよく出かけるようになった。」「仲間とおしゃべりができ楽しい。」「元気になったので主治医が驚いていた。」「仲間を地域に広めたい。」「来週も参加しようと思う。」「他にもやりたいこと、目標ができた。」などの回答あり。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	厚生労働省調査 介護予防に資する住民運営の通いの場の展開状況平成27年度末現在 (※いきいき百歳体操以外含む) ・神戸市* 209グループ ・姫路市 458グループ ・明石市* 69グループ ・西宮市 148グループ ・洲本市 71グループ ・芦屋市* 13グループ ・伊丹市 52グループ ・宝塚市* 45グループ 国の参考値(高齢者人口×10%÷25人)では、本市 495か所
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	150グループに達すると、住民がほぼ徒歩圏内でいきいき百歳体操に取り組めると考える。150グループ達成後は、業務委託や職能団体との協力体制など、自主運営の継続支援に向けた取組を模索していく。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容 運営は住民主体。行政は後方支援。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状		●																								
将来像		○																								

⑧総合評価

総合評価	維持	<ul style="list-style-type: none"> 高齢期を迎えても、生きがいのある健康的な生活を送る上で、日頃からの介護予防に資する自主的な取り組みとその効果を心身ともに実感できることが重要である。 高齢者による自主運営の機運を拡大させるため、当面は、説明会や初回立ち上げ支援、継続支援等を各地域包括支援センターなどとの連携を推進していく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	地域ぐるみでの介護予防体制の構築は、地域包括ケアの実現をめざす認知症対策にも共通するものである。地域の特性や環境、人材さまざまな資源を活かしながら、あらゆる世代の地域住民が互助の取り組みによる介護予防が促進されるよう、啓発と支援を進める。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	介護予防普及啓発事業費	T125	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成18年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護予防事業費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者は年々増加しており、介護が必要な状態にならないよう、健康づくりや介護予防のための知識の普及啓発を行う。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	広報誌等により、介護予防に関する意識啓発を促すことで、介護が必要な状態になることを予防する。
事業概要	介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。
実施内容	<p>1 事業内容 介護が必要な状態になることを予防するため、介護予防に関する意識啓発を促すための広報誌を発行する。</p> <p>2 事業実績 広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行(1月) 市内一戸別配布(再送用) 1,610部 公共施設窓口設置 4,500部 点字版・CD版の作成・配付(点字80、CD110)</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,444	1,464	2,016	
需用費	344	361	569	印刷製本費
委託料	1,100	1,103	1,447	広報誌配布業務委託料
人件費 B	793	800	795	
職員人工数	0.10	0.10	0.05	
職員人件費	793	800	795	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,237	2,264	2,811	
C 国庫支出金	357	366	478	(国)地域支援事業交付金25%
県支出金	179	183	252	(県)地域支援事業交付金12.5%
市債				「その他」
その他	730	732	1,034	第1号保険料22%
一般財源	971	983	1,047	(支払基金) 地域支援事業交付金28%

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	あまがさき介護保険だより市内一戸別配布数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	数		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	225,589	27年度	226,568	28年度	228,229
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		介護保険だよりの配布等を通じ、介護保険制度及び介護保険制度に関する時宜に応じた情報を提供できた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護予防に対する理解を深めるためには、正確でわかりやすい情報提供が必要である。また、介護予防に関するローカルな最新情報を伝えることにより、正しい知識の普及に寄与できる。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、市が制度の普及啓発のために行なっているものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体においても、市民を対象に介護予防に関する意識啓発を促すための広報誌の発行は実施されている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	内容等は保険者である市が主体となるが、配布業務については既に委託を行っている。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 行政の責任において実施する必要がある。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	広報誌の配布等により、介護保険制度及び時宜に応じた情報の普及啓発に役立っている。また、高齢者の自立・安定した生活環境の確保に有効である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	介護予防に対する最新の情報を提供し、市民理解を深めるため今後も本事業を継続する。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	いきいき健康づくり事業費	T12A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	いきいき健康づくり事業実施要綱		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成12年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護予防事業費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者の増加に伴い、介護予防の観点から、気軽に継続して行えるウォーキングを奨励し、高齢者の健康増進を図る。
対象(誰を・何を)	65歳以上の高齢者
求める成果(どのような状態にしたいか)	適度な運動を継続して行えるよう、また時間や場所に制約がなく気軽に始めることができる運動を通して、介護が必要となる状態を予防する。
事業概要	介護保険制度の主旨である介護予防の視点を重視し、介護が必要となる状態を予防するため、適度な運動を継続して行えるよう、また時間や場所に制約がなく気軽に始めることができるウォーキングを奨励する事業を実施し、健康に対する意識啓発を行う。貯筋通帳に歩数を記入し、100万歩、200万歩、500万歩、1000万歩及び以降500万歩ごとに達成者に対して記念品を贈呈する。
実施内容	貯筋通帳に歩数を記入(1日の記入歩数は1万歩を限度)し、所定の歩数を達成された場合に記念品を贈呈する。 記念品の内訳 100万歩・・・帽子 200万歩・・・ウインドブレーカー 500万歩・・・ポーチ 1000万歩達成者・・・市長より祝福状、リュックサックの贈呈 (平成28年11月18日(金)10:30～ ベイコム総合体育館メインアリーナ) 1500万歩以降500万歩ごと・・・タオル 平成28年度末時点登録者数:7,134人

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	4,860	4,499	5,075	
委託料	4,860	4,499	5,075	業務委託料
人件費 B	981	981	1,034	
職員人工数	0.12	0.12	0.13	
職員人件費	981	981	1,034	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	5,841	5,480	6,109	
C 国庫支出金	1,204	1,048	1,205	地域支援事業交付金25%
県支出金	609	562	634	地域支援事業交付金12.5%
市債				
その他	2,439	2,322	2,602	第1号保険料22%
一般財源	1,589	1,548	1,668	(支払基金)地域支援事業交付金28%

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	いきいき100万歩運動の登録者数							単位	人		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	6,646	27年度	7,030	28年度	7,134
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	高齢者の増加に伴い、気軽に取り組めるウォーキングは健康の維持管理につながることから参加者は増加している。「貯筋通帳」を交付し、達成者には記念品を贈呈する等、ウォーキングを奨励することで、高齢者の健康に対する意識が高まっている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護が必要となる状態を引き起こす主な原因である生活習慣病や骨粗しょう症などの予防のために、気軽に継続して取り組めるウォーキングを奨励し、高齢者の健康に対する意識の向上と介護予防を促進する。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	受益者負担なし。介護予防事業であり、受益と負担を目的にしている事業ではない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市・・・検討中
---------------	-----------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	尼崎市社会福祉協議会に事務委託している。受付窓口は高齢介護課と老人福祉センター5カ所で行っている。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		ほぼ受託者主体で対応している。介護保険制度の主旨である介護予防の観点から、市の主催事業としている。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	貯筋通帳に歩数を記帳する楽しみ、また記念品をもらう喜びなどが継続的な運動につながっている。介護が必要となる状態を引き起こす主な原因である生活習慣病や骨粗しょう症などの予防のために、継続して行える適度な運動であるウォーキングを奨励し、高齢者の健康に対する意識の向上を図る。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	新規の登録者数を増加するために、ウォーキングを習慣づけて行うことは健康を維持するためにも大切であることをPRするなど、更なる事業の情報発信と周知拡大を図る。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	認知症対策推進事業費	TJ1B
根拠法令	介護保険法	
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)	
事業開始年度	平成26年度	
施策	07 高齢者支援	

事業分類	ソフト事業
会計	60 介護保険事業費
款	17 地域支援事業費
項	05 地域支援事業費
目	05 介護予防事業費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。	
局	健康福祉局	課
課	包括支援担当	所属長名
		寺沢 元芳

①事業概要

事業実施趣旨	高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数も益々の増加が見込まれている。認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。
対象(誰を・何を)	市内在住の認知症高齢者等及びその家族と地域の支援者
求める成果(どのような状態にしたいか)	認知症になっても安心して尼崎市で暮らし続けられるよう、認知症に関する様々な不安や悩み疑問について、市民が必要な時に必要な情報を得て、次の行動がスムーズにとれるようにする。
事業概要	国が示す新オレンジプランの実現をめざし、1 認知症に関する相談窓口の充実、2 認知症の人と家族が安らげる場の充実、3 認知症の人と家族の支援者を拡大する 4 認知症初期集中支援チーム設置に向けてのモデル実施 5 認知症高齢者等の見守りSOSネットワークの構築 取組5大施策と位置付け、従来より精神保健活動として取り組む疾病対策担当と連携しながら取り組んでいる。
実施内容	1 認知症に関する相談窓口の充実 ①12地域包括支援センター配置の認知症地域支援推進員を中心に、認知症相談センター機能と各地域の実情に応じた医療介護連携の取組を継続。(相談実績:3,341件 来所と電話) 取組例は、認知症地域支援推進員会議(8回開催)や認知症施策推進会議(3回開催)でも共有。 ②市民向け「認知症あんしんガイド」の作成配布。同時に、昨年度整理した認知症相談窓口職員向けの地域版認知症の状態に応じて活用できる資源情報の随時更新と総合事業のケアマネジメントにも活用できる全市版の資源情報の作成と市HP公開。 2 認知症の人と家族支援 ①認知症カフェ等ついでい場立ち上げ継続支援 計12か所(市HP公表 若年性認知症対象含む) ②家族のための基礎講座 6回、参加者40名 高齢者こころの相談 相談人数10名 3 認知症の人と家族の支援者拡大 ①認知症サポーター養成講座 107回開催2,492名受講(学校や職場や各種団体に加え、家族や知人グループ、認知症カフェやいきいき百歳体操、高齢者ふれあいサロンでの開催が増えた) ②講座の講師を担うキャラバンメイトの交流会をメイト経験者が企画運営。新規メイトの講座開催に繋がる情報提供をした。 4 29年度初期集中支援チーム設置に向けての検討(庁内外の認知症関連の会議等) 5 警察3署とも協議し、認知症みんなで支えるSOSネットワーク運用開始。(H29年3月より)

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	4,442	5,736	12,987	
報償費	181	181	957	委員、講師等謝礼
旅費	12	3	64	職員旅費
需用費	156	1,395	3,394	消耗品等
委託料	4,080	4,080	8,055	業務委託料
その他	13	77	517	※役務費+使用料及び賃借料+負担金補助及び交付金
人件費 B	15,250	28,906	24,118	
職員工数	1.65	3.29	2.60	
職員人件費	13,077	26,009	20,680	
嘱託等人件費	2,173	2,897	3,438	
合計 C(A+B)	19,692	34,642	37,105	
C 国庫支出金	1,733	2,237	5,064	地域支援事業交付金39%
県支出金	866	1,119	2,532	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	977	1,262	2,859	第1号保険料22%
一般財源	16,116	30,024	26,650	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	認知症サポーター 養成講座 受講者数	単位	人							
目標・実績	目標値	28,750	達成年度	29年度	26年度	8,035	27年度	11,274	28年度	13,766
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った 養成講座の受講者数は目標値から大きく乖離しているが、我々としては養成者を量産するのではなく、認知症の人と家族を応援するサポーターとして、自主的に無理なく身近なところからできることを実践することの大切さを小規模・少人数の講座で訴求することを重視している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	日本は超高齢者社会になっており、それに伴い認知症の人も増大する。尼崎市も例外ではなく、認知症は誰もが関わる可能性がある身近な病気であり、地域での認知症への理解と適切な対応など疾病対策としての取り組みは、今後も必要となる。認知症に対する啓発等を行うためには、高齢者福祉対策だけでなく、総合的に検討する必要がある。従来より精神保健対策として認知症事業を担っている疾病対策課とも協働で現行の業務を引き進めることで、より多くの人が認知症を正しく理解し適切な対応が出来ることが、期待できる。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見しみの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	総人口に占めるサポーターの割合 平成28年3月 国:5.504% 尼崎市:2.460% 西宮市:3.001% 伊丹市:2.194% 平成29年3月 国:6.480% 尼崎市:2.977% 西宮市:3.608% 伊丹市:2.703% サポーター1人当たりの高齢者人口 平成28年3月 国:4.7人 尼崎市:10.5人 西宮市:7.1人 伊丹市:10.5人 平成29年3月 国:4.1人 尼崎市:8.9人 西宮市:6.2人 伊丹市:8.8人
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無 認知症サポーターキャラバン事務局機能すでに養成講座の開催要請の受付事務や備品手配など軽微な作業を切り分けて運用済み。
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 現状 将来像 A B C D E ● ○

⑧総合評価

総合評価	維持	認知症の人やその家族、介護者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、この事業を、市民の認知症に対する理解浸透を進める一つの手段として、着実に進めていく。さらに、「医療・介護・地域住民等」が連携し、認知症の気づきから鑑別診断を含む認知症の進行や容態の変化に応じ、適時・適切に切れ目なく必要な支援やサービスが提供されるよう取組を強化する。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	本市の医療・介護連携の会議体等も活用し、認知症の人等への切れ目のない医療・介護の連携策とも運動させ、この取組の更なる周知など事業を推進していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	介護予防サービス給付費	T751	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成18年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援被保険者が指定介護予防サービスを利用したときに、介護予防サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス事業者から、指定介護予防サービスを受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対して、当該指定介護予防サービスに要した費用について、介護予防サービス費を支給する。</p> <p><事業実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防訪問介護 40,185件 794,181,409円 ・予防訪問入浴介護 43件 1,320,538円 ・予防訪問看護 4,558件 132,677,440円 ・予防訪問リハビリテーション 1,664件 48,816,750円 ・予防通所介護 32,085件 890,856,790円 ・予防通所リハビリテーション 4,932件 163,173,436円 ・予防福祉用具貸与 29,567件 166,360,044円 ・予防短期入所生活介護 233件 7,067,428円 ・予防短期入所療養介護 17件 526,862円 ・予防居宅療養管理指導 5,135件 38,392,588円 ・予防特定施設入居者生活介護 1,046件 75,685,953円

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,259,728	2,319,059	1,530,774	
負担金補助及び交付金	2,259,728	2,319,059	1,530,774	給付費
人件費 B	0	0	4,547	
職員人工数			0.31	
職員人件費			2,466	(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費			2,081	内5%程度は調整交付金
合計 C(A+B)	2,259,728	2,319,059	1,535,321	(県)介護給付費負担金12.5% 「その他」
C 国庫支出金	573,702	598,068	385,396	第1号保険料22%
の 県支出金	282,466	289,883	191,346	(支払基金)介護給付費交付金28%
財 市債				返納金
源 其他	1,113,814	1,133,913	757,924	介護給付費準備基金繰入金
内 一般財源	289,746	297,195	200,655	繰越金

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	地域密着型介護予防サービス給付費	T75A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成18年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援被保険者が指定地域密着型介護予防サービスを利用したときに、地域密着型介護予防サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス事業者から、指定地域密着型サービスを受けたときは、当該要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事その他日常生活に要する費用を除く。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。</p> <p><事業実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 19件 422,959円 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 174件 10,722,380円 ・介護予防認知症対応型共同生活介護 6件 1,412,898円

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	6,882	12,558	40,090	
負担金補助及び交付金	6,882	12,558	40,090	給付費
人件費 B	0	0	1,018	
職員人工数			0.08	
職員人件費			636	(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費			382	内5%程度は調整交付金
合計 C(A+B)	6,882	12,558	41,108	(県)介護給付費負担金12.5% 「その他」
C 国庫支出金	1,747	3,239	10,093	第1号保険料22%
の 県支出金	860	1,570	5,011	(支払基金)介護給付費交付金28%
財 市債				返納金
源 其他	3,393	6,140	19,851	介護給付費準備基金繰入金
内 一般財源	882	1,609	6,153	繰越金

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	介護予防福祉用具購入費	T761	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成18年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者から福祉用具を購入したときに、介護予防福祉用具購入費を支給する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。 ・介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給する。 ・特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の100分の90に相当する額を償還払いで支給する。 ・支給限度基準額は、100,000円。 ・支給限度基準額の管理期間は、毎年4月1日からの12ヶ月間
事業実績	624件 16,462,115円

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	18,076	16,462	18,202	
負担金補助及び交付金	18,076	16,462	18,202	給付費
人件費 B	0	0	2,703	
職員人工数			0.10	
職員人件費			795	
嘱託等人件費			1,908	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	18,076	16,462	20,905	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	4,589	4,246	4,582	「その他」
県支出金	2,260	2,058	2,275	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	8,909	8,049	9,014	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	2,318	2,109	5,034	繰越金

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	介護予防住宅改修費	T76A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成18年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援認定者が住宅の改修を行ったときに、介護予防住宅改修費を支給する。
実施内容	<p>介護予防住宅改修費は、当該被保険者が現に居住する住宅について行われ、かつ、当該被保険者の心身・住宅の状況等を勘案して必要と認める場合に限り支給する。</p> <p><支給限度額基準額等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給限度基準額は200,000円 ・支給は、原則として1回限りであるが、要介護認定が著しく高くなった場合や転居した場合については、再度支給を受けることができる。 <p><受領委任払></p> <p>保険料の滞納がなく、工事着工前に市の承認を受けていれば、利用者は工事費から保険給付費分を差し引いた金額(1割等)を施工業者に支払、市は受領を委任された施工業者に直接保険給付費分(9割等)の支払を行う。</p> <p><事業実績></p> <p>763件 63,606,680円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	66,189	63,607	67,680	
負担金補助及び交付金	66,189	63,607	67,680	給付費
人件費 B	0	0	2,599	
職員人工数			0.10	
職員人件費			795	
嘱託等人件費			1,804	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	66,189	63,607	70,279	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	16,804	16,404	17,039	「その他」
県支出金	8,274	7,951	8,460	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	32,625	31,102	33,512	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	8,486	8,150	11,268	繰越金

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	介護予防サービス計画給付費	T76K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成18年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要支援被保険者が指定介護予防支援を受けたときに、介護予防サービス計画給付費を支給する。
実施内容	<p>介護保険法第58条（介護予防サービス計画費の支給）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援事業者から、指定介護予防支援を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。 ・介護予防サービス計画費の額は、地域等を勘案したサービスの平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額（全額保険給付の対象となる。） <p>事業実績 74,827件 352,197,621円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	340,911	352,198	187,833	
負担金補助及び交付金	340,911	352,198	187,833	給付費
人件費 B	0	0	745	
職員人工数			0.05	
職員人件費			398	
嘱託等人件費			347	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	340,911	352,198	188,578	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	86,551	90,829	47,289	「その他」
県支出金	42,614	44,025	23,479	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	168,034	172,209	93,002	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	43,712	45,135	24,808	繰越金

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	総合事業費精算金	T130	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成27年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護予防事業費

施策の展開方向	(07-1) 元気な高齢者を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努める。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	平成27年4月1日に施行された介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う移行期間中の他市利用者の給付費の支払い（移行期間:任意実施 本格実施:平成29年4月1日(尼崎市含む)）
対象(誰を・何を)	65歳以上のすべての人
求める成果(どのような状態にしたいか)	要介護・要支援に至らない元気な高齢者を増やし、地域の支えあいの体制作りを目指す。
事業概要	尼崎市を保険者とする住所地特例者が、他市の指定事業者による介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供を受けた際、精算金として保険給付費の支払代行処理を行っている国民健康保険連合会へ支払う。
実施内容	<p>平成28年度実施移行期間に伴う、他市給付請求費の支払いを行う。</p> <p>平成28年度実績 29件 サービス費用 509,279円 委託料 45円×29件=1,305円 (サービス内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門型訪問サービス 指定事業所によるサービスとして、訪問介護員を派遣し身体介護・生活援助を行う。 ○ 標準型訪問サービス 指定事業所によるサービスとして、生活支援サポーターおよび訪問介護員を派遣し生活援助を行う。 ○ 訪問型支えあい活動 生活支援サポーター等による地域の中での生活援助や生活支援活動を実施する。 ○ 介護予防通所サービス 指定事業所によるサービスとして、通所介護施設で、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニング等、利用者個々の身体状況やニーズに沿って選択されたサービスを提供する。

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	511	0	
負担金補助及び交付金		509		
委託料		2		
人件費 B	0	0	0	
職員人工数				
職員人件費				
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	511	0	
C 国庫支出金		128		(国)地域支援事業交付金25%
県支出金		64		(県)地域支援事業交付金12.5%
市債				
その他		255		第1号保険料22%
一般財源	0	64	0	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	住宅改造支援事業費	30BK	事業分類	ソフト事業
根拠法令	住宅改造費助成事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成7年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	身体の機能の低下した高齢者・障害者が住み慣れた家で安心して生活することができるよう、住宅改造の相談及び助言を行い、介護負担の軽減と生活環境の改善を支援する。
対象 (誰を・何を)	1 介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている被保険者 2 身体障害者手帳の交付を受けている者 3 療育手帳の交付を受けている者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	住み慣れた家での安心した生活の実現と介護者の負担軽減。
事業概要	高齢者等の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造に関して、相談及び助言を行うとともに改造経費を助成する。
実施内容	身体機能の低下した高齢者及び障害者が居住する住宅について、対象者の身体状況に配慮した住宅改造を行うために必要な費用の全部又は一部を助成する。 ※ 助成金交付額の決定・支出に関する事務を除き、尼崎市社会福祉協議会へ事業委託している。 ※ 平成28年度から、昭和56年5月以前建築の戸建て住宅に対して簡易耐震診断を助成要件に追加した。 1 相談の受付 2 改造内容の相談・助言のための訪問調査 3 助成申請の受付→審査→決定 4 工事内容の確認 5 助成金交付額の決定→交付 平成28年度末時点助成世帯件数:69件

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	25,797	29,138	31,891	
委託料	3,266	2,479	1,762	改良相談員人件費等
負担金補助及び交付金	22,531	26,659	30,129	住宅改造経費の助成
人件費 B	1,961	1,980	1,989	
職員人工数	0.25	0.25	0.25	
職員人件費	1,961	1,980	1,989	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	27,758	31,118	33,880	
C 国庫支出金				
県支出金	11,265	13,329	15,064	老人福祉費補助金(補助率1/2)
市債				人生80年いきいき住宅助成
その他				事業として実施
一般財源	16,493	17,789	18,816	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	実績件数(高齢者及び障害者) (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	世帯数			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	87	27年度	62	28年度	69
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		目標の設定はないが、住み慣れた家で安心して生活ができ、介護の負担を少しでも軽くすることは、要介護者とその家族の生活環境の向上につながっている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	身体機能の低下した高齢者及び障害者が住宅改造を行うことにより、住み慣れた家で安心して生活することができ、介護の負担軽減にもつながっている。また、高齢者・障害者の対象者及びその介護者が、不自由を感じていた箇所を改造することで、行動範囲を広げ前向きな生活が期待される。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	市の要綱に基づき、所得税に応じて受益者負担あり。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	この事業は、一般型・特別型・増改築型・共用型の4つのタイプがあり、市によって実施内容が異なる。 本市の場合、特別型を実施している。 ・尼崎市(特別型) ※共用型は住宅・住まいづくり支援課で実施(平成26年度から) ・西宮市(一般型・特別型・共用型) ・伊丹市(特別型・共用型)
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 現状 将来像
内容	行政の責任と主体性により行政が行う。

⑧総合評価

総合評価	維持	身体機能の低下に伴い、段差の解消等の住宅改造は、今後の生活環境の向上につながるるとともに、介護者の介護負担の軽減につながっており、引き続き、制度のPRを行う中で、住宅改造が必要な対象者の支援を行う。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	身体の状況によっては、住宅改造を急がれる場合があるが、訪問調査や申請手続きに日時を要する場合があります、手続きの簡素化等の検討が必要である。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	高齢者自立支援ひろば事業費	30BM	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成20年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳		

①事業概要

事業実施趣旨	災害復興住宅内に高齢者の見守りや自立を支援する拠点(ひろば)を設置し、地域主体の支援システムの構築を図るもの。震災発生以降かなりの年月が経過しており、本来の対象者(震災被害者)が年々少なくなっている。
対象(誰を・何を)	市内災害復興住宅(15か所)に居住する65歳以上の高齢者のいる世帯
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域主体の支援システムの構築
事業概要	現在北部と南部それぞれ1か所ずつひろばとして活動拠点を設置している。SCS(高齢者世帯生活援助員4名・本市嘱託職員)が、ひろばを拠点として、各種支援事業を実施しているほか、近隣の災害復興住宅居住の対象者宅も含め訪問、安否確認を行っている。
実施内容	SCS(高齢者世帯生活援助員4名・本市嘱託職員)が、ひろばを拠点として、各種支援事業を実施しているほか、近隣の災害復興住宅居住の対象者宅も含め訪問、安否確認を行っている。 1 趣味の講座などの生きがいづくり事業(平成28年度53回 延べ参加人員581人) 2 情報交換会等 コミュニティ支援事業(平成28年度7回 延べ参加人数125人) 3 職員による巡回型の見守り(対象:約390世帯、平成28年度 延べ 4,724 世帯巡回) 4 コミュニティづくりのサポートを行う 5 高齢者や高齢者支援事業に係る情報交換を行う 6 高齢者に向けた情報発信を行う 7 高齢者や地域住民との交流を行う

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,430	1,414	806	
報償費	114	78	108	講師への報償費
需用費	1,147	1,210	586	消耗品費等
役務費	141	98	84	電話料
使用料及び賃借料	28	28	28	会場使用料
人件費 B	15,317	15,136	15,057	
職員人工数	0.39	0.37	0.40	
職員人件費	3,113	2,932	3,182	
嘱託等人件費	12,204	12,204	11,875	
合計 C(A+B)	16,747	16,550	15,863	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	12,762	12,765	12,765	生活再建支援金支給等事業
一般財源	3,985	3,785	3,098	収入を充当

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ参加人数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	859	27年度	891	28年度	706
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 現在の参加者は、固定化されてきている。事業内容の多様化を図ることにより、一定の参加意識啓発を図っている。 [例] 体操・茶話会・情報交換会・手作り教室 他										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢者世帯の継続した巡回訪問やコミュニティづくり及び生きがいづくりを目的とした事業であり、見守り・閉じこもり防止策として一定有効である。しかし、災害復興住宅のみの対応であること、また、震災当時と比べ、いきいき百歳体操などのコミュニティ活動や介護サービスによる支援、高齢者への見守り活動など他施策が広がっていることも事実である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 高齢化率の高い災害復興公営住宅において、認知症や精神疾患、閉じこもりの高齢者も存在する中で、受益者負担になじむものではない。
-----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県(県・市町生活支援協議会)と該当市が契約を締結している事業であり、各市とも業務として災害復興公営住宅に高齢者自立支援ひろばを設置・運営し、高齢者の見守り機能、健康づくり機能、コミュニティ支援機能、支援者間のプラットフォーム機能を提供しているもので、同じ内容の事業を委託されている。なお、芦屋市は事業廃止済み。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	ひろば事業は、県から受託している事業であり、嘱託員で対応している。平成30年度以降の事業展開は、⑧総合評価、⑨改善の方向性の通りであり、委託化の検討の余地はない。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像 ○	内容は、行政と地域住民等の協働により運営しているが、今後は、既存の活動等への転換を進めていく。

⑧総合評価

総合評価	改善	ひろば事業は、住宅居住者及び周辺住民等が参加し、参加者相互の仲間づくりや情報交換を行うとともに、相談もできる交流の場であるが、参加者数は下降傾向であり、固定化しつつある。また、ひろば設置住宅を含め市内15復興住宅等の高齢者世帯に対し巡回・安否確認を行っている(LSA対応世帯、生活保護世帯は除く)が、震災当時と比べ、介護サービスによる支援、高齢者への見守り活動など他施策が広がっていることも事実である。平成29年度は、事業内容の「見守り機能」「コミュニティ機能」を他事業や他機関に繋ぐことに取り組み、平成30年度には既存の活動への転換を進めていく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	本事業は、阪神・淡路大震災復興基金による事業で、県からの受託事業である。平成30年度以降は、財源の基金が底をつくため県は市の負担を前提とした一般施策として継続実施する方向で検討を進めているが、本市では「ひろば事業」を他事業や他機関に繋ぐことにより既存の活動に転換する方向で検討を進める。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	緊急通報システム普及促進等事業費	30BQ	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市緊急通報システム普及促進事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成3年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢化の進展を見据え開始されたものであり、一人暮らしの高齢者等に急病や事故等の緊急時に、ボタンを押せば相談センターにつながる発信機等を貸与することで、当該高齢者等の日常生活の安全確保と不安の解消を図る。																								
対象 (誰を・何を)	・65歳以上の高齢者単身世帯 ・身体障害者手帳1級又は2級を所持する障害者単身世帯 等																								
求める成果 (どのような状態にしたいか)	単身高齢者等の日常生活における不安解消と安全確保を図るとともに、近隣住民と高齢者のつながりを深め、地域の力を借りながら見守り活動の一翼を担う。																								
事業概要	緊急時にペダント等のボタンを押すことで、相談センターとのハンズフリーによる会話ができ、必要があると判断された場合は、登録された近隣協力員や救急に通報されるもの。また、緊急対応があった場合は、その後の継続的なフォロー、協力者への対応等あと処理も必要であり、単に機器を貸し出すのみにとどまらないことから、地域との関わりが深い尼崎市社会福祉協議会に委託を行っている。																								
実施内容	【実施方法】 ①(社福)尼崎市社会福祉協議会に運営業務を委託 ②日本パナユーズ(株)に受信センター業務を委託 【利用者自己負担】																								
	<table border="1"> <tr> <th>利用者世帯の階層区分</th> <th>利用者負担額(月額)</th> </tr> <tr> <td>A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B 生計中心者が市町村民税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C 生計中心者が市町村民税課税世帯</td> <td>全額(1,008円)</td> </tr> </table>	利用者世帯の階層区分	利用者負担額(月額)	A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	B 生計中心者が市町村民税非課税世帯	0円	C 生計中心者が市町村民税課税世帯	全額(1,008円)																
	利用者世帯の階層区分	利用者負担額(月額)																							
	A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円																							
B 生計中心者が市町村民税非課税世帯	0円																								
C 生計中心者が市町村民税課税世帯	全額(1,008円)																								
※平成27年度から利用料の算定基準が市町村民税になった。																									
<table border="1"> <tr> <th colspan="5">【設置台数及び利用状況】</th> </tr> <tr> <th></th> <th>設置台数</th> <th>緊急対応件数</th> <th>誤報・その他</th> <th>総件数</th> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>514</td> <td>248(37)</td> <td>365</td> <td>613</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>511</td> <td>300(67)</td> <td>375</td> <td>675</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>466</td> <td>304(79)</td> <td>484</td> <td>788</td> </tr> </table> <p>※()内は救急搬送</p>	【設置台数及び利用状況】						設置台数	緊急対応件数	誤報・その他	総件数	平成26年度	514	248(37)	365	613	平成27年度	511	300(67)	375	675	平成28年度	466	304(79)	484	788
【設置台数及び利用状況】																									
	設置台数	緊急対応件数	誤報・その他	総件数																					
平成26年度	514	248(37)	365	613																					
平成27年度	511	300(67)	375	675																					
平成28年度	466	304(79)	484	788																					
【主な通報内容】	・ベッドからの落下 ・体調不良を訴えたが協力員の訪問で落ち着いた。 ・一人で不安を感じたが機械で対話しているうちに安心した。																								

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	18,042	16,788	17,344	
委託料	18,042	16,788	17,344	運営業務委託料
人件費 B	2,586	2,609	2,625	
職員人工数	0.33	0.33	0.33	
職員人件費	2,586	2,609	2,625	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	20,628	19,397	19,969	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	469	562	580	利用者自己負担金を充当
一般財源	20,159	18,835	19,389	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用者数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)	単位	件								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	514	27年度	511	28年度	466
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	必要な高齢者等に対し必要に応じて設置するものであり、数値的な目標の設定はない。単身高齢者等の日常生活において緊急時の不安解消と安全確保を図るという事業目的は達成できている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢化が進行する現状において、本市では特に、近年単身高齢者が増加していることから、緊急時に救急要請が簡易にできる体制整備を強化することが求められている。さらに、今後もこの傾向は進んでいくことが確実であることから、当事業の必要性はますます高くなると判断できる。また、援助が必要な高齢者を地域で把握しフォローしていく体制は、今後とも地域福祉の観点から非常に重要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見ししの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">利用者世帯の階層区分</th> <th>利用者負担額(月額)</th> </tr> <tr> <td>A</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生計中心者が市町村民税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>生計中心者が市町村民税課税世帯</td> <td>全額(1,008円)</td> </tr> </table>	利用者世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	B	生計中心者が市町村民税非課税世帯	0円	C	生計中心者が市町村民税課税世帯	全額(1,008円)
利用者世帯の階層区分		利用者負担額(月額)												
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円												
B	生計中心者が市町村民税非課税世帯	0円												
C	生計中心者が市町村民税課税世帯	全額(1,008円)												

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	宝塚市・川西市においてはアナログ回線のみで実施(通信の確実性の確保が充分でないことが理由)。西宮市・伊丹市・三田市・芦屋市はデジタル回線の対応も実施。 【参考:西宮市】 対象者:おおむね65歳以上の単身又は高齢者のみの世帯等で常に見守りが必要な方 窓口:民生委員(社会福祉協議会も可) 利用料:市県民税所得割以上380円/ヶ月(固定額)
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	運営業務:尼崎市社会福祉協議会に委託 利用決定:尼崎市																										
委託等の可能性																												
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">現状</th> <th rowspan="2">将来像</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>			市民の領域 ↔ 行政の領域							A	B	C	D	E	現状	将来像				●					○		内容 利用決定については行政が決定し、責任を持って高齢者の生活安全に努めることが望ましい。
		市民の領域 ↔ 行政の領域																										
		A	B	C	D	E																						
現状	将来像				●																							
					○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	緊急事態発生時の救護体制を確立することにより、緊急時における不安の解消と、安心した在宅生活の維持に寄与できている。また、緊急性の高い疾病を有する単身高齢者等の設備設置のニーズは高いため今後も継続が必要である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	当該サービスがより利用しやすいように、運営方法においては平成27年度から、昨今の電話回線の多様化に応じてデジタル回線が利用できるように一部改善を行うと共に事務の効率化を図るために利用料算定基準を所得税から市民税へ変更している。引き続き業務受託者と連携し、制度のPRを行う中で、当該サービスが必要な高齢者の利用を促進する。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	介護保険サービス事業者指定等事業費	30EB	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	介護保険法		会計	01 一般会計
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成23年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等を行う。
対象(誰を・何を)	介護保険サービス事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	適正な判断で事業者指定等を行うことにより、事業者の適正な運営の確保、利用者へのサービスの質の向上を図る。
事業概要	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等を行う。
実施内容	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、指定権限が平成24年4月1日に中核市に移譲された。このため、都道府県が処理していた指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等を行う。 平成28年度 (内訳) 指定件数 96件 居宅サービス事業所 30件 介護予防サービス事業所 32件 居宅介護支援事業所 22件 地域密着型サービス事業所 9件 介護予防地域密着型サービス事業所 2件 第1号通所介護事業所 1件

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,313	1,277	3,459	
旅費	4	80	149	職員旅費
需用費	177	167	134	事務消耗品
使用料及び賃借料	1,063	1,030	1,232	システム使用料
備品購入費	69			
委託料			1,944	
人件費 B	31,146	53,758	42,914	
職員人工数	2.64	4.14	2.70	
職員人件費	20,922	33,112	21,476	
嘱託等人件費	10,224	20,646	21,438	
合計 C(A+B)	32,459	55,035	46,373	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	4,089	3,074	3,459	手数料
一般財源	28,370	51,961	42,914	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	介護保険サービス事業者指定件数(成果指標の設定が困難なため、指定件数を活動指標として設定している)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	161	27年度	141	28年度	96

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	介護保険サービス事業者の指定、更新申請等について、適切に審査を行い指定した。
-----------------	--	--

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護保険サービス事業者の指定業務については、平成24年4月より都道府県から中核市に権限が移譲されており、本市において業務を担う必要がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	申請種別に応じて、尼崎市介護保険条例に定められた手数料を徴収している。
-----------------	---	-------------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	性質上、市が行う業務である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政の責任において実施する必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	本市における事業者への指導では、事業者の資質向上を図るため、指定申請時や更新申請時に人員基準等を再確認するためのチェックシートを提出する等、法令順守に向けた周知を実施しているが、十分とは言えない。今後も資質の向上に向け課題を抽出し、効果的な手法を検討する。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	個々の職員の判断に齟齬が生じないよう、ミーティング等で判断基準の刷り合わせを行っている。また、そこでの議論の要旨や、厚労省等に確認を行った情報などを電子データで記録するようにし、共有ファイルで保存している。一律な判断ができるよう、職員が判断に迷った時に検索できるような環境を整えた。今後も引き続き、効果的な手法を模索していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	特別養護老人ホーム等整備事業費 (債務負担分を含む)	3342	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市社会福祉法人特別養護老人ホーム等補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	介護保険事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成11年度(債務負担)平成21年度(整備事業)		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	(整備事業)介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホームの整備事業に対し、その建築費の一部を補助する。(債務負担)社会福祉法人が社会福祉医療事業団等から借り入れた特別養護老人ホーム等の整備費について、償還金相当分を分割で補助する。(平成11年度、平成12年度のみ実施)
対象(誰を・何を)	市民(主に高齢者)
求める成果(どのような状態にしたいか)	(整備事業)第6期介護保険事業計画に基づき、特別養護老人ホームの整備を確実にすることで、在宅等で特別養護老人ホームの入所を希望している待機者の解消を図る。(債務負担)平成32年で補助金支払完了。
事業概要	(整備事業)第6期介護保険事業計画に基づき公募を行い、尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会にて選定された社会福祉法人に対し、施設整備に際してその建築費の一部を補助する。(債務負担)社会福祉法人が事業費の一部として、市補助金の全部又は一部を社会福祉医療事業団等で借り入れたことにより、その償還金相当額を20年を限度に償還が終了するまで分割補助する。
実施内容	(整備事業)第6期介護保険事業計画に基づき公募を行い、尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会にて選定された社会福祉法人に対し、施設整備に際してその建築費の一部を補助する。 なお、工事が複数年にわたる場合は、その出来高に応じて支払う。 【補助上限額】 特別養護老人ホーム @2,700千円×100床=270,000千円 ショートステイ @1,350千円×20床=27,000千円 合計 297,000千円 【平成28年度】 [平成28年度現年 6.4%]社会福祉法人 東香会(特別養護老人ホーム100床・ショートステイ19床) 特別養護老人ホーム @2,700千円×100床×6.4% ショートステイ @1,350千円×19床×6.4% 合計18,921千円 (債務負担)尼崎市社会福祉法人助成条例施行規則(昭和42年尼崎市規則第32号) 社会福祉法人が、特別養護老人ホーム又は老人デイサービスセンターの老人福祉施設の新築、増築又は改築をしようとする場合において、当該工事に要する経費の一部を補助する。

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	341,015	128,233	403,935	
負担金補助及び交付金	341,015	128,233	403,228	【28年度決算(内訳)】
役員費			707	(整備事業) 現年 18,921 繰越 0 (債務負担)
人件費 B	2,981	3,149	5,250	現年 109,312
職員人工数	0.38	0.39	0.66	【29年度予算(内訳)】
職員人件費	2,981	3,149	5,250	(整備事業) 現年 296,897
嘱託等人件費				※別途、繰越分99,339 (債務負担)
合計 C(A+B)	343,996	131,382	409,185	現年 107,038
C 国庫支出金				
県支出金				
市債	214,100	17,600	276,300	社会福祉施設整備事業債
その他				
一般財源	129,896	113,782	132,885	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	(整備事業)特別養護老人ホーム施設整備数(着工ベース・成果指標)							単位	床	
目標・実績	目標値	200	達成年度	29年度	26年度	—	27年度	0	28年度	0
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った (整備事業)平成27年度～平成29年度の第6期計画期間において、事業者からの事前相続の収税等を考慮する中で平成28年度は2回公募を実施したが、施設用地や人材の確保等の理由により、事業者からの応募がなかった。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	(整備事業)特別養護老人ホームについては多くの方が入所待ちという状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるように、施設入所を希望しその必要性が認められる高齢者についてはできる限り速やかに入所できる環境整備を行うことは市の責務である。施設整備を行う社会福祉法人の費用負担の軽減を図ることにより、着実な施設整備に向けて取り組んでいる。(債務負担)補助金交付により、対象法人の負担軽減と老人福祉の増進が図られるため、必要であり有効に活用されている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	補助事業のため。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	(整備事業)平成18年度の三位一体改革に伴い一般財源化され県補助として実施されていたものが、中核市移行に伴い本市に移管された。以降、本市においては移管後の補助単価により実施しているが、現在、神戸市、姫路市、阪神間の他市と比較すると低い水準にとどまっている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の整備運営は社会福祉法人が行うが、補助金の支払いは行政が行うものである。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 施設の整備運営は社会福祉法人が行うが、補助金の支払いは行政が行うものである。

⑧総合評価

総合評価	維持	(整備事業)平成27年度～平成29年度の第6期計画期間において、平成28年度は2回公募を実施したが、施設用地や人材の確保が困難等の理由により、事業者からの応募がなかった。施設入所の必要性のある方が速やかに入所できるよう引き続き第6期介護保険事業計画に定める200床の整備に向けて取り組んでいく。(債務負担)補助金交付により対象法人の負担軽減と老人福祉の増進を図るため、平成32年の借入金完済まで支払う。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	(整備事業)事業者による施設用地の確保の課題に対しては引き続き、公共施設跡地等の市有地の有効活用等を検討していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	地域介護・福祉空間整備等事業費 (地域介護拠点整備事業費)	3345 (3343)	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市地域介護拠点整備費補助金交付要綱等		会計	01 一般会計
個別計画	尼崎市介護保険事業計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成21年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者の多様なニーズに対応しつつ、身近な地域における介護機能の充実と強化を図るため、市内で小規模介護保険施設等を整備する法人に対してその経費の一部を補助する。
対象(誰を・何を)	小規模介護保険施設等の整備を行う法人
求める成果(どのような状態にしたいか)	第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)に定める地域密着型サービス事業所の整備を促す。
事業概要	介護保険事業計画に基づき公募を行い、選定委員会にて選定された法人に対し、施設整備に際してその①建築費(ハード設備)②開設準備に要する費用(ソフト整備)の一部を補助する。また、既存小規模施設が③消火設備(スプリンクラー等)④介護ロボット(マッスルスーツ等)を新たに設置導入する際にもその費用の一部を補助する。補助財源としては、国の地域介護・福祉空間等交付金及び県の地域介護拠点整備費補助金を活用。

実施内容	【国補助】 補助事業内容				単位:千円		単位:千円	
	サービス種別	施設整備		開設準備		施設数	決算額	
		補助(限度額)	単位	補助(限度単価)	単位			
	介護ロボット導入促進事業	927	1事業所	無	—	17	14,341	
実施内容	【県補助】 補助事業内容				単位:千円		単位:千円	
	サービス種別	施設整備		開設準備		施設数	決算額	
		補助(限度額)	単位	補助(限度単価)	単位			
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	32,000	施設	621	床	1	11,178	
	地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特養)	4,270	床	621	床	0	0	
	認知症対応型通所介護(認知子)	11,300	施設	無	—	0	0	
	小規模多機能型居宅介護	32,000	施設	621	床	0	0	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,670	施設	10,300	施設	0	0	
スプリンクラー整備補助(既存施設)	9	m	無	—	0	0		
					合計	25,519		

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	165,729	25,519	438,172	
負担金補助及び交付金	165,729	25,519	438,172	【28年度決算】 現年 25,519
人件費 B	2,675	3,149	3,182	【29年度予算】 現年 438,172
職員人工数	0.34	0.39	0.40	
職員人件費	2,675	3,149	3,182	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	168,404	28,668	441,354	
C 国庫支出金		17,490		地域介護・福祉空間整備等交付金(10/10)
県支出金	165,729	11,178	441,370	地域介護拠点整備補助金(10/10)
市債				
その他				
一般財源	2,675	0	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	地域密着型サービス事業所の整備数(着工ベース・成果指標)					単位	箇所			
目標・実績	目標値	12	達成年度	29年度	26年度	—	27年度	4	28年度	3
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った 補助金の活用を前提とする公募により選定された事業者は1つのみであったものの、公募によらない形で24時間対応型の「小規模多機能型居宅介護」等を2ヶ所整備促進するなど、高齢者の在宅生活を支える環境づくりを促進した。(目標等は第6期介護保険事業計画に基づくもの)									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	小規模介護保険施設等は運営面で厳しいことから事業者の参入が難しく、補助金を交付することにより、施設整備の促進を図るとともに、施設を整備することで地域に密着した介護機能の充実と強化に寄与している。要介護高齢者等の増加に伴うサービス見込量の増加に対応するとともに、特別養護老人ホームの待機者の解消を図る必要があることから、介護保険事業計画に基づき国・県の補助を活用しながら施設等の整備を行うものである。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	補助事業のため。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、国の「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金」により、全額国又は県の負担により実施している補助事業であり、全国的に同一の事業スキームである。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設整備運営は法人が行うが、補助金の支払いは行政が行うものである。																							
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>			市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像				
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	施設の整備運営は法人が行うが、補助金の支払いは行政が行うものである。																								

⑧総合評価

総合評価	維持	当事業は小規模介護保険施設等の整備を促進することにより、介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス基盤の整備目標を達成するために実施するもので、今後も高齢化の進展に伴って施設等を整備していく必要があることから、施設等の整備を行う法人に対して補助金の交付を継続して実施していく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	小規模介護保険施設等の整備を行う法人への補助金の交付は今後も必要であり、平成29年度以降も国又は県補助事業の活用により、継続的に補助を実施していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	ねたきり老人理美容サービス事業費	335A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市ねたきり高齢者理容・美容出張サービス		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和50年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	ねたきり高齢者に対して理美容の出張サービスを行うことにより慰安・激励と福祉の増進を図る。
対象 (誰を・何を)	介護保険で要介護4又は5の認定を受けている65歳以上の在宅高齢者で、非課税世帯に属し、かつ、申請前の1年間において介護保険サービス(7日間以内のショートステイを除く)を利用していないもの
求める成果 (どのような状態にしたいか)	寝たきり高齢者の健康管理、保健衛生の向上。
事業概要	寝たきり高齢者に対して健康管理、保健衛生の向上のため理美容の出張サービスを実施することにより、寝たきり高齢者の慰安、激励と福祉の増進を図る。
実施内容	<p><サービス内容(理美容)> 寝たきり高齢者に対して、各家庭へ理容師・美容師を派遣し、理容・美容の出張サービスを実施する。</p> <p><利用実績> 平成22年度 62回 平成23年度 42回 平成24年度 27回 平成25年度 23回 平成26年度 17回 平成27年度 16回 平成28年度 12回</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	32	26	28	
委託料	32	26	28	
人件費 B	2,627	2,604	2,465	
職員人工数	0.49	0.51	0.30	
職員人件費	2,440	2,454	2,091	
嘱託等人件費	187	150	374	
合計 C(A+B)	2,659	2,630	2,493	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,597	2,630	2,493	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用回数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)				単位	回				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度	26年度	17	27年度	16	28年度	12
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	寝たきり高齢者に対して、健康管理及び保健衛生の向上のために理・美容の出張サービスを提供することにより慰安と激励と福祉の増進を図る。寝たきり高齢者等の快適な環境と衛生的な生活の保持を支援し、在宅福祉の向上を図る。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	寝たきり高齢者に対し、慰安と激励と福祉の向上を図ることを目的としているため、受益者負担を求めるべき性質の事業ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業の実施がない近隣自治体として当課が把握しているものは、次のとおりである。 西宮市
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	理美容実施にかかる業務は尼崎環境衛生協会に委託している。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 環境衛生協会に委託している。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	寝たきり高齢者に対して、健康管理及び保健衛生の向上のための理・美容の出張サービスは、高齢者の慰安・激励と福祉の増進を図るために必要な事業である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成26年度に事業対象者の要件に「非課税世帯に属し、かつ、申請前の1年間において介護保険サービス(7日間以内のショートステイを除く)を利用していないもの」を追加するなど、適宜必要な改善をしており、引き続き寝たきり高齢者を取り巻く状況の変化等を注視していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	老人福祉施設措置費	335K	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	老人福祉法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	—		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	概ね65歳以上の高齢者で、環境上及び経済的理由等により居宅において養護を受けることが困難な者に対して、老人福祉法に基づき、対象高齢者を養護老人ホームに入所措置し、入所先の施設に対して所定の措置費を支払う。
対象(誰を・何を)	概ね65歳以上で、身体・精神・環境上及び経済的理由により、居宅生活が困難な者(ADLは基本的に自立していること)
求める成果(どのような状態にしたいか)	居宅生活が困難な高齢者が安心して生活できるようになる。
事業概要	本人・家族、関係者等から相談、申請を受理し、本市の入所判定委員会にて承認を得た後、本人と施設とのマッチングを行い、入所となる。入所後は、市は入所者から収入に応じて自己負担金を徴収し、施設に対しては、一定の生活費・事務費等のいわゆる措置費を支払う。
実施内容	<p>1 養護老人ホーム措置者(入所者)数について (年間延べ人数、()内は1か月平均、直近3年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度 市外施設 482人(41人) 本市長安寮 568人(47人) 合計 1,050人(88人) 平成27年度 市外施設 434人(36人) 本市長安寮 508人(42人) 合計 942人(78人) 平成28年度 市外施設 361人(30人) 本市長安寮 475人(40人) 合計 836人(70人) <p>2 養護老人ホーム措置費の内訳(単位:円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度 生活費等 54,911,273 事務費 131,280,423 介護保険料加算 436,256 介護サービス加算 1,798,921 他 335,586 合計 188,762,459 平成27年度 生活費等 48,697,971 事務費 119,304,288 介護保険料加算 356,650 介護サービス加算 1,768,393 他 944,694 合計 171,072,006 平成28年度 生活費等 43,356,711 事務費 103,984,628 介護保険料加算 308,042 介護サービス加算 2,638,077 他 484,235 合計 150,771,693

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	171,072	150,772	162,025	
扶助費	171,072	150,772	162,025	
人件費 B	4,071	4,272	4,453	
職員人工数	0.33	0.88	0.32	
職員人件費	4,071	4,272	2,545	
嘱託等人件費			1,908	
合計 C(A+B)	175,143	155,044	166,478	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	40,056	34,491	35,691	入所者自己負担金
一般財源	135,087	120,553	130,787	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	養護老人ホーム入所措置件数(居宅生活困難高齢者数と当事業がどれ程寄与しているか把握困難なため活動目標を決定)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	5	27年度	9	28年度	4
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	養護老人ホームへの入所に関するニーズの推移を図る指標として設定した。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	老人福祉法及び同法による措置費の徴収等に関する規則に基づき定められた階層区分に従って負担金を徴収している。
----------------	---	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	老人福祉法第11条に、市町村が措置を採らなければならないと定められている。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 入所措置決定や措置費の支払、負担金の徴収等は行政の業務である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	老人福祉法に基づく養護を必要とする高齢者の措置事業は、引き続き必要である。
------	----	---------------------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	介護保険の居宅サービスの利用及び、民間の高齢者向け住宅の増加等により、養護老人ホームへの新規入所申請件数や入所者数が減少する傾向にある。将来的には、近隣の自治体間で施設を統合し、より広域的に受け入れるようになることも考えられる。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	日常生活用具給付事業費	336K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	高齢者日常生活用具給付事業要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和54年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	防火の配慮や見守りが必要な高齢者に日常生活用具を給付することによって安全の確保と在宅生活の維持を図る。
対象 (誰を・何を)	65歳以上のねたき高齢者及び単身高齢者等。
求める成果 (どのような状態にしたいか)	防火の配慮や見守りが必要な高齢者の安全の確保と在宅生活の維持を図る。
事業概要	65歳以上のねたき高齢者及び単身高齢者等に対し日常生活用具を給付することにより、安全の確保と日常生活の便宜を図り、老人福祉の推進に寄与する。
実施内容	<p>市内に居住する65歳以上の高齢者で</p> <p>①電磁調理器においては、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者。</p> <p>②火災警報器、自動消火器においては、65歳以上の寝たきり高齢者を含む高齢者のみの世帯であり、生計中心者が市民税非課税世帯又は生活保護世帯。</p> <p>電磁調理器 13件 自動消火器 0件 火災警報器 0件</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	205	168	279	
扶助費	205	168	279	日常生活用具の給付
人件費 B	1,427	1,440	1,432	
職員人工数	0.18	0.18	0.18	
職員人件費	1,427	1,440	1,432	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,632	1,608	1,711	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,632	1,608	1,711	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	給付件数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	19	27年度	19	28年度	13
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		申請に対して給付を行うものであって目標値の設定はない。単身高齢者世帯等の防火の配慮が必要な高齢者が増加している現状において、必要な日常生活用具を給付することにより安全の確保と在宅生活の維持が図られた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	火の始末に不安があるものの、在宅生活を継続したい高齢者が、電磁調理器等の給付を必要としている。また防火に配慮することにより、近隣住民や家族の不安解消となり、高齢者自身も安心して在宅生活を維持することができる。在宅での生活は、高齢者の自立意欲を維持し、要介護状態への進行を防ぐ効果が期待できる。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	所得に応じて受益者負担あり
-----------------	--	---------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市においては、実施内容に概ね相違なし。
---------------	-----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	給付品の配達・納入等を入札により決定した民間業者に委託しており、申請に基づく調査・決定等は市が行っているが、給付件数が少なく、調査を委託すれば更に経費が必要になると見込まれる。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	給付対象者の調査、決定においては、行政主体となり高齢者の生活の安全に努めることが望ましい。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	日常生活用具の給付によって、高齢者本人だけでなく、家族やまわりの住人の不安解消へつながり、在宅生活の維持が図れるため今後も継続が必要である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	所得要件について、申請時の負担軽減のため、所得税から市民税へ移行した。一方で、利用者数については情報発信の不足等により低調な状況が続いていることから、引き続き、積極的に事業のPRを行っていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	徘徊高齢者家族支援サービス事業費	3371	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市徘徊高齢者家族介護支援サービス実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成13年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として利用者の介護負担の軽減を図る。																				
対象 (誰を・何を)	徘徊高齢者を介護する家族。																				
求める成果 (どのような状態にしたいか)	徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として介護負担の軽減を図る。																				
事業概要	認知症高齢者が屋外で徘徊した時に早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。																				
実施内容	<p>1 認知症高齢者を介護する世帯に位置情報端末機(携帯用小型)を貸与し、認知症高齢者に装着する。</p> <p>2 屋外での徘徊により所在不明になった際、家族等が位置検索を契約位置情報提供者に依頼する。</p> <p>3 依頼を受けた位置提供事業者が位置検索した情報を電話やファクシミリにより提供する。</p> <p>【設置台数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>廃止</th> <th>増減</th> <th>利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成25年度利用人数・・・22人</p>		新規	廃止	増減	利用人数	平成26年度	16	10	6	28	平成27年度	19	11	8	36	平成28年度	15	13	2	38
	新規	廃止	増減	利用人数																	
平成26年度	16	10	6	28																	
平成27年度	19	11	8	36																	
平成28年度	15	13	2	38																	

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	245	240	322	
委託料	245	240	322	事業委託料
人件費 B	1,553	1,799	1,386	
職員人工数	0.25	0.38	0.16	
職員人件費	1,497	1,743	1,199	
嘱託等人件費	56	56	187	
合計 C(A+B)	1,798	2,039	1,708	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	1,798	2,039	1,708	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用人員（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	28	27年度	36	28年度	38
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として、利用者の介護負担の軽減を図ることができた。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	認知機能の低下等により徘徊し、行方がわからなくなったり、また身元がわからないまま保護される高齢者が増加しつつあり、早期発見と未然の事故防止を図る上で必要である。徘徊高齢者等の事故を未然に防止することによって在宅福祉の向上に寄与している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民税非課税世帯及び生活保護世帯以外は月額利用料540円を利用者負担する。その他に対応時に別途料金が発生するものについては、利用者負担となる。(市民税非課税世帯及び生活保護世帯も含む)
-----------------	---	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市でも実施している。実施内容・方法・利用料などに概ね尼崎市と相違なし。
---------------	---------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	尼崎市社会福祉協議会に委託している。																															
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																																
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">市民の領域</th> <th colspan="3">行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> <th></th> </tr> <tr> <th rowspan="2">現状</th> <th>将来像</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			市民の領域			行政の領域					A	B	C	D	E		現状	将来像				●							○			内容 尼崎市社会福祉協議会に委託している。
		市民の領域			行政の領域																												
		A	B	C	D	E																											
現状	将来像				●																												
					○																												

⑧総合評価

総合評価	維持	当該事業は、認知症高齢者が徘徊した場合に、早期発見できるシステムを活用しており、その居場所を家族に伝え、未然に事故防止を図るなど、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減、高齢者の在宅生活の継続・向上のための必要な取組である。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	利用者数については、情報発信の不足等により低調な状況が続いていることから、引き続き、業務受託者と十分に連携する中で、積極的に事業のPRを行っていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	老人医療費助成事業費	337A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例等		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和46年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	福祉医療課
所属長名	今井 雅雄		

①事業概要

事業実施趣旨	所得金額の低い高齢者家庭の医療費における経済的負担及び精神的負担を軽減し、高齢者の方が疾病等になった場合でも安心して暮らせる環境をつくるため実施している。
対象(誰を・何を)	健康保険に加入する65歳から69歳までの高齢者の市民(所得制限あり)
求める成果(どのような状態にしたいか)	医療費の一部を助成することにより、本人及びその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減し、受給者の保健の向上と福祉の増進を図る。
事業概要	65～69歳の高齢者の市民を対象に、国保又は社保による医療費のうち自己負担分(一部負担金相当額を除く)を助成する。(所得制限あり)
実施内容	健康保険に加入する65歳から69歳までの高齢者の市民を対象に医療費の一部を助成。 (所得制限額: 市民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下) 平成24年6月末で市単独事業を廃止。 県行革に伴い、平成26年7月より、自己負担割合・負担限度額を改正。 (平成26年6月までの対象者については経過措置として70歳まで改正前の自己負担割合等とする。) <対象者数及び年間助成総件数> 平成24-1,486人・42,231件、平成25-707人・20,574件、平成26-603人・16,244件、平成27-1,275人・34,196件、平成28-813人・24,643件 <平成28年度実績> 年間助成総額: 64,704千円

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	175,010	69,743	54,781	
需用費	494	562	485	受給者証関係等の消耗品費
役務費	36	36	38	文書引継ぎ等運搬費
委託料	5,183	4,441	2,521	事務委託料
扶助費	169,297	64,704	51,688	年間助成総額
使用料及び賃借料	0	0	49	コピー機使用料
人件費 B	13,119	10,196	14,169	
職員人工数	1.05	1.18	1.35	
職員人件費	7,376	8,380	9,999	
嘱託等人件費	5,743	1,816	4,170	
合計 C(A+B)	188,129	79,939	68,950	
C 国庫支出金				
県支出金	64,100	35,477	27,032	老人医療費補助金(補助率:1/2)
市債				
その他				
一般財源	124,029	44,462	41,918	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	1件当たりの医療費助成額 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	円	
目標・実績	目標値	2,440	達成年度	29年度	26年度	3,204	27年度	4,951	28年度	2,626
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 1件当たりの医療費助成額が目標値を上回ったことから、受給者が負担すべき額(保険診療医療費の3割相当額から一部負担金を除いた額)を抑えることができ、本人及びその家庭のさらなる満足につながった。今後も経済的負担及び精神的負担を軽減するよう安定的な事業を継続するよう努めたい。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	疾病の可能性が高い高齢者は医療機関での受診機会が多く、医療費の一部を助成することによって、本人及びその家庭の経済的負担及び精神的負担の軽減や疾病の早期発見等に寄与している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 本事業は経済的負担を軽減するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	所得制限と一部負担金を阪神間他都市(芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、川西市)と比較すると、一部負担金、所得制限とも平均水準である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に、現物給付の支出経理事務等については、専門的な知識・経験を有する兵庫県国民健康保険団体連合会等へ委託済みであるが、現金給付に関しても、他都市の類似事例を参考にするなどし、担い手のあり方について検討していく。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 県の制度に基づいて事業を実施しており、医療費の助成という観点から見ても、今後も行政が主体となり事業を実施していく必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	医療費の一部を助成することにより、本人及びその家庭の経済的負担及び精神的負担を軽減するよう今後も事業を安定的に継続させる必要がある。しかし、医療費助成制度の内容が複雑であり、市民へのわかりやすい説明に努め、制度への理解を深めるよう工夫しながら取り組む。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	医療費助成制度に対する理解を深めるために、市民へのわかりやすい説明とこれまでも実施してきた広報誌やホームページでの周知を図る。 平成26年7月より、自己負担割合・負担限度額を改正。 平成29年7月より本事業を廃止、「高齢期移行助成事業」へ移行。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	高齢者軽度生活援助事業費	337N	事業分類	ソフト事業
根拠法令	高齢者軽度生活援助事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成15年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の単身高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止する。
対象（誰を・何を）	本市で在宅生活を営む概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、これらに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要と認める者
求める成果（どのような状態にしたいか）	在宅の単身高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに要介護状態への進行を防止するための一助とする。
事業概要	対象高齢者が在宅生活を営むために必要であると認められた軽易な日常生活上の援助を行う。
実施内容	<p>対象者に対し、一般的な生活援助サービスを提供する。要支援・要介護の認定を受けているものは介護保険制度を優先させる。1時間250円・週2時間まで。（平成24年6月までは1時間190円・週4回まで）生活保護世帯無料 平成28年度利用時間数・・・6,070時間</p> <p>●介護保険未申請・非該当で日常生活上援助を必要とする人 下記の項目の内、利用できるのは①～⑨</p> <p>●介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている人（介護保険認定申請中も含む） 下記の項目の内、利用できるのは④⑤⑦⑧⑨のみ （サービス内容）</p> <p>①外出・散歩の付添いなど、外出時の援助 ②宅配の手配、食材の買物など食事・食材の確保 ③寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物の搬出入 ④庭・生け垣・庭木等家周りの手入れ ⑤家屋の軽微な修繕、電気修理などの軽微な修繕等 ⑥家屋内の整理・整頓 ⑦朗読・代読など目が不自由な方に対する援助 ⑧台風時等自然災害への防備 ⑨その他単身高齢者等に生活支援に資する軽易な日常生活上の援助</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	5,534	4,740	5,901	
委託料	5,534	4,740	5,901	業務委託料
人件費 B	3,034	3,038	3,010	
職員人工数	0.47	0.48	0.35	
職員人件費	2,941	2,963	2,636	
嘱託等人件費	93	75	374	
合計 C(A+B)	8,568	7,778	8,911	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	8,568	7,778	8,911	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ利用時間数（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）					単位	時間				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	8,053	27年度	7,098	28年度	6,070
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	利用者の状況に合わせた日常生活の維持、向上に必要な援助を行った。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	増加する単身高齢者や老老世帯等において、日常生活上の軽易な援助を行うことで、要介護状態への進行を防止し、在宅生活を維持させることができる。介護保険サービスでは利用できない内容等の軽易な生活援助を当事業で行うことにより、要介護状態への悪化を防ぎ、自立した在宅生活の維持が図れる。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	生活保護世帯以外の世帯については、利用者負担有。平成24年7月から1時間単価と利用時間数の見直しを行った。1時間190円→250円 週4時間→週2時間
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間各市で実施している単価・利用時間数に合わせて、今回の時間単価と時間数の見直しを図った。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	尼崎市シルバー人材センターに委託している。（アセスメントに関しては、平成24年度から地域包括支援センターに委託）																								
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 尼崎市シルバー人材センターへ委託している。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	軽易な日常生活の支援は、単身高齢者等の自立した在宅生活の継続を可能にするとともに要介護状態への進行を防止するための必要な取組である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成29年度から事業開始した介護予防・日常生活支援総合事業における地域の支え合い活動の進捗状況等を勘案する中で、今後の事業のあり方等について引き続き検討を行う。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	高齢者移送サービス事業費	338K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市高齢者移送サービス事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成12年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	移動に制約のある高齢者の通院等の外出が必要な場合に、移送に係る支援を行うことにより、介護負担や経済的負担の軽減とともに、在宅生活が継続しやすい環境づくりを促進する。
対象（誰を・何を）	介護保険制度の要介護認定で要介護4又は5の認定を受けている在宅高齢者。
求める成果（どのような状態にしたいか）	重度の要介護高齢者の在宅生活の支援と社会参加の促進を図る。
事業概要	要介護状態にある高齢者について、通院時等外出が必要な場合に、移送に係る支援を行う。
実施内容	<p>移送用車両により利用者の居宅と通院先等との間を移動する際の一定の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの初乗り料金(単価) ・助成範囲: 片道単位で月4回(年48枚)が基準年度途中からの助成は、開始月からとして助成回数を調整する。 ・チケットの使用は、片道4枚までの複数枚の利用を可とする。 <p><平成28年度実績> 17,599枚 10,530,830円</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	10,486	10,697	10,968	
需用費	191	166	177	サービスチケット
使用料及び賃借料	10,295	10,531	10,791	移送助成費
人件費 B	4,688	4,707	4,629	
職員人工数	0.88	0.92	0.53	
職員人件費	4,595	4,632	4,068	
嘱託等人件費	93	75	561	
合計 C(A+B)	15,174	15,404	15,597	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	15,174	15,404	15,597	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ利用回数(単位:枚) (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	枚				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	17,925	27年度	17,190	28年度	17,599

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	登録者数が増加したことにより、利用回数も増加傾向にある。利用者数の増加に伴い、事業費は増加している。
-----------------	--	--

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	移送が困難な高齢者の介護負担や経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の外出支援を行うことにより社会参加の促進と在宅生活の維持に寄与している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	チケットの使用には制限があり、受益者の負担も一部あることから、現時点においては受益者負担の見直しは考えていない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	基宮市でも実施している。内容・委託方法など概ね尼崎市と相違なし。
---------------	----------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	契約により輸送に関してはタクシー業者が実施し、支払・契約事務やチケット配布等については市が実施している。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 高齢者等の移動制約者の外出支援の制度として定着している。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	要介護4・5の在宅高齢者は通常交通機関の利用が困難な交通弱者であり、移動手段である介護タクシーの助成を通じて、高齢者の利用回数が増加していることは、日常生活の利便性と外出機会の拡大及び社会参加の促進に寄与しており、重度の要介護高齢者の閉じこもり防止とともに在宅生活及び介護者の支援につながっているため、引き続き助成を行っていく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後、高齢者の増加とともに利用対象者の増加も見込まれるが、重度の在宅高齢者の生活支援として必要な取組であることから、更なる周知と利用者の拡大を図る。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	尼崎市高齢者等見守り安心事業費	338M	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:有)		款	15 民生費
事業開始年度	平成21年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民等による見守り体制の構築を図る。
対象(誰を・何を)	活動を実施することになった地区内に居住する住民で、見守りを希望した65歳以上のみで構成される高齢者世帯
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域の高齢者が孤立化することなく、地域住民として安心して暮らせる地域の創造
事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、単身高齢者及び高齢者世帯等について、地域住民等による見守り体制の構築を図る。
実施内容	見守りを実施することになった地区(概ね連協圏域)では、その地域を担当する尼崎市社会福祉協議会を中心に民協、婦人会、老人クラブなどからなる見守り安心委員会を設置し、見守りを希望する単身高齢者等への定期的な訪問や随時の声かけ、あるいは外観等からの見守りを実施する。見守りを希望しなかった人に対しても、客観的に見守りは必要であると判断できる場合については、継続して見守りに対する声かけを行っていくなど、その地域独自の見守り体制の構築を行っている。 【事業実施地区実績累計】 平成21年度 2地区 平成22年度 6地区 平成23年度 16地区 平成24年度 23地区 平成25年度 32地区 平成26年度 35地区 平成27年度 39地区 平成28年度 42地区 平成29年3月31日現在 登録希望者数:4,431人 活動員数:1,774人 【見守り協定事業所】 平成29年3月31日現在 3事業者

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	10,891	10,738	11,580	
需用費	546	221	217	ヘルプキット用筒等
委託料	10,345	10,517	11,363	見守り事業委託料
人件費 B	6,657	4,635	4,772	
職員人工数	0.84	0.66	0.60	
職員人件費	6,657	4,635	4,772	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	17,548	15,373	16,352	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,140	1,230	1,290	市民福祉振興基金繰入金
一般財源	16,408	14,143	15,062	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	見守り事業に取り組む地区数(成果指標の設定が困難であるため、活動指数を設定)							単位	地区	
目標・実績	目標値	56	達成年度	29年度	26年度	35	27年度	39	28年度	42
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った		年間6地区の新規地区立上を目標値としていたが、平成28年度については3地区の実施にとどまった。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	今後においても、高齢化が進展するとともに、単身高齢者世帯も増加傾向にある。それに伴う高齢者に対する虐待、引きこもりや認知症の増加など高齢者に関わる様々な問題が生じる。特に一人暮らしの人々については、意識的に見守りを行う等、周囲からの働きかけにより、様々な問題の深刻化の防止が期待できる。 また、本事業を通じて、見守りを希望する高齢者に対し、社協・民協を中心とした様々な地域資源からなる「見守り推進員・協力員」による定期的な声かけや訪問活動、外観等からの見守り活動を行うことで、地域における横のつながりができ、安心して暮らせる地域社会が構築されると考えている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、ボランティアによる高齢者等の見守りという事業の性質から、受益者負担を求めることは、本事業の主旨になじまないものである。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市において、本市のように地域で見守り安心委員会を設置し地域住民が活動者となり、見守りを実施するような事例はない。近隣他都市の見守りの事例としては、本市でも実施しているが、見守り協定を事業所と締結し、見守り体制の構築を行っている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	尼崎市高齢者等見守り安心事業については、尼崎市社会福祉協議会に業務委託し、取り組んでいる。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状		●				行政だけでは地域の高齢者を見守ることは現実的に不可能であり、地域の様々な主体によってその地域の高齢者等の見守りを行う体制を構築することが必要である。
将来像		○				

⑧総合評価

総合評価	維持	事業に対する理解と協力を得られた結果、実施地区内での地域団体などの様々な地域資源からなる見守り推進員及び協力員による見守り活動が実現した。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	年々困難になってきている見守り活動実施地区の新規立上げを段階的に広げるために、尼崎市社会福祉協議会独自で、見守り活動を行う単位福祉協会等への支援を行うこととしており、こうした尼崎市社会福祉協議会の取組と連携し、見守り活動を推進する。 また、平成29年度、株式会社セブンイレブン・ジャパンと、見守り活動について協定を締結する予定であり、事業所による見守り体制の構築についても、あわせて推進していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	軽費老人ホーム運営費補助金	338Q	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	老人福祉法第20条の6		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成21年度(中核市移行に伴い委譲)		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	中核市移行に伴い県から委譲された事務である。当補助金を交付することで軽費老人ホームの健全な育成を図り、もって利用者の処遇向上を図る。																														
対象(誰を・何を)	軽費老人ホームに入所する者に対するサービスの提供に要する費用の減免を行った社会福祉法人等																														
求める成果(どのような状態にしたいか)	老人福祉行政の円滑な推進を図るために設置・運営をする社会福祉法人に対して運営補助を行うことにより、軽費老人ホームの健全な育成を図る。																														
事業概要	社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、設置及び運営基準等に基づき徴収すべき事務費の一部を減免した場合における減免した経費分の補助を施設運営法人に対し交付する。																														
実施内容	<p>軽費老人ホームを運営する社会福祉法人が、入居者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合、減免した経費に対して運営補助を行う。</p> <p>(補助対象施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>施設名</th> <th>法人名</th> <th>人数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ケアハウス サンホームあまがさき</td> <td>社会福祉法人 博愛福祉会</td> <td>158</td> <td>12,708,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ロータス・ガーデン</td> <td>社会福祉法人 あかね</td> <td>180</td> <td>9,720,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ケアハウスほがらか苑</td> <td>社会福祉法人 ほがらか会</td> <td>177</td> <td>13,990,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ふれ愛花みずき</td> <td>社会福祉法人 平成会</td> <td>173</td> <td>12,664,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>らくらく苑</td> <td>社会福祉法人 テンダー会</td> <td>178</td> <td>12,839,000</td> </tr> </tbody> </table>	No.	施設名	法人名	人数	金額	1	ケアハウス サンホームあまがさき	社会福祉法人 博愛福祉会	158	12,708,000	2	ロータス・ガーデン	社会福祉法人 あかね	180	9,720,000	3	ケアハウスほがらか苑	社会福祉法人 ほがらか会	177	13,990,000	4	ふれ愛花みずき	社会福祉法人 平成会	173	12,664,000	5	らくらく苑	社会福祉法人 テンダー会	178	12,839,000
No.	施設名	法人名	人数	金額																											
1	ケアハウス サンホームあまがさき	社会福祉法人 博愛福祉会	158	12,708,000																											
2	ロータス・ガーデン	社会福祉法人 あかね	180	9,720,000																											
3	ケアハウスほがらか苑	社会福祉法人 ほがらか会	177	13,990,000																											
4	ふれ愛花みずき	社会福祉法人 平成会	173	12,664,000																											
5	らくらく苑	社会福祉法人 テンダー会	178	12,839,000																											

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	60,977	61,921	64,107	
負担金補助及び交付金	60,977	61,921	64,107	運営法人への補助
人件費 B	535	540	557	
職員人工数	0.07	0.07	0.07	
職員人件費	535	540	557	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	61,512	62,461	64,664	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	61,512	62,461	64,664	

(単位:千円)

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	補助対象法人 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	法人数				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	5	27年度	5	28年度	5
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
老人福祉行政の円滑な推進に資するために設置・運営をする社会福祉法人に対して運営補助を行うことにより、軽費老人ホームの健全な育成を図る。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	老人福祉法第20条の6に規定される軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成20年厚生労働省令107号)及び平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について」に定めがあるもののほか、必要な事項を定めており、軽費老人ホームの健全な育成を図っている。運営に要する費用のうち、設置及び運営基準等に基づき徴収すべき事務費の一部を減免した場合における減免した経費を補助対象とし、入居者の選定において各法人に不利益が生じないよう運営補助することにより、所得による入居者選定を避け、施設運営の健全な育成を図る。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	老人福祉法第20条の6に規定される軽費老人ホームについては、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」(平成20年厚生労働省令107号)及び平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について」に定めがあるのとおり実施されており、補助内容については、他自治体による相違はない。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	補助金の支出に伴う事務処理のみのため委託の余地はない。																								

⑧総合評価

総合評価	維持 中核市移行に伴い県から委譲された事務である。当補助金を交付することで軽費老人ホーム運営の健全な育成を図り、もって利用者の処遇向上に資することができるため、今後も継続することが必要である。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も減免した軽費老人ホームに対して補助金の交付による運営補助を継続することにより、軽費老人ホームの健全な育成を図り、もって利用者の処遇向上を図る。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	老人福祉施設敷地借地料補助金	338R	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市老人福祉法人助成条例第2条、尼崎市社会福祉法人助成条例施行規則第9条、社会福祉法人の行う事業の追加指定について(告示)、尼崎市老人福祉施設敷地借地料補助要綱			
	個別計画	-		
	事業開始年度	平成11年度		
	施策	07 高齢者支援		
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	20 老人福祉費			

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	社会福祉法人が市内に開設する老人福祉施設の借地料を補助し、円滑な施設運営を促進する。
対象(誰を・何を)	社会福祉法人 サンシャイン デイサービスセンター サンブラザ 平成
求める成果(どのような状態にしたいか)	補助金交付による対象法人の負担軽減と老人福祉の増進を図る。
事業概要	老人福祉法で規定する老人デイサービスセンター等を開設するに当たり、当該施設敷地の土地を借地した場合において、その借地料を補助する。
実施内容	老人福祉法で規定する老人デイサービスセンター等に対する借地料補助。

②事業費 (単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,161	1,441	1,441	
負担金補助及び交付金	2,161	1,441	1,441	
人件費 B	240	270	0	
職員人工数	0.03	0.03		
職員人件費	240	270		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,401	1,711	1,441	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,401	1,711	1,441	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	補助対象法人（成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定）					単位	法人数				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	1	27年度	1	28年度	1
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 補助金交付により対象法人の負担軽減と老人福祉の増進を図れた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	事業開始当時は、老人保健施設に併設する老人デイサービスセンターを公募により補助することで、保健・医療・福祉が連携し、地域に根ざした施設運営をめざしてきたが、現在は介護保険制度による在宅支援サービスの体制が整備されてきたため、当初の目的は達成できたと考える。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	市の公募制により補助対象法人を決定している。
---------------	------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	補助金の支払業務であるため。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容
		社会福祉法人等が行う施設整備等に対して補助を行っている。

⑧総合評価

総合評価	休廃止 デイサービスセンターサンブラザ平成は、老人保健施設サンブラザ平成に併設しており、平成4年度から借地料補助を行ってきたが、平成28年11月30日付でデイサービスセンターを廃止したため、補助の対象外となった。また、介護保険法の施行に伴い、現在では多様なサービスにより高齢者の在宅生活の支援が図られており、今後、補助対象となる施設もないことから当該補助制度は廃止する。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	—
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	老人保健施設用地取得利子等補助金	44BA	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市介護保健施設用地取得利子等補助金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	介護保険事業計画		款	20 衛生費
事業開始年度	昭和63年度		項	05 保健衛生費
施策	07 高齢者支援		目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

①事業概要

事業実施趣旨	市内の介護老人保健施設を整備する費用の一部を負担することで、本市における介護老人保健施設の計画整備数(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より)の達成を促進するものであったが、事業開始当初の計画数は整備されており、新規受付は行っていない。
対象(誰を・何を)	介護老人保健施設を開設する医療法人等
求める成果(どのような状態にしたいか)	本市における介護老人保健施設の計画整備数を達成し、介護保険サービスが必要な方にサービスを提供していく。
事業概要	市内に開設する老人保健施設の建設を促進するため、介護老人保健施設を設置する法人で金融機関から融資を受け、施設の土地取得資金等又は長期借料の借入金について、その返済に係る利子又は借料の全部又は一部を補助する。
実施内容	<p>補助対象となる法人等が土地取得・機械購入・長期運転の各資金融資を受けた場合の利子、または施設建設用地が借地である場合に、その借地料(1000㎡以内の土地の取得資金の融資を受け、元金均等方式で25年間返済したと仮定した場合における利子相当額)を5年以内で補助する。(※現在の対象施設は、旧要綱に基づき25年以内。)</p> <p>※事業開始当初の計画数は整備され、当初の促進策としての役割を終えたと判断し、平成15年度末で新規施設への利子補給制度を廃止した。その後、利子補給中の施設および平成15年度開設の施設は、開設時の要綱に基づき継続してきたが、現在の対象施設は1施設のみで平成29年度で終了。</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,839	1,839	1,227	
負担金補助及び交付金	1,839	1,839	1,227	
人件費 B	374	379	452	
職員人工数	0.11	0.11	0.11	
職員人件費	374	379	452	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,213	2,218	1,679	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,213	2,218	1,679	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	要綱に定める補助率								単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	—	年度	26年度	100	27年度	100	28年度	100
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		当初の事業目的を達成し、既に新規受付を終了しており、要綱に定めた補助金を補助することを指標としている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当初の事業目的を達成し、既に新規受付を終了しているが、現存する補助対象施設(1箇所)への補助が終了予定年(平成29年度)まで必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	現時点では、他自治体に同事業は見受けられない。
---------------	-------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ↔ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	補助金の交付事業であり、行政主体で実施する。																								

⑧総合評価

総合評価	<p>休廃止</p> <p>平成29年11月末で補助金の交付が終了し、事業終了となるため、平成29年度までは継続する。</p>
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成29年度で事業は終了する。
--------	-----------------

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	介護保険制度普及啓発事業費	T021	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	05 総務費
事業開始年度	平成12年度		項	05 総務管理費
施策	07 高齢者支援		目	05 一般管理費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	65歳以上人口の増加により、介護保険被保険者は年々増加しており、介護保険制度に対する理解を深めるための普及啓発が必要である。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	介護保険制度に対する市民の理解を深めることで、介護保険制度の円滑な運用及び高齢者の福祉の増進を図る。
事業概要	介護保険制度に対する市民の理解を深めるため、広報を行う。
実施内容	<p>広報誌の発行を通じ、介護保険制度の概要・手続き等についてわかりやすく市民に周知し、制度への理解を深める。</p> <p>1 広報誌(あまがさき介護保険だより)の発行(6月) 市内一戸別配布 222,890部 市内一戸別配布(再送用) 1,610部 公共施設窓口設置 4,500部 点字版・CD版の作成・配付(点字80、CD110)</p> <p>2 パンフレット(いきいき介護保険) 公共施設窓口設置 29,000部</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	3,962	4,261	3,887	
需用費	2,831	2,859	2,642	消耗品、印刷製本費
役務費	28	34	41	郵送料
委託料	1,103	1,368	1,204	広報誌配布業務委託
人件費 B	793	800	398	
職員人工数	0.10	0.10	0.05	
職員人件費	793	800	398	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,755	5,061	4,285	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	4,755	5,061	4,285	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	あまがさき介護保険だより市内一戸別配布数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	数		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	222,890	27年度	222,890	28年度	222,890
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		介護保険だよりの配布等を通じ、介護保険制度及び介護保険制度に関する時宜に応じた情報を提供できた。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護保険制度に対する理解を深めるためには、正確でわかりやすい情報提供が必要である。また、介護保険制度に関する地域に密着した最新情報を伝えることにより、正しい知識の普及に寄与できる。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 ■ 無 <input type="checkbox"/> 有 ■ 無	本事業は、市が制度の普及啓発のために行なっているものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体においても、市民を対象に介護保険制度の普及啓発を促すための広報誌の発行は実施されている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 ■ 一部 □ 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	内容等は保険者である市が主体となるが、配布業務については既に委託を行っている。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 行政の責任において実施する必要がある。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	広報誌の配布等により、介護保険制度及び時宜に応じた情報の普及啓発に役立っている。また、高齢者の自立・安定した生活環境の確保に有効である。
------	-----------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	介護保険制度に対する最新の情報を提供し、市民理解を深めるため今後も本事業を継続する。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	賦課徴収関係事務経費	T21A	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	05 総務費
事業開始年度	平成12年度		項	05 総務管理費
施策	07 高齢者支援		目	15 賦課徴収費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

① 事業概要

事業実施趣旨	65歳以上人口の増加により、賦課徴収の対象となる第1号被保険者は年々増加している。
対象(誰を・何を)	介護保険第1号被保険者
求める成果(どのような状態にしたいか)	適正な賦課及び保険料の徴収を行うことで、保険料負担の公平性の確保及び介護保険財政の健全化を図る
事業概要	(1) 介護保険料の賦課(年金保険者との連絡調整・特別徴収対象者の確定・保険料決定通知書の作成及び発送・他市への市税照会・減免申請の受付等) (2) 介護保険料の徴収(収納管理処理・納付推進・滞納整理)
実施内容	平成28年度収納率 (単位:人数(人)、金額(円))

	賦 定		取 納		未 納		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成28年度							
特別徴収	112,946	7,317,654,749	112,946	7,317,654,749	0	0	100.00
普通徴収	22,876	965,463,889	20,467	825,598,048	3,457	139,865,841	85.51
合 計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31
平成27年度							
特別徴収	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00
普通徴収	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.13
合 計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
平成26年度							
特別徴収	107,979	6,339,091,448	107,979	6,339,091,448	0	0	100.00
普通徴収	24,803	947,637,188	22,162	804,743,408	3,911	142,893,780	84.92
合 計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04

② 事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	27,162	27,864	32,870	
旅費	1		2	職員旅費
需用費	6,377	5,912	7,098	消耗品等
役務費	17,697	18,777	22,410	郵送料
委託料	2,430	2,504	2,676	封入封緘委託料
負担金補助及び交付金	657	671	684	特別徴収情報経由業務負担金
人件費 B	53,173	54,746	61,701	
職員人工数	5.33	5.20	5.13	
職員人件費	39,752	41,204	40,804	
嘱託等人件費	13,421	13,542	20,897	
合計 C(A+B)	80,335	82,610	94,571	
C 国庫支出金				
県支出金				広告料
市債				督促手数料
その他	1,495	1,705	81	延滞金
一般財源	78,840	80,905	94,490	繰越金

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	現年度保険料収納率の向上							単位	%	
目標・実績	目標値	98.2	達成年度	27年度	26年度	98.04	27年度	98.20	28年度	98.31
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		一定の介護保険料を確保							

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護保険法第129条に基づき、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 また、徴収について同法第131条、第135条、第144条等、法令に基づき行われるものであり、引き続き実施していく必要がある。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	納付義務者に受益者負担を求めるべき事業ではなく、見直しの必要はない。
-----------------	--	------------------------------------

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	帳票作成及び封入封緘作業は、すでに民間委託を行っている。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	介護保険料は公課であり、公平公正に賦課徴収するものである。また、個人の秘密の属する情報がそのまま活用されていることから、行政の責任で実施すべき事業である。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	3年毎の制度改正及び事業計画に対応した適切な事務処理を行うことができた。
------	----	--------------------------------------

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	制度開始以降、被保険者及び保険料は増加傾向である。3年毎の制度改正により介護保険制度が複雑化しており制度を熟知するように努め、分かりやすい説明を行い保険料の負担について周知を行うことで、介護保険制度の理解を得る。また、納付意識の高揚を促進し、適正な納付への誘導を図り、引き続き安定した介護保険料の収納の確保に努めていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	地域包括支援センター運営事業費	TJ15
根拠法令	介護保険法	
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)	
事業開始年度	平成18年度	
施策	07 高齢者支援	

事業分類	法定事業(裁量含む)
会計	60 介護保険事業費
款	17 地域支援事業費
項	05 地域支援事業費
目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために援助を行う身近な相談窓口として日常生活圏域に2箇所、計12箇所設置している。また、高齢者の増加により、相談内容も複雑化・多様化しており、円滑に事業を進めるために、条例にて人員配置基準を定めている。(職員配置:担当地域第1号被保険者数3,000人以上6,000人未満に3人、以後2,000人増加ごとに1人加配)
対象(誰を・何を)	市内在住の65歳以上高齢者及びその家族
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができる。
事業概要	介護保険法第115条の46(地域包括支援センター)に規定されており、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関とし平成18年度に日常生活圏域に2箇所ずつ計12箇所設置している。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> 総合相談・支援:地域の高齢者とその家族の介護等に関する相談支援 権利擁護・虐待防止:成年後見制度の紹介や高齢者虐待への対応及び防止 包括的・継続的ケアマネジメント:多職種・他機関との連携、地域のケアマネジャーの指導・支援等 個別課題解決機能を有する地域ケア個別会議、全市民的な共通課題を洗い出す地域ケア代表者会議 認知症地域支援推進員等設置:地域で認知症の人を支える支援体制の強化を図るため、認知症地域支援推進員を兼務で配置 介護予防事業:地域介護予防活動等の普及・育成及び支援、要支援者の把握・支援 また、上記事業とは別に介護予防支援事業所として、要支援者のケアプランの作成及びサービス提供支援事業者等、関係機関との連絡調整を行っている。 ○配置職員:保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・認知症地域支援推進員(兼務) ○受託先:社会福祉法人(10か所)・医療法人(1か所)・生活協同組合(1か所) ○職員数及び委託料:4人→21,810千円(2センター)・4人→22,290千円(1センター)・5人→27,180千円(2センター)・5人→27,810千円(1センター)・6人→32,540千円(4センター)・7人→37,910千円(1センター)・8人→43,280千円(1センター) *各包括とも認知症地域支援推進員配置委託料(340千円)含む

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	335,198	357,006	371,316	*H28から「その他諸経費」の一部含む
報償費	91	24	144	職員研修会講師謝礼
需用費	841	522	1,195	消耗品・印刷製本等
委託料	334,247	351,000	362,735	地域包括支援センター運営経費
使用料及び賃借料	19	5,438	7,124	システムリース料等
その他		22	118	旅費、役員費
人件費 B	31,721	31,342	40,640	
職員人工数	3.04	2.83	3.75	
職員人件費	24,115	22,289	29,828	
嘱託等人件費	7,606	9,053	10,812	
合計 C(A+B)	366,919	388,348	411,956	
C 国庫支出金	127,004	128,181	190,281	地域支援事業交付金39%
県支出金	65,322	69,587	72,416	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	77,550	89,650	36,203	第1号保険料22%
一般財源	97,043	100,930	113,056	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	地域包括支援センターの認知度							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	29年度	26年度	52	27年度	52	28年度	61

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った	高齢者からの様々なニーズに対応できるよう、情報提供や支援を行うことが当該事業の目的であり、必ずしも目標値を設定した上で実施する事業ではないが、引き続きセンターの認知度を上げるとともに、高齢者への適切な支援に努める。
-----------------	---	---

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該事業は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続できるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために援助を行う身近な相談窓口としての地域包括支援センターを設置しているものであり、介護保険法に定められる地域支援事業において、必須事業として位置づけられている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見ししの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	相談支援は行政サービスの一環であり、受益者負担を求める性質の事業ではない。
-----------------	--	---------------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	当該事業は、介護保険法における地域支援事業において必須事業として位置づけられており、阪神間の自治体においても、ほぼ全ての地域包括支援センターの設置は、社会福祉法人等に委託し、事業実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	市内在住の65歳以上高齢者及びその家族からの総合相談や権利擁護業務等については地域包括支援センターが担っているが、対応困難ケースや虐待ケースについては基幹機能を有する市が、各地域包括支援センターへの支援・指導等を行っている。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 行政と委託先が連携して事業を実施している。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	平成27年度より条例にて地域包括支援センターの配置人数を国基準とし、地域高齢者の総合相談や権利擁護業務等、他都市並に実施できる体制とした。その結果、センターの対応・支援件数は着実に増加しており、センターの認知度も上昇している。 一方で、地域高齢者からの総合相談、認知症の対応、成年後見制度の利用や虐待等、増加・多様化する課題に対し、解決まで長期化するなど、対応に苦慮する案件も数多くあり、センターの質の平準化を目指すとともに、引き続き、様々な支援ニーズに対し効率的かつ効果的に対応する必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの必要性和重要性が益々高まっていくことから、市民への認知が進むよう周知に努めていく。また、基幹機能を担う市担当課として、関係機関や近隣住民等の協力も得ながら、引き続きセンター3職種へ支援を行いながら、センターの対応力向上に向けて取り組むとともに、本市実態に応じた自立支援・介護予防に資するケアプランの立て方等の企画立案・指導ができる人材の確保を検討する。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	在宅医療・介護連携推進事業費	TJ16	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法第115条の45-2、施行規則第140条の62-8		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成27年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	包括支援担当
所属長名	寺沢 元芳		

①事業概要

事業実施趣旨	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。
対象(誰を・何を)	市内在住の高齢者(認知症患者含む)及びその家族、介護者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、多職種協働により医療・介護を一体的に提供できる体制を構築する。
事業概要	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療機関・介護サービス事業者等の多職種が連携・協力し、患者・利用者が安心して医療・介護を受けることが可能な仕組みやルールを構築する。
実施内容	<p>医療・介護連携に関係する団体(13団体)で構成する「在宅医療・介護連携推進会議」において、「人づくり(専門職間の顔の見える連携、スキルアップのための研修)」「ものづくり(ツールづくり、体制の構築)」「意識づくり(市民への啓発)」の視点で検討・協議を行い、多職種による「チームアプローチ」を推進する各種取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他職種が参加する研修の開催(認知症ライフサポート研修) 尼崎市民がかりつけ連携機関リストの作成・配布 連携ファイルの検討 医療機関・介護機関リンク集の作成 (仮称)在宅療養ハンドブックの検討 (仮称)医療・介護連携支援センターの検討

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	14	246	13,526	H27年度新規事業
報償費		50	971	講師謝礼
需用費		97	2,550	郵送料
委託料			9,616	業務委託料
使用料及び賃借料	14	62	264	会場使用料
その他		37	125	※旅費+需用費+負担金補助及び交付金
人件費 B	2,535	3,780	8,003	
職員人工数	0.23	0.43	0.96	
職員人件費	1,811	3,418	7,636	
嘱託等人件費	724	362	367	
合計 C(A+B)	2,549	4,026	21,529	
C 国庫支出金	6	96	5,275	地域支援事業交付金39%
県支出金	3	48	2,637	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	3	54	2,977	第1号保険料22%
一般財源	2,537	3,828	10,640	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—								単位	—	
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	—	28年度	—
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	目標指標については、医療・介護連携協議会の中で検討しているところである。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護保険法の地域支援事業として、全ての市区町村での実施を義務付けられている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	介護保険法の地域支援事業として、医療機関・介護サービス事業者等の多職種の連携・協力を推進する事業であり、受益者負担を求める性質の事業ではない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	介護保険法の地域支援事業として、平成30年度以降、全ての市区町村での実施を義務付けられている。(可能な市区町村は平成27年度から実施。)
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	平成29年度途中から、尼崎市医師会に業務の一部を委託する予定としている。																									
委託等の可能性																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○			内容	行政を含めた多様な主体の連携体制を構築することが本事業の趣旨である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状			●																								
将来像			○																								

⑧総合評価

総合評価	維持	平成29年度は、多職種間の連携支援を行うセンターの設置や連携ツールの作成・在宅療養に関する普及啓発を進める。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後も医療・介護の連携の重要性は高まっていくことから、(仮称)医療・介護連携支援センターを設置し、多職種間の連携支援をより一層推進するとともに、在宅医療・介護連携推進会議での検討に基づき、多職種向けの研修の実施や、ICTの活用を含めた連携ツールの活用、市民啓発のための(仮称)在宅療養ハンドブックの作成等を行う。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	シルバーハウジング生活援助員派遣事業費	TJ1L
根拠法令	老発第0609001号厚生労働省老健局長通知 尼崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱	
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)	
事業開始年度	平成9年度	
施策	07 高齢者支援	

事業分類	ソフト事業
会計	60 介護保険事業費
款	17 地域支援事業費
項	05 地域支援事業費
目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

① 事業概要

事業実施趣旨	単身高齢者が増加傾向にある現状において、災害復興公営住宅の整備に当たり、ハード及びソフト両面で高齢者に配慮したシルバーハウジングとすることにより、単身高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を送ることができるよう支援する。																																								
対象(誰を・何を)	シルバーハウジング入居者																																								
求める成果(どのような状態にしたいか)	単身高齢者等が地域の中で、自立して安全かつ快適な生活を送ることができるよう支援する。																																								
事業概要	災害復興公営住宅の整備に当たりハード及びソフト両面で高齢者に配慮したシルバーハウジングとすることにより、単身高齢者が地域の中で、自立して安全かつ快適な生活を送ることができるよう支援する。災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員(LSA)を派遣し、生活相談、安否確認等を行い在宅生活を支援する。																																								
実施内容	<p>災害復興公営住宅等のシルバーハウジング入居者に対し生活援助員(LSA)を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、単身高齢者等の在宅生活を支援する。生活援助員(LSA)不在の夜間には社会福祉法人が委託した民間警備会社が緊急時に対応する。</p> <p>【生活援助員(LSA)派遣住宅及び委託先】</p> <table border="1"> <tr> <th>派遣住宅名</th> <th>シルバー住戸数</th> <th>委託先法人名</th> <th>LSA派遣人数 (11人)</th> </tr> <tr> <td>市営神崎北住宅</td> <td>30戸(70戸)</td> <td>阪神共同福祉会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市営久々知住宅</td> <td>25戸(52戸)</td> <td>阪神共同福祉会</td> <td>1人(2団地)</td> </tr> <tr> <td>県営水堂住宅</td> <td>270戸(414戸)</td> <td>長生福祉会</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>市営西長洲北住宅</td> <td>30戸(81戸)</td> <td>きらくえん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市営今福住宅</td> <td>30戸(136戸)</td> <td>きらくえん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県営金楽寺住宅</td> <td>32戸(71戸)</td> <td>きらくえん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市営潮江住宅</td> <td>60戸(240戸)</td> <td>きらくえん</td> <td>3人(4団地)</td> </tr> <tr> <td>市営道意住宅</td> <td>30戸(150戸)</td> <td>サンシャイン</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>市営築地北住宅</td> <td>30戸(120戸)</td> <td>ほがらか会</td> <td>1人</td> </tr> </table>	派遣住宅名	シルバー住戸数	委託先法人名	LSA派遣人数 (11人)	市営神崎北住宅	30戸(70戸)	阪神共同福祉会		市営久々知住宅	25戸(52戸)	阪神共同福祉会	1人(2団地)	県営水堂住宅	270戸(414戸)	長生福祉会	5人	市営西長洲北住宅	30戸(81戸)	きらくえん		市営今福住宅	30戸(136戸)	きらくえん		県営金楽寺住宅	32戸(71戸)	きらくえん		市営潮江住宅	60戸(240戸)	きらくえん	3人(4団地)	市営道意住宅	30戸(150戸)	サンシャイン	1人	市営築地北住宅	30戸(120戸)	ほがらか会	1人
派遣住宅名	シルバー住戸数	委託先法人名	LSA派遣人数 (11人)																																						
市営神崎北住宅	30戸(70戸)	阪神共同福祉会																																							
市営久々知住宅	25戸(52戸)	阪神共同福祉会	1人(2団地)																																						
県営水堂住宅	270戸(414戸)	長生福祉会	5人																																						
市営西長洲北住宅	30戸(81戸)	きらくえん																																							
市営今福住宅	30戸(136戸)	きらくえん																																							
県営金楽寺住宅	32戸(71戸)	きらくえん																																							
市営潮江住宅	60戸(240戸)	きらくえん	3人(4団地)																																						
市営道意住宅	30戸(150戸)	サンシャイン	1人																																						
市営築地北住宅	30戸(120戸)	ほがらか会	1人																																						

② 事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	34,544	41,024	40,890	
委託料	34,544	41,024	40,890	
人件費 B	1,070	3,599	3,659	
職員人工数	0.14	0.45	0.46	
職員人件費	1,070	3,599	3,659	
嘱託等人工費				
合計 C(A+B)	35,614	44,623	44,549	
C 国庫支出金	13,331	15,824	15,474	地域支援事業交付金39%
県支出金	6,665	7,912	7,873	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	7,882	9,376	9,397	第1号保険料22%
一般財源	7,736	11,511	11,805	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用人員	単位	人								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	500	27年度	477	28年度	479
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った シルバーハウジング入居者に対して適切な生活相談、安否確認等が図れた。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	シルバーハウジング高齢者生活援助員(LSA)の派遣により、シルバーハウジング入居者に対して適切な生活相談、安否確認等が図れており、単身高齢者等が安全、快適な生活を送るための一助になっている。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 入居者の所得に応じて利用者負担金が生じる。単身高齢者の増加に伴い、今後とも需要があると見込まれる。
-----------------	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市においてもシルバーハウジング対象戸数以外の内容に概ね相違はない。近畿圏中核市においては、自治体の規模や状況により、人件費等の単価に違いがある。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	各社会福祉法人に委託している。市では、利用料関係業務を行う。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	生活援助員(LSA)やシルバーハウジング自体の市民に対する認知度が限定されているため、民間主体で事業を進めるには今後の経験値が必要である。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	単身高齢者が増加する方向にある現状において、このようなシルバーハウジング高齢者生活援助員(LSA)の派遣により、シルバーハウジング入居者に対して適切な生活相談、安否確認等が図れており、安全、快適な生活を提供しているところではある。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	単身高齢者等に対して、より安全、快適な生活を提供しているところではある。地域見守り態勢を強化の中で、生活援助員(LSA)を利用できる者がシルバーハウジング住居者のみに限定される見守り事業の必要性について、検討が必要と考える。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	徘徊高齢者家族支援サービス事業費	TJ1R	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市徘徊高齢者家族支援サービス実施要綱		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成13年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として、利用者の介護負担の軽減を図る。																				
対象(誰を・何を)	徘徊高齢者を介護する家族																				
求める成果(どのような状態にしたいか)	徘徊高齢者を介護する家族へ介護負担の軽減																				
事業概要	認知症高齢者が屋外で徘徊したときに早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。																				
実施内容	<p>1 認知症高齢者を介護する世帯に位置情報端末機(携帯用小型)を貸与し認知症高齢者に装着する。</p> <p>2 屋外での徘徊により所在不明になった際、家族等が位置検索を契約位置情報提供者に依頼する。</p> <p>3 依頼を受けた位置提供事業者が位置検索した情報を電話やファクシミリにより提供する。</p> <p>【設置台数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>廃止</th> <th>増減</th> <th>利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成25年度利用人数・・・22人</p>		新規	廃止	増減	利用人数	平成26年度	16	10	6	28	平成27年度	19	11	8	36	平成28年度	15	13	2	38
	新規	廃止	増減	利用人数																	
平成26年度	16	10	6	28																	
平成27年度	19	11	8	36																	
平成28年度	15	13	2	38																	

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	144	113	220	
委託料	144	113	220	端末機利用登録手数料
人件費 B	857	609	988	
職員人工数	0.14	0.02	0.11	
職員人件費	820	590	801	
嘱託等人件費	37	19	187	
合計 C(A+B)	1,001	722	1,208	
C 国庫支出金	56	44	85	地域支援事業交付金39%
県支出金	28	22	42	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	32	25	51	第1号保険料22%
一般財源	885	631	1,030	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用人員 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	28	27年度	36	28年度	38
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
徘徊高齢者を介護する家族への支援事業として、利用者の介護負担の軽減を図ることができた。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	認知機能の低下等により徘徊し、行方がわからなくなったり、また身元がわからないまま保護される高齢者が増加しつつあり、早期発見と未然の事故防止を図る上で必要である。徘徊高齢者等の事故を未然に防止することによって在宅福祉の向上に寄与している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民税非課税世帯及び生活保護世帯以外は月額利用料540円を利用者負担する。その他に対応時に別途料金が発生するものについては、利用者負担となる。(市民税非課税世帯及び生活保護世帯も含む)
-----------------	---	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	基宮市でも実施している。実施内容・方法・利用料などに概ね尼崎市と相違なし。
---------------	---------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	尼崎市社会福祉協議会に委託している。																								
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 尼崎市社会福祉協議会に委託している。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	当該事業は、認知症高齢者が徘徊した場合に、早期発見できるシステムを活用しており、その居場所を家族に伝え、未然に事故防止を図るなど、介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減、高齢者の在宅生活の継続・向上のための必要な取組である。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	利用者数については、情報発信の不足等により低調な状況が続いていることから、引き続き、業務受託者と十分に連携する中で、積極的に事業のPRを行っていく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	高齢者向けグループハウス運営事業費	TJ21	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法第115条の45第3項第3号		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成15年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	身体的に虚弱な状態にある高齢者が入居するグループハウスにおいて、日々24時間見守り等のケアを行い、高齢者が自らの能力を最大限に生かし自立した生活が営めるよう支援する。
対象(誰を・何を)	介護保険制度上において要介護1若しくは2又は要支援2の認定を受けている者
求める成果(どのような状態にしたいか)	引き続き、24時間見守り等のケアを行い、入居者一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう支援していく。
事業概要	身体的に虚弱な状態にある高齢者が入居するグループハウスにおいて、日々24時間見守り等のケアを行い、高齢者が自らの能力を最大限に生かして自立した生活が営めるよう支援する。
実施内容	身体的に虚弱な状態にある高齢者が入居するグループハウスにおいて、日々24時間見守り等のケアを行い高齢者が自らの能力を最大限に生かし自立した生活が営めるよう支援する。 ・(対象者)介護保険制度上において要介護1若しくは2又は要支援2の認定を受けている者 ・(所在地) 尼崎市七松町3丁目13-6 (定員)16人 (利用人員)10人(H29.3.31現在) ※平成7年の震災後に設置された仮設住宅を解消するに当たって、当時のケア付仮設住宅の入居者へのその後の対応として、平成10年10月から5か年間の暫定的な期間で高齢者等向け災害復興グループハウスとして実施してきた。 その後、暫定的な期間が終了する平成15年10月から一般施策化し、高齢者向けグループハウス運営事業として新たに入居や利用負担の基準等の設定をして実施しているが、既に10年以上経過している。今後の事業のあり方を見直すための検討期間が必要である。

②事業費

	26年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	14,452	14,829	14,709	
委託料	14,452	14,829	14,709	運営委託料
人件費 B	981	990	1,034	
職員人工数	0.12	0.12	0.13	
職員人件費	981	990	1,034	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	15,433	15,819	15,743	
C 国庫支出金	5,636	5,783	5,736	地域支援事業交付金39%
県支出金	2,818	2,829	2,868	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	3,180	3,262	3,237	第1号保険料22%
一般財源	3,799	3,945	3,902	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	入居者数	単位	人
目標・実績	目標値 16	達成年度	— 年度
		26年度	16
		27年度	14
		28年度	10
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		
	平成28年度中においては、施設の今後のあり方の検討をするために、暫定措置として入所受付を中断している。		

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	当該施設については、在宅と施設介護の中間的な施設として、虚弱の高齢者の自立と多様な生活を支える本来の施設機能に加えて、現在は地域のボランティアが多数参加する中で、入居者と地域の住民との定期的な交流行事が開催されており、地域に密着した交流拠点としての機能も定着している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	既に入居者から利用料等を徴収しており、低所得者向けの入居施設であることから、これ以上受益者負担を増やすことは適正ではない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本事業を実施している他自治体は見受けられない。
---------------	-------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	事業は社会福祉法人阪神共同福祉会に委託し、入所決定は市が行っている。
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 入所決定は市が行うことで公平性を確保し、住居の生活環境は委託先が安全かつ快適に努める

⑧総合評価

総合評価	維持	単身で虚弱な高齢者が入居する施設として、利用者が制限される面もあるが、地域との交流活動が定着しており、地域住民とボランティア、及び入居者との交流も盛んに行われている。また、入居者が重度の要介護状態とならないよう自立を支援するための介護等の専門スタッフも常駐しており、入居者も軽度の要介護の状態を維持できているなど、施策の設置目的は達成できており、今後も必要な事業であることから、平成29年度からは入所受付を再開する。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	多様な高齢者の自立した生活を支える拠点及び地域の高齢者との交流や地域の介護予防の拠点となっており、今後もモデル的な役割が期待される施設である。しかしながら利用者が制限されるなどの包括外部監査意見等を踏まえる中で入居者への影響を勘案しつつ、24時間ケア付きの施設機能のより効果的な活用に向けて、引き続き今後のあり方等について慎重に検討を行う。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	高齢者自立支援型食事サービス事業費	TJ23
根拠法令	尼崎市高齢者自立支援型食事サービス事業 要綱	
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)	
事業開始年度	平成12年度	
施策	07 高齢者支援	

事業分類	ソフト事業
会計	60 介護保険事業費
款	17 地域支援事業費
項	05 地域支援事業費
目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	同居率の低下や長寿化の進行により家族や自分自身によって適切な料理ができない高齢者が増加している。バランスの取れた食事を提供することにより高齢者の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、高齢者の在宅生活を支援する。
対象(誰を・何を)	おおむね65歳以上であって①ひとり暮らし②昼間ひとり暮らし③高齢者夫婦④障害者と同居している高齢者等で食事の調理が困難な者
求める成果(どのような状態にしたいか)	食事サービスは食事を提供することにより、高齢者等の生活をサポートするだけでなく、安否の確認や孤独の解消といった機能を持つとともに高齢者のニーズや把握及び他の高齢者施策との有効性を図ることができ、在宅生活を支えていくことができるものである。
事業概要	おおむね65歳以上であって①ひとり暮らし②昼間ひとり暮らし③高齢者夫婦④障害者と同居している高齢者等で食事の調理が困難な者に食事サービスを提供する。
実施内容	同居率の低下や長寿化の進行により家族や自分自身によって適切な料理ができない高齢者に食事サービスを提供する事業である。 1 配食回数等 1日1食(昼食又は夕食) 週5日(月曜日から金曜日) 2 配食区域 市内全域 3 配食数 25,939食(年間) 4 個人負担額 500円(1食あたり)

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	5,438	5,053	5,159	
委託料	5,438	5,053	5,159	事業委託料
人件費 B	802	810	795	
職員人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	802	810	795	
嘱託等人工費				
合計 C(A+B)	6,240	5,863	5,954	
C 国庫支出金	2,121	1,971	2,012	地域支援事業交付金39%
県支出金	1,061	985	1,006	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	1,196	1,112	1,135	第1号保険料22%
一般財源	1,862	1,795	1,801	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ利用者数	単位	人								
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	2,056	27年度	1,971	28年度	1,765
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	制度利用者に対して栄養バランスのとれた定期的な食事の摂取を支援できている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食事サービスは食事を提供することにより、高齢者等の生活をサポートするだけでなく、安否の確認や孤独の解消といった機能を持つとともに、高齢者の多様なニーズの把握及び他の高齢者施策との有効性を図ることができ、在宅生活を支えていくことができるものである。同居率の低下や長寿化の進行により家族や自分自身によって適切な料理ができない高齢者が増加している中で在宅福祉を推進するためには食事サービスは不可欠である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	1食500円については、受益者負担としている。本事業は、市が一部関与して家庭の不安や負担を軽減するものであり、これ以上受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	東大阪市、奈良市、姫路市、松山市でも同様の事業を実施している。
---------------	---------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	尼崎市社会福祉協議会に委託している。																								
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 尼崎市社会福祉協議会に委託している。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	同居率の低下や長寿化の進行により家族や自分自身によって適切な料理ができない高齢者が増加している中で、在宅福祉を推進するためには食事サービスは不可欠である。また栄養バランスのとれた食事を定期的に摂取することができ、対象者の異常も早期に発見できることから、今後も必要な取組である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	栄養バランスのとれた食事の摂取は健康の保持・増進のみならず、介護予防や重症化予防にも寄与していることから、ヘルスアップの取組と連携する中で、より効果的な取組内容を検討していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	住宅改造相談事業費	TJ25	事業分類	ソフト事業
根拠法令	住宅改造費助成事業実施要綱		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成7年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	身体の機能の低下した高齢者・障害者が住み慣れた家で安心して生活することができるよう、住宅改造の相談及び助言を行い、介護負担の軽減と生活環境の改善を支援する。
対象(誰を・何を)	介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている被保険者
求める成果(どのような状態にしたいか)	生涯にわたり住み慣れた家で安心して生活ができ、介護の負担を少しでも軽減する。
事業概要	要介護・要支援の認定を受けている高齢者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合に、住まいの改良相談チームを設置し、その相談及び助言を行う。
実施内容	<p>1 チームの業務 住宅改造マニュアルの作成 相談、助言 改造の設計 他の関連サービスとの調整 関係機関との連絡調整 アフターケア</p> <p>2 チームの構成 ソーシャルワーカー(社会福祉士) 作業療法士 建築士</p> <p>平成28年度末時点相談件数:1,965件</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	12,040	12,828	13,546	
委託料	12,040	12,828	13,546	改良相談員人件費
人件費 B	357	360	398	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	357	360	398	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	12,397	13,188	13,944	
C 国庫支出金	4,695	5,003	5,282	地域支援事業交付金39%
県支出金	2,348	2,501	2,641	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	2,649	2,822	2,982	第1号保険料22%
一般財源	2,705	2,862	3,039	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	実績件数(高齢者のみ) (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	— 年度	26年度	1,913	27年度	1,778	28年度	1,965
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		目標の設定はないが、住み慣れた家で安心して生活ができ、介護の負担を少しでも軽減することは、要介護者とその家族の生活環境の向上につながっている。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	身体の機能の低下した高齢者及び障害者が住宅改造を行うことにより、住み慣れた家で安心して生活することができ、介護の負担の軽減にもなっている。高齢者・障害者の対象者及びその介護者が、不自由を感じていた箇所を改造することで、行動範囲を広げ前向きな生活が期待される。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	住み慣れた家で安心して生活するために、住宅の不自由を感じている箇所に対して相談及び助言をする事業であり、受益者負担を求めるものではない。
----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県の人生80年いきいき住宅助成事業補助金交付基準に基づいて、他市もおおむね同じ状況で実施している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	尼崎市社会福祉協議会に委託している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 尼崎市社会福祉協議会に委託している。

⑧総合評価

総合評価	維持 身体機能の低下に伴い、段差の解消等の住宅改造は、今後の生活環境の向上につながるるとともに、介護者の介護負担の軽減につながっており、引き続き、制度のPRを行う中で、住宅改造が必要な対象者の支援を行う。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	身体の状況によっては、住宅改造を急がれる場合があるが、訪問調査や申請手続きに日時を要する場合があります。手続きの簡素化等の検討が必要である。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	家族介護用品支給事業費	TJ2A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法第115条の45第3項第2号		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成12年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	低所得で重度の介護を要する高齢者を介護している家族に紙おむつを支給することにより、介護者の精神的、経済的負担の軽減を図る。								
対象(誰を・何を)	低所得で重度の介護を要する高齢者を介護している家族								
求める成果(どのような状態にしたいか)	在宅で介護している家族に精神的、経済的にゆとりをもって生活を送ってもらうために支援を行う。								
事業概要	低所得で重度の介護を要する高齢者を介護している家族に対し、おむつ等を宅配し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。								
実施内容	<p>(1)対象者 重度(要介護4・5)で紙おむつを必要とする市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族</p> <p>(2)対象介護用品 紙おむつ、尿とりパッド</p> <p>(3)実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ人数(人)</td> <td>2,592</td> <td>2,757</td> <td>2,748</td> </tr> </tbody> </table>	年度	26	27	28	延べ人数(人)	2,592	2,757	2,748
年度	26	27	28						
延べ人数(人)	2,592	2,757	2,748						

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	13,718	10,734	14,779	
扶助費	13,718	10,734	14,779	介護用品の支給
人件費 B	4,287	4,298	3,965	
職員人工数	0.64	0.65	0.47	
職員人件費	4,194	4,223	3,591	
嘱託等人件費	93	75	374	
合計 C(A+B)	18,005	15,032	18,744	
C 国庫支出金	5,350	4,186	5,763	地域支援事業交付金39%
県支出金	2,675	2,093	2,881	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	3,018	2,362	3,254	第1号保険料22%
一般財源	6,962	6,391	6,846	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ利用者数						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	2,592	27年度	2,757	28年度	2,748
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		在宅で重度の要介護高齢者を介護している低所得世帯の家族に対して、介護用品の支給を行い、重度介護者家族の負担軽減を図った。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	在宅で要介護4又は5の重度の要介護被保険者を介護する家族の身体的・経済的負担の軽減になっており、在宅支援として欠かせない取組になっている。また、介護用品(紙おむつ)の配達を介護用品の専門業者に委託しているため、介護用品に関する相談にも応じることができている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象者が低所得者であるため、利用者負担は適さない。
-----------------	--	---------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体も同様の事業を実施している
---------------	-------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	新規や更新の申請受付及び決定は市で行っており、配達は委託している。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 毎月、配達業者から宅配をして、手渡ししている。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	介護保険法に基づく地域支援事業の家族介護支援事業に位置付けて実施しており、在宅要介護高齢者を介護する家族にとっては、身体的・精神的・経済的負担の軽減になっているため、今後も介護者支援として継続する。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後、施設介護より在宅介護が増える中で、在宅での要介護4又は5の重度の要介護被保険者はますます増加し、さらに事業コストも上昇が懸念されることから、これまで以上に各種おむつの組み合わせを一層工夫するなど、トータルコストの抑制にも取り組んでいく必要がある。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	介護マーク普及事業費	TJ2C	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法第115条の45第3項第2号		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成27年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	介護する方が周囲から誤解や偏見を受けることがないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。
対象（誰を・何を）	要介護者及び要介護者を介護する家族等
求める成果（どのような状態にしたいか）	介護する方が介護中であることを周囲に理解していただき、介護する方の負担軽減と介護を温かく見守る「やさしい社会」を実現する。
事業概要	介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくため、介護中に身に付ける「介護マーク」を配布するとともに、市民・事業所に対してマークの普及・啓発を図る。
実施内容	<p>【平成28年度取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆介護マークの作成・配布 <ul style="list-style-type: none"> ・市窓口（本庁及び支所）及び地域包括支援センターにて介護マークを配布。 ・配布開始：平成28年2月から ・配布者数：78人 ◆普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に全戸配布している「介護保険だより」で、介護マークの紹介記事を掲載し、利用される方、利用者を見守る方への普及・啓発に努めた。 ・商工会議所や企業の連絡会等の機会を通じて制度の周知を図り、介護マークの啓発に努めた。

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	282	39	43	
需用費	282	39	30	消耗品費等
役務費			13	郵送料
人件費 B	892	900	477	
職員人工数	0.11	0.11	0.06	
職員人件費	892	900	477	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,174	939	520	
C 国庫支出金	110	15	16	地域支援事業交付金39%
県支出金	55	8	8	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	62	9	11	第1号保険料22%
財源内訳 一般財源	947	907	485	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	介護マーク利用者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	人				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	9	28年度	78
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	市内に全戸配布している「介護保険だより」で、介護マークの紹介記事を掲載するなど、利用される方、利用者を見守る方への普及・啓発に努めた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	要介護者(特に認知症の人)の介護は、外見では介護していることが分かりにくいと、誤解や偏見を持たれやすい。介護する方がマークを身に付けることで、介護中であることを周囲に理解していただくことが可能であり、地域で高齢者を支えていくための社会を実現するために必要な事業である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	在宅介護者を支援するための取組であり、受益者負担を求めることは適切ではない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	介護マークの普及について、平成23年4月に静岡県が取組を開始し、国においても全国的な普及を推進しており、平成29年3月1日現在、全国509の自治体(29.2%)で実施している。阪神間においては、西宮市、芦屋市、三田市、伊丹市が実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	各地域包括支援センターに介護マークの配布窓口として、利用希望者の申請受付等の協力を頂いている。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容 介護マークの配布は行政が行うが、普及・啓発については民間団体等と連携し、広報紙への掲載などに取り組んでいる。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状		●																								
将来像		○																								

⑧総合評価

総合評価	改善	普及・啓発に必要な資料等の作成は既に完了していることから、今後はゼロ予算事業として実施する中で、積極的な啓発活動を実施していく。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	—
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	住宅改修支援事業費	TJ2F	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成18年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	福祉住環境コーディネーター等が、居宅サービス計画の作成に当たる介護支援専門員がいない要介護者等の住宅改修申請に係る理由書を作成した場合、助成金を支給している。
対象(誰を・何を)	福祉住環境コーディネーター等
求める成果(どのような状態にしたいか)	介護保険制度の円滑な実施の観点から、住宅改修支援事業に係る福祉住環境コーディネーター等への助成を行うことにより、要介護高齢者等の福祉の向上に資する。
事業概要	福祉住環境コーディネーター等が行う、住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。
実施内容	<p>1 事業内容</p> <p>福祉住環境コーディネーター、その他これらに準ずる資格等を有するなど、居宅介護住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、居宅サービス計画の作成に当たる介護支援専門員がいない要介護者等の求めに応じて介護保険サービスにおける居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合、当該福祉住環境コーディネーター等に対して、1件当たり2,000円を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務に対し、1件当たり2,000円を助成する。 ・事業所に所属する介護支援専門員については、居宅介護サービス計画の介護報酬に含まれているという観点から、対象外となっている。 ・平成18年度より一般会計から特別会計になっている。 <p>*その他の資格・・・地域包括支援センター(3職種:社会福祉士・看護師・保険師・ケアマネ)・ケアマネ</p> <p>2 事業実績</p> <p>87件 174,000円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	196	174	280	
負担金補助及び交付金	196	174	280	補助金
人件費 B	341	344	2,183	
職員人工数			0.10	
職員人件費			795	
嘱託等人件費	341	344	1,388	
合計 C(A+B)	537	518	2,463	
C 国庫支出金	77	68	109	(国)地域支援事業交付金39%
県支出金	38	34	54	(県)地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	43	38	63	第1号保険料22%
一般財源	379	378	2,237	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	助成件数の推移を検証する。(成果指標の設定が困難なため、支給件数を活動指標として設定している)				単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	
			26年度	106	27年度	98
			28年度			87
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った					

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護保険法上、国の要綱にも定められており、本市も要綱として定めているもの。介護認定を受け、住宅改修のみのサービスを利用し、その他サービスを利用しない場合もある。利用者においては、同制度がない場合、結果的にその他サービスを利用しない場合においても、居宅支援事業所と契約を結ばざるを得ない状況も発生することから、利用者の意向に沿わないサービス提供も行われる可能性が否定されず、給付増加の可能性も懸念される。同制度が維持継続された場合、本来の相談機能を有する包括支援センターおよび居宅支援事業所の相談支援も促進されることも期待できる。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	受益者は通常ケアプラン等継続的な介護保険サービスを提供する場合、報酬が見込めるもの、住宅改修のみを希望する利用者の場合、結果的に作成費用が無報酬となり、労務の提供を受ける以上一定の助成事業として継続していく必要性もあると考える。
-----------------	---	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	西宮市: 制度有 1件当たり2,160円助成 伊丹市: 制度有 1件当たり2,000円助成 川西市: 制度有 1件当たり2,160円助成 芦屋市: 制度無 宝塚市: 制度無
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務	住宅改修に係る支給承認・不承認行為が行政決定を含めた行為であることから、業務の運動性および実績件数から見て委託にそぐわないと判断する。																									
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○			内容	住宅改修費支給決定後の助成申請であるため、支給決定情報取得等の法令との関係を整理する必要がある。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状			●																								
将来像			○																								

⑧総合評価

総合評価	維持	実績数は横ばい傾向にあるものの、ニーズは依然存在しており、要介護者の住宅環境の改善を図ることで、要介護者の安定的な在宅生活の維持に役立っている。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	本事業は、介護支援専門員のいない要介護者等の住宅改修のために必要であり、安定的な在宅生活の維持に有益であることから、今後も事業を継続する。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	介護相談員派遣事業費	TJ2L	事業分類	ソフト事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成14年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	介護相談員が、派遣を希望する施設等に出向き、利用者の相談に応じるとともに、利用者に代わり事業者に要望を伝える等、利用者と事業者の仲立ちをしながら、サービスの向上に向けた活動を行っている。																													
対象(誰を・何を)	介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の利用者																													
求める成果(どのような状態にしたいか)	利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図る。																													
事業概要	介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設等の利用者を対象とした介護相談員の派遣を行う。																													
実施内容	<p>1 事業内容</p> <p>介護老人福祉施設等を訪問し、利用者等から介護サービスに関する疑問や不満などの話を伺うことで、事業者との橋渡しや、事業者に思いを伝えられるよう支援すると共に、事業者の介護サービスの質的向上を図るため、介護相談員を派遣する。</p> <p>2 実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護相談員 14人 派遣先 介護老人福祉施設19施設 介護老人保健施設 5施設 認知症対応型共同生活介護20施設 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">活動件数</th> <th colspan="5">活動内容</th> <th colspan="2">各年度末</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>面接</th> <th>声かけ</th> <th>気づき</th> <th>電話</th> <th>文書</th> <th>その他</th> <th>相談員数</th> <th>派遣先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>27,663</td> <td>11,694</td> <td>15,835</td> <td>89</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>32</td> <td>12</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>		活動件数		活動内容					各年度末		合計	面接	声かけ	気づき	電話	文書	その他	相談員数	派遣先	28年度	27,663	11,694	15,835	89	13	0	32	12	44
	活動件数		活動内容					各年度末																						
	合計	面接	声かけ	気づき	電話	文書	その他	相談員数	派遣先																					
28年度	27,663	11,694	15,835	89	13	0	32	12	44																					

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	6,410	5,336	6,720	
報償費	6,410	5,336	6,720	相談員報償費
人件費 B	1,581	2,399	2,659	
職員人工数	0.20	0.30	0.52	
職員人件費	1,581	2,399	2,659	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,991	7,735	9,379	
C 国庫支出金	2,500	2,080	2,620	(国)地域支援事業交付金39%
県支出金	1,250	1,040	1,310	(県)地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	1,410	1,174	1,480	第1号保険料22%
一般財源	2,831	3,441	3,969	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	訪問施設数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)				単位	施設
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度 43 27年度 43 28年度 44
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った					
	開設1年以上のグループホームと特別養護老人ホームの8割以上、介護老人保健施設の半数近くを訪問し、相談活動をおこなっている。					

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護相談員が施設に訪問することで、利用者と施設の橋渡し役になり、お互いに誤解していることや、うまく意思疎通ができていないことを大きな不満になる手前で防いでいる。また、利用者には身近な話し相手として、また虐待などが無いかの見守り役として必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、保険者としての適正化を図るものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	基準は特になし。 ・実施市町村数=512市町村(広域・組合等の構成市町村数を含む) ・兵庫県下実施市町村数=9市町村(明石市・赤穂市・芦屋市・猪名川町・加西市・宝塚市・丹波市・西宮市・尼崎市) 平成28年8月31日現在
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	介護相談員として、活動するに当たって「介護相談員養成研修」(介護相談・地域づくり連絡会主催)を受けることが必須になっているため、民間委託は現在のところできない。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 介護相談員として、一般市民から公募で選任され、活動している。

⑧総合評価

総合評価	維持	介護相談員派遣事業は、実際に相談員が様々な施設を訪問することで、各訪問施設での問題点や良い点が共有でき、利用者にとって過ごしやすい施設になるように、また施設も利用者が直接言えない苦情を相談員が聞き施設に伝えることで円滑な施設運営ができることから、今後も相談員の質を向上しながら介護相談員事業を推進していく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後、高齢者が増えていく中で、施設と利用者間や意思表示できない方との問題などが多くなると予想されるため、相談員の一人一人が相談員としての質を向上させる。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	介護給付適正化事業費	TJ2P	事業分類	法定事業(裁量含む)
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成19年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者数の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にあり、持続可能な介護保険制度づくりを進めるため、介護給付適正化の取り組みが必要となっている。
対象(誰を・何を)	介護保険サービス事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	保険給付と保険料の増大を抑制するため、介護給付適正化事業により不適切な給付を削減し、介護保険制度の信頼を高めるとともに、利用者の自立支援に必要なサービスが適正に提供されることを目的とする。
事業概要	利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、ケアプラン点検・介護保険と医療情報との突合点検等を行う。
実施内容	<p>・介護給付適正化事業</p> <p>1 事業内容</p> <p>(1) 利用者の自立支援に資する適切なケアプランの作成がなされているか、過剰なサービス内容となっていないかを点検し、不適正事例に対する指導を実施する。</p> <p>(2) 国保連合会からのデータをもとに、算定回数に期間や回数に制限のある加算などについて、報酬請求内容が適切かどうか点検する。</p> <p>(3) 国保連合会からのデータをもとに、介護保険給付と医療保険給付との重複を点検する。</p> <p>(4) 介護保険サービス利用者に対して、架空請求等の不正がないか確認してもらうとともに、介護保険制度への理解を深めてもらうため、サービス内容・費用を通知する。</p> <p>2 平成28年度実施状況</p> <p>(1) ケアプラン点検数…2,260件</p> <p>(2) 縦覧点検数…10件</p> <p>(3) 医療情報との突合点検…96件</p> <p>(4) 給付費通知の発送…20,357件</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,988	3,106	3,635	
報償費			66	研修会講師報償費
需用費	577	608	678	消耗品等
役務費	924	1,010	1,355	郵送料
使用料及び賃借料	1,485	1,485	1,522	介護給付適正化システム保守業務
その他	2	3	14	旅費
人件費 B	4,641	4,685	38,830	
職員人工数	0.22	0.22	2.47	
職員人件費	1,744	1,760	19,646	
嘱託等人件費	2,897	2,925	19,184	
合計 C(A+B)	7,629	7,791	42,465	
C 国庫支出金	1,165	1,211	1,417	(国)地域支援事業交付金39%
県支出金	583	606	708	(県)地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	657	683	802	第1号保険料22%
一般財源	5,224	5,291	39,538	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	ケアプランの点検数(成果指標の設定が困難なため、ケアプランチェック数を活動指標として設定している)					単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	1,736
						27年度	927
						28年度	2,105

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った
-----------------	--

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	介護給付費の適正化事業は、国がまとめた「第3期(平成27年度～平成29年度)介護給付適正化計画に関する指針」等に基づき、本市「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に位置付けられており、介護給付費の適正化やケアマネジャーの資質向上を目的としている。この結果として介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、保険者としての給付適正化を図るものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	全国実施状況(平成24年度) ・ケアプラン点検実施率(63%) ・縦覧点検・医療情報との突合実施率(83.5%) ・給付費通知の発送(70.1%) 本市はいずれの事業も実施中であり、適正化事業は高水準を維持している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	業務の性質上、社会福祉士又は介護支援専門員資格を有する嘱託職員を採用し、業務を遂行している。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 介護給付費の適正化事業は実施主体である保険者の事務である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	介護給付適正化事業では、ケアプラン等の点検や実地指導により、請求誤りを指摘し、介護報酬の返還や事業所の適正な運営を図るもののほか、不正請求に対する抑止効果もある。また、介護予防・日常生活支援総合事業の実施や高齢者向け住宅サービスの適正化によりますます介護サービス提供の適正化が求められているところであり、介護サービス全体の質の向上のための取り組みを一層推進していく必要がある。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	ケアプラン点検において、ケアプラン支給限度額に近いサービスや同一建物で画一的なサービス利用が見られるものについては、必要なサービスであるかという観点だけでなく、過剰なサービス提供の可能性はないかという視点も加えて事務を遂行していく。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	成年後見制度利用支援事業費	TJ2R
根拠法令	老人福祉法第32条ほか	
個別計画	あまがさき地域福祉計画(評価:無)	
事業開始年度	平成14年度	
施策	07 高齢者支援	

事業分類	法定事業(裁量含む)
会計	60 介護保険事業費
款	17 地域支援事業費
項	05 地域支援事業費
目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	認知症の増加とともに、核家族化により親族等から支援を受けられない高齢者が増えている。福祉サービスや医療(入院)の利用、金銭の管理などの場面で、本人に代わって成年後見人が適切な判断・契約を行うために、本事業にて成年後見人の選任・活動を支援している。
対象(誰を・何を)	認知症高齢者等、判断能力が不十分な人で、親族等による成年後見制度の申立が困難な人
求める成果(どのような状態にしたいか)	契約や財産管理、身上看護などの様々な場面で、成年後見人が要保護者を見守り、サポートすることで、本人が望む本人らしい生活の実現につなげる。
事業概要	家庭裁判所に対して成年後見制度による審判申立を行うことは親族等でなければできないこととなっており、親族がいない場合は申立できないことから、市が代わって申立を行う。また成年後見制度の利用に必要な費用の助成を行う。
実施内容	判断能力が不十分であり、身寄りがない人について、家庭裁判所に対して成年後見制度による審判申立を行う。「身寄りがない」には親族から虐待を受けていて適切な支援が得られない場合も含む。 また経済的理由で、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、申立に係る費用と後見人に支払う報酬費用の全部又は一部を助成する。 <実績> 平成26年度 市による申立10件、報酬等費用助成17件 平成27年度 市による申立13件、報酬等費用助成23件 平成28年度 市による申立16件、報酬等費用助成57件

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	5,613	10,162	16,742	
役務費	109	113	560	郵送料、申立手数料
扶助費	5,426	9,971	16,055	後見人報酬・申立費用の助成
需用費	78	78	127	冊子印刷製本費
人件費 B	2,744	3,506	6,269	
職員人工数	0.22	0.22	0.57	
職員人件費	1,722	1,786	4,534	
嘱託等人件費	1,022	1,720	1,735	
合計 C(A+B)	8,357	13,668	23,011	・地域支援事業国庫交付金 ・地域支援事業支援交付金 ・地域支援事業県交付金
C 国庫支出金	2,189	5,321	6,529	
県支出金	1,094	2,661	3,264	事業として実施
市債				
その他	1,357	3,026	3,685	本人負担金と保険料
一般財源	3,717	2,660	9,533	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	事業の利用件数							単位	件
目標・実績	目標値	100	達成年度	29年度	26年度	27年度	36	28年度	73
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 市民や窓口での制度の周知とともに、相談件数や支援を行った(申立と費用助成)件数は増加傾向にある。相談支援事業所等窓口からの適切な引継ぎが増えるにしたい、今後さらに伸展するものと考えている。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	社会的な権利擁護意識の高まりから、福祉サービスの契約や銀行での入出金などの生活場面で、判断力の低下した者は成年後見人がなければ利用を拒否されることが一般化してきているなど、必要性は年々高まっている。他の施策・福祉サービスは原則として本人による契約・申請等を前提としている。それらの能力が欠けてしまったものに、能力を付加するのが成年後見人の選任であり、他のサービスによる代替は不可能である。また身寄りがないもの申立ては実質的に市町村のみ可能であり、本事業の進展が必要である。ただし、後見人の成り手不足といった成年後見制度自体の課題もあり、急速な進展は望めないとと思われる。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 資産があるケースには、成年後見人の就任後に求償するなどの方法で、申立て費用、報酬の両面で、一定の負担を担っていただいている
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	後見の申立ては市長が行うものでもあり、行政による措置的な処遇方法である一面もあるため、行政が主体的に実施することが必要である。なお、本人や親族が行う申立てに対する支援、啓発等成年後見に関する諸事業は、成年後見等支援センターの運営を尼崎市社会福祉協議会に委託するなど、可能な委託を行っている
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 福祉サービス事業所など、既に専門家と独自に連携し成年後見の申立て支援などを行っているものが多い

⑧総合評価

総合評価	維持	法の動向等に併せ、報酬が捻出できない低所得者全体を対象とするなど制度的には整備が進んでいる。制度の周知とともに相談件数・利用件数等は増加しており、相談窓口との連携など今後とも体制の充実を進めていく。市が主に直接関わっている身寄りのないケースについては、弁護士等限られた専門家が後見を受任しているため、件数の増加とともに引き受け手が限界に達しつつあり、ニーズの増加を満たすには引き受け手を確保する対策が必要である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	成年後見等支援センターを設置し、新たな成年後見の担い手として市民後見の推進を進めており、それらの事業と連携しながら地域社会内の福祉資源の開発などに努めていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	高齢者緊急一時保護事業費	TJ2T	事業分類	ソフト事業
根拠法令	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		款	17 地域支援事業費
事業開始年度	平成22年度		項	05 地域支援事業費
施策	07 高齢者支援		目	10 包括的支援等事業費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	虐待を受けて、また、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、また、入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に警察等により身元を調査し、施設入所、ショートステイ等につなげていく。
対象(誰を・何を)	高齢者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者を保護している間に、警察が身元捜索を行ったり、ケアマネージャーが正式な入所先を探したりして、親族などへの引渡し、若しくは入居先の確保につなげ、高齢者の安全を守る。
事業概要	緊急に受入れ可能な居室等を常時確保することにより、介護保険のショートステイ利用等が困難な要保護者を一時的に保護する。また入所時に必要な診断を即時実施するほか、最低限の日用品の支給等により当面の入所生活を支援する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託施設でのショートステイ ショートステイにより、食事・入浴・介護等のサービスを提供する。委託先では、老人ホームの個室1室を常時確保している。 ○ 協力医療機関での健康診断 診療歴など医療情報がない、あるいはわからない要保護者は、そのまま受け入れれば施設内での他者への感染リスクを生じる。これらの要保護者が発生した場合は、協力医療機関にて、施設受け入れ前に簡易な診断等を行う。 ○ 日用品等の支給 着の身着のまま避難してきた要保護者などには、最低限の日用品の購入費用を扶助する。 <p><平成26年度実績> 利用件数8件(延べ67日) <平成27年度実績> 利用件数2件(延べ23日) <平成28年度実績> 利用件数 5件(延べ 49日)</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	319	524	892	
需用費	2	2	2	事務用品
委託料	302	470	831	一時保護利用分委託料等
扶助費	15	52	59	保護自費用補助(医療費・被服費)等
人件費 B	2,653	2,838	3,362	
職員人工数	0.22	0.47	0.27	
職員人件費	2,312	2,494	2,148	
嘱託等人件費	341	344	1,214	
合計 C(A+B)	2,972	3,362	4,254	
C 国庫支出金	125	204	347	介護保険事業費(包括的支援事業費)で実施
県支出金	62	103	173	
市債				
その他	70	115	199	
一般財源	2,715	2,940	3,535	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	保護受入体制の確保「保護期間14日以内の件数/総保護件数」(要保護高齢者の数と当事業がどれ程寄与しているかが把握困難なため活動目標を決定)					単位	%			
目標・実績	目標値	90	達成年度	— 年度	26年度	88	27年度	50	28年度	80
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成28年度に発生した5件のうち4件が、保護期間14日以内に次の受入先が見つかるなど、安全に退所することができた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢化社会の進展により、全国的に高齢者の数は増加している。高齢者に対する虐待や、認知症による徘徊等により、緊急時に高齢者を一時保護する必要性は今後ますます大きくなっていく。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	利用者は、実施要綱に基づき定められた区分に従って、自己負担分を支払っている。
----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間各市とも、本市と同様に養護老人ホームを活用し実施している。関東では、特別養護老人ホームを持ち回りで利用する形が多く見られる。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	現状、養護老人ホームを所管する社会福祉事業団に委託を行っている。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 要保護者に対する処遇については民間のノウハウが利用できる。財政面で行政の支援が必要。

⑧総合評価

総合評価	維持	虐待や認知症などの問題を抱える高齢者は今後も絶えることは無いと思われるため、当該事業は引き続き必要である。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	現状、保護受入施設が1か所1人分のみであるため、満床時の新たな受け入れが困難であることから、今後、受入施設の複数化を図る必要がある。
--------	--

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	介護保険利用者負担軽減対策事業費	339K	事業分類	法定事業
根拠法令	社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成12年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	低所得者で、特に生計が困難である者に対して社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った場合、軽減分の2分の1を当該社会福祉法人等に助成することで、低所得者の経済的負担を軽減している。
対象 (誰を・何を)	・市県民税非課税世帯のうち、生計困難者 ・総合支援法において、利用者負担0円でホームヘルプサービスを利用していた障害者(境界層※軽減措置が講じられなければ生活保護世帯となる所得層をいう。)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	低所得者については、介護保険制度において高額介護サービス等に特例を設けているが、これに加え、居住費や食費が自己負担となった施設給付の見直しに伴う低所得者及び障害者の利用者負担について、軽減措置を講じることで、必要なサービスが受けられるようにする。
事業概要	①低所得者で、生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減を行うことにより生じる法人負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。 ②障害者施策から介護保険制度に移行する高齢者等に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減を行うことにより生じる法人負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。
実施内容	① 社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置 <内容> 低所得者で、特に生計が困難である者に対して社会福祉法人が利用者負担の軽減を行う場合、当該社会福祉法人に軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。 <対象サービス> 社会福祉法人が実施する特別養護老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 ② 障害者総合支援法からの制度移行措置 <内容> 低所得世帯(生活保護境界層)であって総合支援法によるホームヘルプサービスを利用していた者について、当該サービスの利用者負担を0円とし、経済的負担の軽減を図る。

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	303	313	323	
負担金補助金及び交付金	303	313	323	補助金
人件費 B	3,476	3,413	12,140	
職員人工数	0.46	0.45	0.62	
職員人件費	2,872	2,804	6,535	
嘱託等人件費	604	609	5,605	
合計 C(A+B)	3,779	3,726	12,463	
C 国庫支出金				
県支出金	227	235	242	老人福祉費補助金(県3/4)
市債				
その他				
一般財源	3,552	3,491	12,221	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	介護予防・日常生活支援総合事業移行準備経費	T025 T027	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法 第115条の45第1項		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		款	05 総務費
事業開始年度	平成27年度		項	05 総務管理費
施策	07 高齢者支援		目	05 一般管理費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課、包括支援担当、介護保険事業担当課
所属長名	西岡 茂晴、寺沢 元芳、鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	平成29年度に介護予防・日常生活支援総合事業(介護保険法第115条の45第1項)へ移行するにあたり、本市における事業所の指定基準や算定基準、単価などについて定める。
対象 (誰を・何を)	被保険者(主に一般高齢者、要支援認定者、事業対象者)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	平成29年度における介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行を図る。
事業概要	平成29年度に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するにあたり、本市における事業所の指定基準や算定基準、単価などについて定める。
実施内容	介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向けた主な取組 ① 社会保障審議会における調査審議 ・高齢者保健福祉専門分科会(2回)、地域包括ケア推進部会(3回) ・介護サービス従事者等との協議(2回) ② 事業者説明会(2回) ・第1回 平成28年11月25日 アルカイクホール 参加者:500人 ・第2回 平成29年 1月31日 中央公民館 参加者:380人 ③ 市民意見公募手続きの実施(平成28年12月1日から12月22日) ④ 介護予防・日常生活支援総合事業パンフレットの作成 ⑤ 介護予防ケアマネジメントマニュアルの策定 ・介護予防ケアマネジメント研修(平成29年2月) ケアマネジャーを対象に6地区で実施

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,241	1,344	0	H27年度新規事業
旅費	62			職員旅費
需用費	9	964		消耗品等
役務費	172	66		郵送料
委託料	1,968	0		コンサル業務委託
その他	30	314		※報償費+使用料及び賃借料
人件費 B	4,904	4,499	0	
職員人工数	0.62	0.56		
職員人件費	4,904	4,499		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,145	5,843	0	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,145	5,843	0	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	主治医意見書支払費	T31A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	—		款	05 総務費
事業開始年度	平成12年度		項	05 総務管理費
施策	07 高齢者支援		目	20 介護認定費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定に必要となる「主治医意見書」の作成手数料の支払を、兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。
対象 (誰を・何を)	主治医意見書作成にかかる作成料
求める成果 (どのような状態にしたいか)	支払事務の一部を兵庫県国民健康保険団体連合会に委託することで、支払処理の適正化及び事務処理の効率化を図る。
事業概要	要介護認定に必要となる「主治医意見書」の作成手数料の支払を、兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。
実施内容	要介護認定等に必要となる主治医意見書は、保険医療機関等に作成を依頼し、作成料の支払が必要となる。この支払業務は、膨大な事務量となるため、支払対象の大部分を占める兵庫県内の保険医療機関等への支払業務については、医療費の支払に精通している兵庫県国民健康保険団体連合会に委託し、支払処理の適正化及び事務処理の効率化を図る。 ＜参考＞ ・県内意見書作成 初回在宅 6,559件 初回施設 4,169件 継続在宅 13,779件 継続施設 1,626件 ・県外意見書作成 初回在宅 265件 初回施設 271件 継続在宅 382件 継続施設 172件

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	122,101	123,614	133,778	
役務費	121,526	123,031	133,164	意見書作成料
委託料	575	583	614	国保運委託料
人件費 B	7,267	6,456	10,071	
職員人工数	0.53	0.42	0.83	
職員人件費	4,200	3,359	6,602	
嘱託等人件費	3,067	3,097	3,469	
合計 C(A+B)	129,368	130,070	143,849	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳	129,368	130,070	143,849	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	認定調査委託料	T31K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	05 総務費
事業開始年度	平成12年度		項	05 総務管理費
施策	07 高齢者支援		目	20 介護認定費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	認定調査業務の一部を社会福祉協議会等へ委託する。
対象 (誰を・何を)	要介護認定申請者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	認定調査業務を適正かつ効率的に実施し、適正な介護保険事業の運営を行う。
事業概要	被保険者からの要介護認定申請に伴う認定調査業務の一部を、社会福祉協議会や施設に委託することで、介護保険事業を円滑に行う。
実施内容	1 事業内容 平成29年度では、遠隔地で認定調査を要するものも含め年間20,206件の認定調査件数を見込んでいる。これらの認定調査の一部を、社会福祉協議会、施設等に委託することにより、認定調査業務を適正、迅速かつ合理的に行う。 2 事業実績 ・平成28年度実績 調査員実施分 8,675件 社会福祉協議会委託 14,234件 事業者委託 2,564件 施設委託 1,290件 他市調査受託分 208件

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	80,790	76,062	85,035	
委託料	80,790	76,062	85,035	認定調査委託料
人件費 B	53,368	61,227	61,404	
職員人工数	1.75	0.75	0.72	
職員人件費	8,894	5,999	5,727	
嘱託等人件費	44,474	55,228	55,677	
合計 C(A+B)	134,158	137,289	146,439	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	227	270		要介護認定調査受託収入
財源内訳	133,931	137,019	146,439	

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	居宅介護サービス給付費	T71A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定居宅サービスを利用したときに、居宅介護サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス事業者から、指定居宅サービスを受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対して、当該指定居宅サービスに要した費用について、居宅介護サービス費を支給する。</p> <p><事業実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 81,983件 6,004,496,810円 訪問入浴介護 3,408件 197,170,334円 訪問看護 28,981件 1,110,719,928円 訪問リハビリテーション 8,734件 285,416,419円 通所介護 58,423件 3,971,109,452円 通所リハビリテーション 16,906件 1,237,077,702円 福祉用具貸与 96,844件 1,252,597,849円 短期入所生活介護 14,393件 1,377,029,506円 短期入所療養介護 1,372件 114,973,884円 居宅療養管理指導 68,251件 518,912,365円 特定施設入居者生活介護 5,667件 1,060,787,859円

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	17,716,955	17,130,292	18,015,859	
負担金補助及び交付金	17,716,955	17,130,292	18,015,859	給付費
人件費 B	0	0	2,593	
職員人工数			0.23	
職員人件費			1,829	(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費			763	内5%程度は調整交付金
合計 C(A+B)	17,716,955	17,130,292	18,018,452	(県)介護給付費負担金12.5% 「その他」
C 国庫支出金	4,440,698	4,358,565	4,478,428	第1号保険料22%
の 県支出金	2,266,799	2,197,269	2,309,338	(支払基金)介護給付費交付金28%
市債				返納金
その他	8,737,762	8,379,140	8,920,047	介護給付費準備基金繰入金
内 一般財源	2,271,696	2,195,318	2,310,639	繰越金

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	地域密着型介護サービス給付費	T71F	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定地域密着型サービスを利用したときに、地域密着型介護サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・要介護被保険者が、指定地域密着型サービス事業者から、指定地域密着型サービスを受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(食事・居住に要する費用、その他日常生活に要する費用を除く。)について、地域密着型サービス費を支給する。</p> <p><事業実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応訪問介護看護 924件 143,549,423円 夜間対応型訪問介護 0件 0円 認知症対応型通所介護 2,861件 312,293,191円 小規模多機能型居宅介護 2,310件 454,708,035円 認知症対応型共同生活介護 4,969件 1,231,108,494円 地域密着型特定施設入居者介護 495件 95,849,275円 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 851件 226,864,756円 複合型サービス 186件 41,180,896円 地域密着型通所介護 21,887件 1,362,210,156円

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,327,966	3,867,764	4,615,049	
負担金補助及び交付金	2,327,966	3,867,764	4,615,049	給付費
人件費 B	0	0	949	
職員人工数			0.08	
職員人件費			636	(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費			312	内5%程度は調整交付金
合計 C(A+B)	2,327,966	3,867,764	4,615,998	(県)介護給付費負担金12.5% 「その他」
C 国庫支出金	591,027	997,466	1,161,911	第1号保険料22%
の 県支出金	290,996	483,471	576,881	(支払基金)介護給付費交付金28%
市債				返納金
その他	1,147,449	1,891,157	2,285,019	介護給付費準備基金繰入金
内 一般財源	298,494	495,670	592,187	繰越金

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	施設介護サービス給付費	T71K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定施設介護サービスを利用したときに、施設介護サービス給付費を支給する。
実施内容	<p>・要介護被保険者が、指定施設サービス等を受けたときは、当該要介護被保険者に対して、当該指定施設サービス等に要した費用について、施設介護サービス費を支給する。(食事・居住に要する費用、その他日常生活に要する費用を除く。)</p> <p>① 指定介護老人福祉施設により行われる介護福祉施設サービス ② 介護老人保健施設サービス ③ 指定介護療養型医療施設により行われる介護療養施設サービス</p> <p>・施設介護サービス費は、施設サービスの種類ごとに、要介護状態区分、介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等(食事の提供及び居住に要する費用、その他日常生活に要する費用を除く。)に要する平均的な費用の額を勘定して、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。</p> <p>・介護老人福祉施設 18,896件 4,651,787,315円 ・介護老人保健施設 12,336件 3,298,176,045円 ・介護療養型医療施設 926件 349,018,325円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	8,209,256	8,298,982	8,347,403	
負担金補助及び交付金	8,209,256	8,298,982	8,347,403	給付費
人件費 B	0	0	800	
職員人工数			0.07	
職員人件費			557	(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費			243	内5%程度は調整交付金
合計 C(A+B)	8,209,256	8,298,982	8,348,203	(県)介護給付費負担金12.5% 「その他」
C 国庫支出金	1,673,711	1,725,293	1,684,221	第1号保険料22%
県支出金	1,436,619	1,452,322	1,460,795	(支払基金)介護給付費交付金28%
市債				返納金
その他	4,046,321	4,057,818	4,132,993	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	1,052,605	1,063,549	1,070,194	繰越金

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	特定入所者介護サービス費	T71S	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。																																																									
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者																																																									
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。																																																									
事業概要	一定の基準を満たす低所得の要介護被保険者が指定施設サービス、指定地域密着型サービスまたは指定居宅サービスを利用したときの食費及び居住費の負担限度額と基準費用額の差額について、特定入所者サービス費を支給する。																																																									
実施内容	<p>平成28年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象者</th> <th colspan="2" rowspan="2">基準費用額</th> <th colspan="6">利用者負担限度額(単位:円/日)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">配偶者及び世帯全員が市民税非課税世帯かつ 預貯金等の合計額が1000万円(夫婦は2000万円)以下 ア 老人福祉年金受給者(生活保護受給者を含む)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">居住環境区分</th> <th rowspan="2">部屋代</th> <th rowspan="2">食費</th> <th colspan="2">第1段階</th> <th colspan="2">第2段階</th> <th colspan="2">第3段階</th> </tr> <tr> <th>部屋代</th> <th>食費</th> <th>部屋代</th> <th>食費</th> <th>部屋代</th> <th>食費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>1,970</td> <td rowspan="3">1,380</td> <td>820</td> <td rowspan="3">300</td> <td>820</td> <td rowspan="3">390</td> <td>1,310</td> <td rowspan="3">650</td> </tr> <tr> <td>ユニット型準個室</td> <td>1,640</td> <td>490</td> <td>490</td> <td>1,310</td> </tr> <tr> <td>従来型個室</td> <td>①1,640 ②1,150</td> <td>490 320</td> <td>490 420</td> <td>1,310 820</td> </tr> <tr> <td>多床室</td> <td>①370 ②840</td> <td>0</td> <td></td> <td>370</td> <td></td> <td>370</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>事業実績 31,597件 1,029,822,905円</p> <p>①介護老人保健施設・介護療養型医療施設(短期入所含む)を利用した場合 ②特別養護老人ホーム(短期入所含む)を利用した場合</p>	対象者	基準費用額		利用者負担限度額(単位:円/日)						配偶者及び世帯全員が市民税非課税世帯かつ 預貯金等の合計額が1000万円(夫婦は2000万円)以下 ア 老人福祉年金受給者(生活保護受給者を含む)						居住環境区分	部屋代	食費	第1段階		第2段階		第3段階		部屋代	食費	部屋代	食費	部屋代	食費	ユニット型個室	1,970	1,380	820	300	820	390	1,310	650	ユニット型準個室	1,640	490	490	1,310	従来型個室	①1,640 ②1,150	490 320	490 420	1,310 820	多床室	①370 ②840	0		370		370	
対象者	基準費用額				利用者負担限度額(単位:円/日)																																																					
			配偶者及び世帯全員が市民税非課税世帯かつ 預貯金等の合計額が1000万円(夫婦は2000万円)以下 ア 老人福祉年金受給者(生活保護受給者を含む)																																																							
居住環境区分	部屋代	食費	第1段階		第2段階		第3段階																																																			
			部屋代	食費	部屋代	食費	部屋代	食費																																																		
ユニット型個室	1,970	1,380	820	300	820	390	1,310	650																																																		
ユニット型準個室	1,640		490		490		1,310																																																			
従来型個室	①1,640 ②1,150		490 320		490 420		1,310 820																																																			
多床室	①370 ②840	0		370		370																																																				

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,111,740	1,029,823	1,095,678	
負担金補助及び交付金	1,111,740	1,029,823	1,095,678	給付費
人件費 B	0	0	661	
職員人工数			0.07	
職員人件費			557	(国)介護給付費負担金25%
嘱託等人件費			104	内5%程度は調整交付金
合計 C(A+B)	1,111,740	1,029,823	1,096,339	(県)介護給付費負担金12.5% 「その他」
C 国庫支出金	237,539	223,950	231,219	第1号保険料22%
県支出金	184,104	170,560	181,722	(支払基金)介護給付費交付金28%
市債				返納金
その他	547,548	503,337	542,370	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	142,549	131,976	141,028	繰越金

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	居宅介護福祉用具購入費	T721	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から福祉用具を購入したときに、居宅介護福祉用具購入費を支給する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。 ・居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給する。 ・特定福祉用具の購入に要した費用の額の100分の90に相当する額を償還払いで支給する。 ・支給限度基準額は、100,000円。 ・支給限度基準額の管理期間は、毎年4月1日からの12ヶ月間 <p>事業実績 1,406件 43,125,238円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	42,993	43,125	44,864	
負担金補助及び交付金	42,993	43,125	44,864	給付費
人件費 B	0	0	2,010	
職員人工数			0.10	
職員人件費			795	
嘱託等人件費			1,214	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	42,993	43,125	46,874	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	10,916	11,122	11,294	「その他」
県支出金	5,374	5,391	5,608	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	21,191	21,087	22,216	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	5,512	5,525	7,756	繰越金

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	居宅介護住宅改修費	T72A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護認定者が住宅の改修を行ったときに、居宅介護住宅改修費を支給する。
実施内容	<p>居宅介護住宅改修費は、当該被保険者が現に居住する住宅について行われ、かつ、当該被保険者の心身・住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給する。</p> <p><支給限度額基準額等> ・支給限度基準額は200,000円 ・支給は、原則として1回限りであるが、要介護認定が著しく高くなった場合や転居した場合については、再度支給を受けることができる。</p> <p><受領委任払> 保険料の滞納がなく、工事着工前に市の承認を受けていれば、利用者は工事費から保険給付費分を差し引いた金額(1割等)を施工業者に支払、市は受領を委任された施工業者に直接保険給付費分(9割等)の支払を行う。</p> <p><事業実績> 1,042件 84,476,162円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	93,337	84,476	77,964	
負担金補助及び交付金	93,337	84,476	77,964	給付費
人件費 B	0	0	3,701	
職員人工数			0.16	
職員人件費			1,273	
嘱託等人件費			2,428	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	93,337	84,476	81,665	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	23,697	21,786	19,627	「その他」
県支出金	11,667	10,560	9,745	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	46,005	41,305	38,605	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	11,968	10,825	13,688	繰越金

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	居宅介護サービス計画給付費	T72K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	要介護被保険者が指定居宅介護支援を受けたときに、居宅介護サービス計画給付費を支給する。
実施内容	<p>介護保険法第46条 (居宅介護サービス計画費の支給)</p> <p>・居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から、指定居宅介護支援を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>・居宅介護サービス計画費の額は、地域等を勘案したサービスの平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額 (全額保険給付の対象となる。)</p> <p>事業実績 136,916件 1,999,564,742円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,937,327	1,999,565	2,089,503	
負担金補助及び交付金	1,937,327	1,999,565	2,089,503	給付費
人件費 B	0	0	571	
職員人工数			0.05	
職員人件費			398	
嘱託等人件費			173	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	1,937,327	1,999,565	2,090,074	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	491,578	515,492	525,995	「その他」
県支出金	241,996	249,834	261,144	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	955,346	977,987	1,034,677	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	248,407	256,252	268,258	繰越金

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	特定入所者介護予防サービス費	T75K	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成18年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	05 介護サービス等給付費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要支援認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。																																																															
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者																																																															
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。																																																															
事業概要	一定の基準を満たす低所得の要支援被保険者が指定介護予防サービスを利用したときの食費及び居住費の負担限度額と基準費用額の差額について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。																																																															
実施内容	<p>平成28年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象者</th> <th colspan="2" rowspan="3">基準費用額</th> <th colspan="6">利用者負担限度額(単位:円/日)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">配偶者及び世帯全員が市民税非課税世帯かつ預貯金等の合計額が1000万円(夫婦は2000万円)以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2">ア 老人福祉年金受給者(生活保護受給者を含む)</th> <th colspan="2">イ 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下</th> <th colspan="2">ウ アとイ以外の者</th> </tr> <tr> <th>居住環境区分</th> <th>部屋代</th> <th>食費</th> <th>第1段階</th> <th>第2段階</th> <th>第3段階</th> <th>部屋代</th> <th>食費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ユニット型個室</td> <td>1,970</td> <td rowspan="3">1,380</td> <td>820</td> <td rowspan="3">300</td> <td rowspan="3">390</td> <td>1,310</td> <td rowspan="3">650</td> </tr> <tr> <td>ユニット型準個室</td> <td>1,640</td> <td>490</td> <td>1,310</td> </tr> <tr> <td>従来型個室</td> <td>①1,640</td> <td>490</td> <td>1,310</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②1,150</td> <td>320</td> <td>420</td> <td>820</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多床室</td> <td>①370</td> <td>0</td> <td>370</td> <td>370</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>②840</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>事業実績 92件 609,070円</p> <p>①介護老人保健施設・介護療養型医療施設(短期入所含む)を利用した場合 ②特別養護老人ホーム(短期入所含む)を利用した場合</p>	対象者	基準費用額		利用者負担限度額(単位:円/日)						配偶者及び世帯全員が市民税非課税世帯かつ預貯金等の合計額が1000万円(夫婦は2000万円)以下						ア 老人福祉年金受給者(生活保護受給者を含む)		イ 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下		ウ アとイ以外の者		居住環境区分	部屋代	食費	第1段階	第2段階	第3段階	部屋代	食費	ユニット型個室	1,970	1,380	820	300	390	1,310	650	ユニット型準個室	1,640	490	1,310	従来型個室	①1,640	490	1,310		②1,150	320	420	820		多床室	①370	0	370	370			②840				
対象者	基準費用額				利用者負担限度額(単位:円/日)																																																											
					配偶者及び世帯全員が市民税非課税世帯かつ預貯金等の合計額が1000万円(夫婦は2000万円)以下																																																											
			ア 老人福祉年金受給者(生活保護受給者を含む)		イ 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下		ウ アとイ以外の者																																																									
居住環境区分	部屋代	食費	第1段階	第2段階	第3段階	部屋代	食費																																																									
ユニット型個室	1,970	1,380	820	300	390	1,310	650																																																									
ユニット型準個室	1,640		490			1,310																																																										
従来型個室	①1,640		490			1,310																																																										
	②1,150	320	420	820																																																												
多床室	①370	0	370	370																																																												
	②840																																																															

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	1,309	609	394	
負担金補助及び交付金	1,309	609	394	給付費
人件費 B	0	0	804	
職員人工数			0.04	
職員人件費			318	
嘱託等人件費			486	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	1,309	609	1,198	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	332	157	98	「その他」
県支出金	164	77	49	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	645	298	197	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	168	77	854	繰越金

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	審査支払手数料	T81A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	05 介護サービス等諸費
施策	07 高齢者支援		目	10 審査支払手数料

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。
事業概要	介護報酬の請求に関する審査及び支払を兵庫県国民健康保険団体連合会へ委託する。
実施内容	<p>介護保険法第41条第10項（居宅介護サービス費の支給）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、審査及び支払に関する事務を連合会に委託することができる。 <p>介護保険法第176条(連合会の業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。 (1) 法第41条第10項等の規定により市から委託を受けて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払 <p>(目的)</p> <p>介護給付費請求書の審査支払事務を国保連合会に委託することにより、審査の適正と支払の迅速化を図る。</p> <p>事業実績</p> <p>779,071件 35,058,195円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	33,306	35,058	40,334	
負担金補助及び交付金	33,306	35,058	40,334	審査支払事務委託料
人件費 B	0	0	1,014	
職員人工数			0.11	
職員人件費			875	
嘱託等人件費			139	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	33,306	35,058	41,348	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
国庫支出金	8,456	9,042	8,676	「その他」
県支出金	4,163	4,383	4,364	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	16,416	17,141	17,406	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	4,271	4,492	10,902	繰越金

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	高額介護サービス費	TC1A	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成12年度		項	10 高額介護サービス費
施策	07 高齢者支援		目	05 高齢介護サービス費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。														
対象(誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者														
求める成果(どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。														
事業概要	要介護及び要支援被保険者が利用したサービスの本人負担額(月額)が一定額を超える場合に、高額介護サービス費または高額介護予防サービス費を支給する。														
実施内容	<p>高額サービス費等の対象となる利用者負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費に係るもの(介護予防を含む。) ・特例居宅介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費に係るもの(介護予防を含む) ・施設介護サービス費(食費・居住費(滞在費)の提供に要する費用を除く)に係るもの <p>事業実績</p> <p>79,881件 858,070,076円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者負担段階区分</th> <th>利用者負担上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●現役並み所得相当(課税所得145万円以上)</td> <td>44,400円(世帯)</td> </tr> <tr> <td>○一般世帯(市民税課税世帯員がいる場合)</td> <td>37,200円(世帯)</td> </tr> <tr> <td>●市民税非課税世帯</td> <td>24,600円(世帯)</td> </tr> <tr> <td>○合計所得金額および課税年金収入額の合計額が80万円以下の人</td> <td>15,000円(個人)</td> </tr> <tr> <td>○利用者負担額を15,000円にすることで、生活保護の受給者とならない場合</td> <td>15,000円(世帯)</td> </tr> <tr> <td>●生活保護の受給者</td> <td>15,000円(個人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>8月から</p>	利用者負担段階区分	利用者負担上限月額	●現役並み所得相当(課税所得145万円以上)	44,400円(世帯)	○一般世帯(市民税課税世帯員がいる場合)	37,200円(世帯)	●市民税非課税世帯	24,600円(世帯)	○合計所得金額および課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	15,000円(個人)	○利用者負担額を15,000円にすることで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(世帯)	●生活保護の受給者	15,000円(個人)
利用者負担段階区分	利用者負担上限月額														
●現役並み所得相当(課税所得145万円以上)	44,400円(世帯)														
○一般世帯(市民税課税世帯員がいる場合)	37,200円(世帯)														
●市民税非課税世帯	24,600円(世帯)														
○合計所得金額および課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	15,000円(個人)														
○利用者負担額を15,000円にすることで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(世帯)														
●生活保護の受給者	15,000円(個人)														

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	754,236	858,070	1,048,936	
負担金補助及び交付金	754,236	858,070	1,048,936	給付費
人件費 B	0	0	447	
職員人工数			0.03	
職員人件費			239	
嘱託等人件費			208	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	754,236	858,070	1,049,383	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
国庫支出金	191,486	221,290	264,086	「その他」
県支出金	94,280	107,259	131,117	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	371,761	419,557	519,354	介護給付費準備基金繰入金等
一般財源	96,709	109,964	134,826	繰越金

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	高額医療合算介護サービス費	TC1R	事業分類	法定事業
根拠法令	介護保険法		会計	60 介護保険事業費
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		款	10 保険給付費
事業開始年度	平成20年度		項	10 高額介護サービス費
施策	07 高齢者支援		目	05 高齢介護サービス費

施策の展開方向	(07-2) 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにする。		
局	健康福祉局	課	介護保険事業担当
所属長名	鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	要介護認定者の増加に伴い、サービス利用者も増加の傾向にある。																					
対象 (誰を・何を)	介護保険被保険者のうち、介護サービス利用者																					
求める成果 (どのような状態にしたいか)	サービス利用者が自立した生活を営めるよう、適切な保険給付を行う。																					
事業概要	各医療保険における世帯内で医療及び介護の両制度における本人負担額の合算額(年額)が一定額を超える場合に、高額医療合算介護サービス費または高額医療合算介護予防サービス費を支給する。																					
実施内容	事業内容	(1)対象世帯 各医療保険(国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度)における世帯内で、医療保険と介護保険の両方に自己負担を有する世帯 (2)限度額 年額56万円を基本とし、各医療保険制度や被保険者の所得、年齢区分ごとの自己負担額により設定。限度額を超えた分を支給する。 (3)費用負担 医療保険者、介護保険者の双方が自己負担額の比較に応じて負担する。																				
	事業実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>後期高齢者医療制度+介護保険</th> <th>被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70~74歳のみ)</th> <th>被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70歳未満を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者(上位所得者)</td> <td>67万円</td> <td>67万円</td> <td>126万円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>56万円</td> <td>56万円</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>低所得者2</td> <td>31万円</td> <td>31万円</td> <td>34万円</td> </tr> <tr> <td>低所得者1</td> <td>19万円</td> <td>19万円</td> <td>34万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 低所得者2とは、同じ世帯の世帯主および国保加入者全員が住民税非課税の人(低所得者1以外の住民税非課税の人) (注2) 低所得者1とは、同じ世帯の世帯主および国保加入者全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人</p>		所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70~74歳のみ)	被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70歳未満を含む)	現役並み所得者(上位所得者)	67万円	67万円	126万円	一般	56万円	56万円	67万円	低所得者2	31万円	31万円	34万円	低所得者1	19万円	19万円
所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70~74歳のみ)	被用者保険又は国民健康保険+介護保険(70歳未満を含む)																			
現役並み所得者(上位所得者)	67万円	67万円	126万円																			
一般	56万円	56万円	67万円																			
低所得者2	31万円	31万円	34万円																			
低所得者1	19万円	19万円	34万円																			

(このページは白紙です)

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	123,167	74,975	238,620	
負担金補助及び交付金	123,167	74,975	238,620	給付費
人件費 B	0	0	447	
職員人工数			0.03	
職員人件費			239	
嘱託等人件費			208	(国)介護給付費負担金25%
合計 C(A+B)	123,167	74,975	239,067	内5%程度は調整交付金 (県)介護給付費負担金12.5%
C 国庫支出金	31,270	19,336	60,076	「その他」
県支出金	15,396	9,372	29,827	第1号保険料22%
市債				(支払基金)介護給付費交付金28%
その他	60,709	36,660	118,148	介護給付費準備基金繰入金
一般財源	15,792	9,607	31,016	繰越金

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	敬老関係事業費	331A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	金婚祝福事業開催要領 老人福祉大会開催要領		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和38年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	ひろく市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者が自らの生活向上に努める意欲の向上を図る。
対象 (誰を・何を)	(金婚)市内在住の結婚50年の夫婦(S40.1.1～S40.12.31) (老人福祉大会)尼崎市老人クラブ連合会推薦による優良老人クラブ、老人クラブ指導育成成功労者等 (敬老記念)市内在住の最高齢者男女・100歳高齢者(T5.4.1～T6.3.31)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	多年にわたり、社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに市民の老人福祉に対する関心と理解を深めるほか、高齢者が自らの生活向上に努める意欲の向上を図る。
事業概要	(金婚)結婚50年を迎えた夫婦に祝福状を贈呈することにより、夫婦の長寿と豊かな人生を祝福する。 (老人福祉大会)尼崎市老人クラブ連合会の推薦による市内優良老人クラブ、老人クラブ指導育成成功労者等を表彰、記念講演を行う。 (敬老記念)最高齢者(男女)に記念品を、100歳高齢者には祝福状及び記念品を訪問して贈呈する。
実施内容	(金婚祝福事業) 市長より祝福状贈呈、記念撮影(各夫婦ごと)、アトラクション 平成28年10月4日(火)13:30～ 都ホテルニューアルカイク鳳凰の間 当日参加数123組(申込148組) (老人福祉大会) 市長より、優良老人クラブ14クラブ、老人クラブ指導育成成功労者14人の祝福状授与、記念講演会等 平成28年9月19日(月・祝)13:30～ 総合老人福祉センター 出席者 300名 (敬老記念事業) 平成28年9月22日(木・祝)市長訪問 最高齢者(男女)・100歳高齢者宅に訪問して祝福する (最高齢者は記念品・100歳は祝福状と記念品を贈呈)

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	2,129	2,119	2,613	【平成27年度決算(内訳)】
報償費	645	677	1,110	金婚祝福事業 1,182
需用費	—	18	24	老人福祉大会 284
委託料	1,484	1,424	1,479	敬老記念事業 830
人件費 B	1,516	1,530	1,750	【平成28年度決算(内訳)】
職員人工数	0.19	0.19	0.22	金婚祝福事業 1,148
職員人件費	1,516	1,530	1,750	老人福祉大会 276
嘱託等人件費	—	—	—	敬老記念事業 695
合計 C(A+B)	3,645	3,649	4,363	【平成29年度予算(内訳)】
C 国庫支出金	—	—	—	金婚祝福事業 1,203
県支出金	—	—	—	老人福祉大会 276
市債	—	—	—	敬老記念事業 1,134
その他	—	—	—	
一般財源	3,645	3,649	4,363	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	(金婚)申込者数(組)	(老人福祉大会)出席者数(人)	(敬老)購入時の対象者(人)	単位	(組) (人)
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	—
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	26年度 (金)157 (福)464 (数)75 27年度 (金)204 (福)253 (数)75 28年度 (金)148 (福)180 (数)79	市長が直接慶祝する現在の形式は、本人や家族とともに喜ばれているとともに、当事者以外の高齢者の目標や励みとなっている。		

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市長が直接慶祝することで、対象者本人はもとより家族の励みにもなっており、高齢者が自らが健康維持や生活向上に努める意欲を高める一助となっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	受益者負担なし。表彰や祝福式典に受益者負担はそぐわない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	(金婚祝福事業)阪神間各市区、市が金婚式を開催しているのは、伊丹市と尼崎市のみ。その他には神戸新聞社主催の金婚祝福式があり、対象は兵庫県内で結婚50年の夫婦となっている。 (敬老記念事業)近隣他市とおおむね同じ実施状況である。 (老人福祉大会)西宮市は、市老連の総会と同時に表彰を行っており、芦屋市は実施していない。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	(金婚祝福事業・老人福祉大会)開催に伴う業務については、尼崎市社会福祉協議会に委託しているが、一部の業務(広報・申込み受付等)は市が行っている。 (敬老記念事業)調査や一部の訪問については委託の可能性があると考えられる。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	内容	参加には、家族や地域の声かけ等の協力があがり、参加への意欲となっている。
	現状 ● 将来像 ○		

⑧総合評価

総合評価	維持	永きにわたり、社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う機会となっており、市長が直接慶祝するという形式によって、対象者本人だけでなく、家族の励みにもなっている。このまま継続して事業を進めることにより、高齢者の健康維持や自らの生活向上に努める意欲の向上につながることを期待できる。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後、高齢化の進展に伴い、対象者とともに事業費の増加が見込まれることから、他都市の取組等も参考にすることで、より効果・効率的な事業の実施方法や内容等について検討していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	高齢者ふれあいサロン運営費補助金	3326	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施要綱		会計	01 一般会計
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		款	15 民生費
事業開始年度	平成28年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	住民型の支え合い活動の充実により、地域コミュニティの形成を図るとともに、地域で要支援高齢者等を支え合う体制づくりを行う。
対象(誰を・何を)	地域の高齢者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	身近な地域の集いの場での高齢者等の住民同士の交流を通して、見守りや安否確認、参加者間の支え合い、体操等の取組を通じた介護予防の充実。
事業概要	自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO等が福祉会館等において地域の高齢者等に対して実施する交流活動、介護予防に資する活動に対して補助を行う。
実施内容	(1)開催頻度: 月2回以上 (2)利用者要件: 利用者の5人以上が65歳以上の高齢者であること (3)実施内容 ①基本事業: 1回あたり2時間以上のサロンを開催し、併せて欠席者に対する安否確認を行う ②選択事業: 基本事業に加え、体操等の介護予防に資する取組を15分程度行う (4)補助単価 ①基本事業のみ実施 1回あたり1,500円 ②基本事業に加え、選択事業を実施 1回あたり2,000円 (5)補助期間: 2年 平成29年3月31日現在サロン数: 69カ所

②事業費

(単位: 千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	0	2,856	6,173	
需用費		5	193	
使用料及び賃借料		12		
負担金補助及び交付金		2,839	5,980	
人件費 B	0	0	5,170	
職員人工数			0.65	
職員人件費			5,170	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	0	2,856	11,343	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	0	2,856	11,343	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	週1回以上、定期的に活動する団体数							単位	サロン数	
目標・実績	目標値	54	達成年度	30年度	26年度	—	27年度	—	28年度	56
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成28年9月末日まで老人いこいの家として指定していた福祉会館等で住民の交流活動の一部及び新たに活動を実施したグループ等の参画を得た。実施グループの大半が週1回以上の定期的な活動を実施している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	単身高齢者や高齢者のみの世帯が多く、今後さらに高齢化が進むため、地域の中で高齢者自身が支え合い、支えられる仕組みづくりが必要となる。本事業は身近な地域で人と人が交流できる場ができるよう環境づくりを推進し、閉じこもり防止や孤独感の解消、健康寿命の延伸だけでなく、高齢者自身の生きがいづくりにもつながっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 高齢者が主体となるグループに運営費の一部を助成しているが、グループ運営にあたり、実費相当費用について利用者負担を徴収しているところもある。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	高齢者が身近な地域で交流等を行うサロン活動は、様々な自治体でも取り組んでおり、近隣自治体においても、本市と同様に活動に対する補助を行っている。なお、近隣自治体においては、事業の実施主体である社会福祉協議会を通じてグループに対する補助を行っており、行政が直接補助を行っている本市とは異なる状況である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	補助申請の受付、決定、審査及び交付のすべてを行政が行っているが、補助申請の受付等については、外部への委託等について検討していく。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 活動自体は、住民主体による。

⑧総合評価

総合評価	維持 高齢者ふれあいサロンは、高齢者の社会参加及び社会交流を促進するとともに、住民間のつながりづくりや支え合い活動、介護予防の推進などにも寄与する事業である。今後、後期高齢者がさらに増加することから、介護予防の一層の充実を図ることを目的として、平成29年度から、週1回以上の定期的な活動を行う高齢者ふれあいサロンに対する補助内容を拡充しており、引き続き事業の推進を図る。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	本事業は、介護予防・日常生活支援総合事業(平成29年度開始)における一般介護予防事業の対象となる、週1回以上の定期的な活動への移行を推進するための事業であり、補助期間を2年としていることから、週1回未満の頻度で開催しているグループに対しては、週1回以上の開催となるよう働きかけを行っていく必要がある。また、社会福祉協議会の地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)と連携して取り組むことが効果・効率的であることから、他自治体の取組も参考としつつ、社会福祉協議会との連携を深めていく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	老人いこいの家運営事業費	332A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市老人いこいの家設置運営要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和45年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者が地域社会の中で生きがいのある生活が送れるよう、「尼崎市老人いこいの家」を指定し、高齢者に慰安と休息を与え、心身の健康保持を図る場を提供する。																																												
対象 (誰を・何を)	おおむね60歳以上の者																																												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	高齢者(利用者)の住まいから近いところ、また、地域活動の拠点に高齢者のいこいの場を設置することで、高齢者に慰安と休息の場を与え、利用者の交流を促進し、引きこもりの防止や安否確認だけでなく、健康保持や介護予防にもつながる。																																												
事業概要	【指定基準】 ①既設の老人いこいの家より半径500m以上の地域で効率的な利用ができること ②施設(部屋)の広さは、おおむね20人以上が利用できる広さであること ③地域福祉会館等準公共的な施設であること																																												
実施内容	【開放日・時間】 週2日以上、概ね5時間程度 【用途】 茶話会、囲碁・将棋、趣味の講座、カラオケ、体操など 【利用状況】 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">開放日数</th> <th colspan="4">利用人員</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>合計</th> <th>平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26年度</td> <td>10,869</td> <td>35,572</td> <td>66,067</td> <td>101,639</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>10,721</td> <td>34,990</td> <td>63,838</td> <td>98,828</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>5,198</td> <td>17,004</td> <td>31,686</td> <td>48,690</td> <td>9.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※28年度は、9月30日で事業を廃止したため、上半期のみの実績である。</p> <p>【設置実績】 (平成28年3月31日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>中央</th> <th>小田</th> <th>大庄</th> <th>立花</th> <th>武庫</th> <th>園田</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>12</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>64</td> </tr> </tbody> </table>		開放日数	利用人員				男性	女性	合計	平均	26年度	10,869	35,572	66,067	101,639	9.4	27年度	10,721	34,990	63,838	98,828	9.2	28年度	5,198	17,004	31,686	48,690	9.4	地区	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計	設置数	12	17	2	9	11	13	64
	開放日数			利用人員																																									
		男性	女性	合計	平均																																								
26年度	10,869	35,572	66,067	101,639	9.4																																								
27年度	10,721	34,990	63,838	98,828	9.2																																								
28年度	5,198	17,004	31,686	48,690	9.4																																								
地区	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計																																						
設置数	12	17	2	9	11	13	64																																						

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	6,400	3,150	0	
委託料	6,400	3,150		運営業務委託料
人件費 B	1,516	180	0	
職員人工数	0.19	0.02		
職員人件費	1,516	180		
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,916	3,330	0	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,916	3,330	0	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ利用者数 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	101,639	27年度	98,828	28年度	48,690
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
事業を廃止するまでの半年間は、概ね60歳以上の高齢者に対して慰安と休息の場を提供できた。											

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢者が増加する一方で、高齢者が住み慣れた地域社会の中で、生きがいのある生活を送るためにふれあいと交流の拠点を設置することは重要であるが、高齢者の生活の多様化などを背景に、老人いこいの家の利用人数は減少傾向であり、高齢者に慰安と休息を与える場の提供だけでは高齢者支援として効果的であるとはいえない状況になってきている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	利用者負担については、厚生労働省通知により原則無料とされており、健全な憩いの場を提供する施設として指定している老人いこいの家については見直しの必要性がないと考える。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市においても同様の事業実施有																		
	近隣市の「老人いこいの家設置数」(平成28年4月1日現在)																		
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>尼崎市</th> <th>西宮市</th> <th>神戸市</th> <th>豊中市</th> <th>姫路市</th> <th>伊丹市</th> <th>芦屋市</th> <th>宝塚市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>63</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		尼崎市	西宮市	神戸市	豊中市	姫路市	伊丹市	芦屋市	宝塚市	設置数	63	23	0	10	—	—	—	—
	尼崎市	西宮市	神戸市	豊中市	姫路市	伊丹市	芦屋市	宝塚市											
設置数	63	23	0	10	—	—	—	—											

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	尼崎市社会福祉協議会に委託済																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">協働の領域</th> <th colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域					A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	尼崎市社会福祉協議会に委託している
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧総合評価

総合評価	休廃止	高齢者の慰安と休息の場を提供することを目的として開放しているものの、十分に活用されているとはいえない状況のため、平成28年9月末をもって本事業を廃止し、場の提供から高齢者を中心とした地域の交流活動や介護予防活動を促進するための活動に対する補助制度に転換した。
------	-----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成29年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、住民型の支えあい活動の充実を図るため、平成28年10月以降は、地域住民による交流活動・介護予防等の地域活動に対する補助事業(高齢者ふれあいサロン運営費補助事業)に移行した。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	老人クラブ関係事業費	333A	事業分類	補助金・助成金
根拠法令	老人クラブ活動等社会活動促進事業運営助成金交付要綱		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和43年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、高齢者の交流を促進する老人クラブ活動の円滑な運営を支援する。
対象(誰を・何を)	概ね60歳以上の高齢者が30人以上の団体を形成し、地域福祉活動等を行うもの。
求める成果(どのような状態にしたいか)	老人クラブの健全な育成や活動支援を通じて、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを促進する。
事業概要	老人クラブに助成等を行うことで、生きがいと健康づくりのための多様な活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするともに明るい長寿社会づくりを目指す。
実施内容	<p>老人クラブ活動としての社会活動に対し運営助成金を交付するもの</p> <p>1 老人教養講座開催等(各種講演会 研修会 高齢者作品等)</p> <p>2 健康増進事業等(歩こう会、健康体操等)</p> <p>3 社会奉仕活動(公園等の清掃、友愛訪問等)</p> <p>●助成額 33,289,854円(内訳)</p> <p>・単位老人クラブ分 国庫: (@3,500円 × 345クラブ × 12か月=14,490,000円) 県費: (@3,500円 × 345クラブ × 12か月=14,490,000円) (@500円 × 344クラブ × 12か月=2,064,000円)</p> <p>・市老人クラブ連合会分 @175,000円 + (@65円 × 18,777人)=1,395,505円 特別事業 213,629円 健康づくり 636,720円</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	37,306	36,177	37,861	
委託料	2,887	2,887	2,887	老人クラブ連合会育成委託料
負担金補助及び交付金	34,419	33,290	34,974	老人クラブ活動補助金等
人件費 B	981	990	1,034	
職員人工数	0.12	0.12	0.13	
職員人件費	981	990	1,034	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	38,287	37,167	38,895	
C 国庫支出金	6,164	6,095	5,961	老人福祉費補助金(補助率1/3)
県支出金	5,688	5,518	5,696	老人福祉費補助金(補助率1/3)
市債				(老人クラブ活動助成費)
その他				
一般財源	26,435	25,554	27,238	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	クラブ数(会員数) (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	クラブ数			
目標・実績	目標値	403 (30,000)	達成年度	— 年度	26年度	363 (21,188)	27年度	356 (20,129)	28年度	345 (18,777)

28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	補助金を交付することにより、老人クラブ活動の円滑な実施を支援するとともに、活動内容の充実等に向けて必要な指導・助言を行った。
-----------------	---	--

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢者が老人クラブ活動を通じて自らの知識や経験を生かす中で仲間とともに、生きがいづくりや健康づくりに取り組むことで豊かな生活の実現と明るい長寿社会づくりの促進に寄与している。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	受益者の負担はない。会員数の伸び悩みが課題であるが、引き続き会員数増を目指して、加入促進運動を実施していく。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	国基準に基づき行っている。 西宮市ともほぼクラブ数等は同等である。
---------------	--------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	老人クラブ連合会の育成及び指導を委託している。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○			内容 老人クラブの活動に対して補助を行っている。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状			●																							
将来像			○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	高齢化が進行しつつある中で、老人クラブ活動の充実や活性化を図るために必要な事業であるが、一方で会員数の減少とクラブ数の伸び悩みが課題となっている。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	老人クラブは地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、その活動及び役割が今後ますます期待されることから、引き続き活動内容の充実と会員の加入促進に向けて必要な指導・助言を行い、老人クラブ活動の活性化を支援していく。
--------	---

平成29年度 事務事業シート (平成28年度決算)

事務事業名	高齢者バス特別乗車証交付事業費	334A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	昭和44年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	近年、少子高齢化が進み、1人暮らしの高齢者が増加し、また、地域でのつながりの希薄化が進む中、高齢者の社会的孤立を防ぐため、社会参加の促進を図る必要がある。
対象(誰を・何を)	市内に1年以上居住する70歳以上の高齢者
求める成果(どのような状態にしたいか)	高齢者の日常生活における移動を支援することにより、社会参加を促し、生きがいの促進を図り、また、外出することによる健康づくりや介護予防も促進する。
事業概要	IC定期券への経過措置として、旧第1種特別乗車証及び特例第1種特別乗車証を対象者に交付する。
実施内容	<p><制度概要></p> <p>1 旧第1種特別乗車証 IC定期券への経過措置として、平成27年10月以降に有効期限が平成28年10月末までの第1種特別乗車証を、有効期限まで、尼崎市内の阪神バス・阪急バス・尼崎交通事業振興(株)の各路線で利用できるようにした。</p> <p>2 特例第1種特別乗車証 定期購入窓口への実務的な配慮として、旧第1種特別乗車証を交付された人(対象者:約8,000人程度)を対象に、利用者の誕生日に応じて有効期限の異なる乗車証を交付した。こうした措置により、対象者がIC定期券(ランドバス65)を購入する時期(月)をずらすことにより、IC定期券への円滑な移行を図る。</p>

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	353,606	211,204	0	
需用費	1,090	478		
役務費	64	12		
委託料	1,648	802		
負担金補助金及び交付金	350,804	209,912		
人件費 B	19,221	2,482	0	
職員人工数	2.70	0.28		高齢者バス運賃助成事業費へ移行
職員人件費	18,661	2,036		
嘱託等人件費	560	446		
合計 C(A+B)	372,827	213,686	0	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	69,059	12,151		高齢者バス特別乗車証利用者負担金
財源内訳	303,768	201,535		

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	特別乗車証の交付枚数(返還等除く。) (成果指標が設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	枚		
目標・実績	目標値	前年度	達成年度	—年度	26年度	47,320	27年度	48,535	28年度	5,439

28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った	平成28年度は、平成27年度の定期方式利用者に対し、IC定期券への移行に係る経過措置として特例第1種特別乗車証(平成28年10月～平成29年2月)の交付のみを行ったため、交付枚数は大幅な減少となる。
-----------------	---	---

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢者は、一般的に交通弱者であり、移動手段の一助となる制度は必要不可欠である。また、本事業の実施主旨は、高齢者の社会参加の促進・外出機会の創出であり、本事業を継続して実施することは、地域社会との接点を失わずに日常生活を送れるよう支援することにつながるものであり、施策の実現のために有効な事業である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	平成22年10月から、利用者から一部負担を徴収する制度に変更した。
-----------------	--	-----------------------------------

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	神戸市: 正規運賃の半額を助成・低所得向け定期券・高頻度利用者向半額定期券購入制度 西宮市: 1枚につき、1,000円分の割引証5枚を交付 芦屋市: 正規運賃の半額を助成 伊丹市: 市バス全線無料の乗車証を交付 宝塚市: 運賃500円助成券を年間10枚交付 川西市: 1枚につき1,000円割引券を3枚交付 三田市: 500円分の割引証を年間15枚交付
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	平成28年度をもって事業が終了するため、委託等の可能性は考慮しない。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ↔ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ↔ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 行政の判断で行う業務である。
	市民の領域 ↔ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	完了	平成28年度は、平成27年度から継続して定期方式を利用する対象者に、IC定期券(ランドバス65)へ円滑に移行するための特例第1種特別乗車証の交付を実施し、定期購入窓口やバス利用にあたって大きな混乱もなく、円滑に制度移行を行うことができた。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成29年2月をもって、制度利用者全員が、ICカード方式への移行を完了した。今後はICカードによる制度の適正かつ安定的な運営に努める。
--------	---

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	高齢者バス運賃助成事業費	334B	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市乗合自動車特別乗車証交付条例		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成28年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	20 老人福祉費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	福祉課
所属長名	長江 和仁		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者がバスを利用する際に、市が運賃の一部を助成することにより、高齢者の社会参加を支援し、もってその福祉の増進を図る。
対象 (誰を・何を)	市内に1年以上居住する70歳以上の高齢者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	高齢者の日常生活における移動を支援することにより、社会参加を促し、生きがいの促進を図り、また、外出することによる健康づくりや介護予防も促進する。
事業概要	市内に1年以上居住する70歳以上の高齢者からの申請に基づき、定期購入助成券又は乗車払カードを交付する。
実施内容	申請時に、利用者が次の2種類の方式からどちらかを選択 1. 乗車払方式 対象となる路線バスで、利用の停留所が市内⇄市内・市内⇄市外の場合、当該区間の運賃に対し1乗車につき100円を市が事業者に助成する。(利用者の負担は110円) また、1日乗車利用証を利用する場合、市が事業者に対し250円の助成を行う。(利用者の負担は250円) 2. 定期方式 市が交付する定期購入助成券を提示し、阪神バスが発行する高齢者向け全線フリー定期券(グランドバス65)を購入する場合、所得区分に応じ、当該運賃の一部を助成する。 なお、助成対象となる定期券の有効期間は1年又は半年から選択する。

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	188,943	356,133	387,443	
需用費		296	610	
役務費		1	2	
委託料	11,190	212	7,453	
負担金補助金及び交付金	177,753	355,624	379,378	
人件費 B	8,718	11,241	10,766	
職員人工数	1.10	1.25	1.31	
職員人件費	8,718	9,108	10,124	
嘱託等人件費		2,133	642	
合計 C(A+B)	197,661	367,374	398,209	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他		476	500	高齢者バス運賃乗車払カード再交付負担金
一般財源	197,661	366,898	397,709	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	特別乗車証(IC)の交付枚数(返還等除く。)							単位	枚		
目標・実績	目標値	前年度	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	—	28年度	8,357
28年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 定期券の購入枚数や乗車払カードによる利用回数は概ね前年度と相違なく、円滑に制度移行ができた。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢者は、一般的に交通弱者であり、移動手段の一助となる制度は必要不可欠である。また、本事業の実施主旨は、高齢者の社会参加の促進・外出機会の創出であり、本事業を継続して実施することは、地域社会との接点を失わずに日常生活を送れるよう支援することにつながるものであり、施策の実現のために有効な事業である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	平成22年10月から、利用者から一部負担を徴収する制度に変更した。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	神戸市: 正規運賃の半額を助成・低所得向け定期券・高頻度利用者向半額定期券購入制度 西宮市: 1枚につき1,000円分の割引証を5枚交付 芦屋市: 正規運賃の半額を助成 伊丹市: 市バス全線無料の乗車証を交付 宝塚市: 運賃500円助成券を年間10枚交付 川西市: 1枚につき1,000円割引券を3枚交付 三田市: 500円分の割引証を年間15枚交付
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	当該事業は運賃に係る経費を助成するものであるため、市が実施すべきものである。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政の判断で行う業務である。

⑧総合評価

総合評価	維持	市営バス事業の民間移譲に伴い、平成28年4月1日から、利用者負担額を維持しつつ、これまでの紙券による制度運用から、ICカードを用いた制度に変更した。これより、利用エリアの拡大等による市民の利便性の向上を図るとともに、IC乗車証の特性を活かした乗車証の交付管理や、利用実績に基づく運賃助成が実施できるようになった。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	現行制度の維持継続を図るとともに、引き続き、制度の円滑な運営に努める。
--------	-------------------------------------

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	生活支援サービス体制整備事業費	TJ1D
根拠法令	介護保険法 第115条の45第2項第5号	
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
事業開始年度	平成27年度	
施策	07 高齢者支援	

事業分類	法定事業(裁量含む)		
会計	60	介護保険事業費	
款	17	地域支援事業費	
項	05	地域支援事業費	
目	10	包括的支援等事業費	

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課、介護保険事業担当課
所属長名	西岡 茂晴、鈴木 謙二		

①事業概要

事業実施趣旨	被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備等を促進する。(介護保険法第115条の45第2項第5号)
対象(誰を・何を)	被保険者
求める成果(どのような状態にしたいか)	団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する。
事業概要	元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する活動や、NPO、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する。
実施内容	生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築することで、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりの推進を図る。 ①委託先：社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 ※地域福祉活動専門員との兼務により、12名を配置 ②活動実績 ・地域活動の訪問回数 637回 ・相談受付件数 319件 ・地域の会議・研修の参加回数 474回 ・講座・研修等の実施回数 236回 ・見守りを通して把握した課題 70回 ・個別課題解決のネットワーク化のための調整回数 423回 ・地域課題解決に向けた会議参画数 208回 ・ネットワーク会議への参画回数・専門機関との協力回数 279回 ③地域福祉ネットワーク会議(地区協議体)の設置及び運営 ・中央・小田・大庄・立花・武庫・園田の各地区で設置 ・地域包括支援センター、住民、各種団体、NPO、コープ等で構成

②事業費

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	41,077	39,907	39,893	
報償費			54	講師謝礼
需用費		36	30	消耗品
委託料	41,077	39,871	39,770	業務委託料
使用料及び賃借料			39	会場使用料
人件費 B	4,904	1,800	1,352	
職員人工数	0.62	0.23	0.17	
職員人件費	4,904	1,800	1,352	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	45,981	41,707	41,245	
C 国庫支出金	16,020	15,564	15,558	地域支援事業交付金39%
県支出金	8,010	7,782	7,779	地域支援事業交付金19.5%
市債				
その他	9,037	8,780	8,777	第1号保険料22%
一般財源	12,914	9,581	9,131	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	生活支援サポーター養成研修修了者数					単位	人				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	26年度	—	27年度	—	28年度	—
28年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、高齢者の家事支援等に係る担い手の裾野の拡大を目的として、平成29年度より新たに生活支援サポーターを養成することから、その養成研修修了者数を平成29年度以降の指標として設定する。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	平成37年には団塊の世代の全てが後期高齢者となり、要介護・要支援認定者が一層増加することから、介護人材の不足が見込まれる。そのような中、要介護認定等を受けても、自宅で介護サービスのみならず、民間のサービスや地域住民による支え合い活動など、必要な支援を受けられる体制づくりや担い手の裾野の拡大が必要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、市民・関係機関等の参画を得て、高齢者の地域生活を支える協力体制づくりや担い手の裾野の拡大を推進する事業であるため、さらに受益者負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	・生活支援コーディネーターは、国の地域支援事業実施要綱において、自治体が地域の実情に応じて配置数及び配置方法を定めるものと規定されており、阪神間他都市(神戸市・西宮市・芦屋市・伊丹市・川西市・塚塚市)においても配置している。また、配置方法については、既存のコミュニティーワーカーと兼務する自治体と独立した専門職として配置する自治体に分かれている。 ・兵庫県作成の「緩和した基準によるサービスの担い手養成研修カリキュラム」と同等以上の研修を修了した者は、同様の研修を実施する自治体で訪問型サービス等に従事することが可能である。阪神間他都市では、本市以外に神戸市・西宮市(H29.4.1時点)がこの基準を満たしている。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	生活支援コーディネーターの配置、地域福祉ネットワーク会議(地区協議体)の設置・運営、サービスの開発・活用等、生活支援サービス体制整備の主たる業務については既に委託している。 また、生活支援サポーター養成研修の実施についても平成29年度から新たに委託する予定である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	高齢者の地域生活を支えるための基盤整備事業であり、市民の参画を得ながらも、行政の責任で実施する事業である。

⑧総合評価

総合評価	維持	生活支援サービス体制整備は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に向けて、多様な主体の参画や担い手の裾野の拡大などにより、高齢者の地域生活を支えるための体制づくりを推進するものである。そのため、現在、高齢者ふれあいサロンなどの身近な集いの場や困りごとに対する支援活動などの推進に加え、多様な関係者等による地域福祉ネットワーク会議の設置・運営などにも取り組んでいる。今後、後期高齢者がさらに増加することから、引き続き、取組の推進を図る。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	身近な地域における多様な主体の連携を高め、高齢者の生活支援の充実を図るため、6地区に設置している地域福祉ネットワーク会議に参画する主体を拡大していくとともに、各地区での議論を共有し、本市の高齢者支援に係る地域づくりの共通理解を深めるための連絡会を開催する。
--------	--

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	老人福祉工場指定管理者管理運営事業費	3321	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立老人福祉工場の設置及び管理に関する条例			
個別計画	—			
事業開始年度	昭和57年度			
施策	07 高齢者支援			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	20 老人福祉費			

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者のもつ知識と経験を生かし、生きがいと所得確保を兼ねた就労の場を提供する。
対象 (誰を・何を)	60歳以上を対象
求める成果 (どのような状態にしたいか)	高齢者のもつ知識と経験を生かし、収益にもつながる生きがいづくりを推進し、福祉の向上を図る。
事業概要	指定管理者に管理運営を行わせることにより、効果的で効率的な施設運営を図り、管理運営経費の節減とサービスの向上を図る。
実施内容	<p>指定管理者による老人福祉工場(第2～第3)の管理運営経費 1 竣工年 昭和61年(第2)・平成2年(第3) 2 構造等 鉄骨プレハブ造 3 管理 指定管理(平成24～28年度)・(公社)尼崎市シルバー人材センター 60歳以上を対象とし、家電製品のプラスチック部品の加工・自動車部品の寸法検査・自動車部品の加工・釘の箱詰め・手提げ袋の加工・紙箱の加工等をしている。</p> <p>第2老人福祉工場・・・尼崎市立花町3-10-13(平成28年度開所日数 240日) 第3老人福祉工場・・・尼崎市久々知2-28-25(平成28年度開所日数 240日)</p> <p>家電製品のプラスチック部品の加工・自動車部品の寸法検査・自動車部品の加工・釘の箱詰め・手提げ袋の加工・紙箱の加工等をしている。</p> <p>※平成23年度 行財政構造改革推進プラン見直し項目(第1老人福祉工場の廃止)</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	13,118	13,118	13,118	
委託料	13,118	13,118	13,118	指定管理委託料
人件費 B	981	990	1,034	
職員人工数	0.12	0.12	0.13	
職員人件費	981	990	1,034	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	14,099	14,108	14,152	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	14,099	14,108	14,152	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	指定管理者管理運営事業費(老人福祉センター等)	351A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例			
個別計画	—			
事業開始年度	昭和40年度			
施策	07 高齢者支援			
会計	01 一般会計			
款	15 民生費			
項	05 社会福祉費			
目	30 老人福祉センター費			

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	高齢者が健康で明るい生活を営むための施設として、各種の相談に応じるとともに、健康増進、教養の向上のためのレクリエーションなどを開催し、地域の中で生きがいづくりや仲間意識の確立を図る。
対象 (誰を・何を)	60歳以上の高齢者のいこいの場、安らぎの場とする施設
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生きがいづくりや仲間づくりなど高齢者の日常生活の充実を図る。
事業概要	地域高齢者に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教育の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供することで、高齢者の日常生活の充実を図る。
実施内容	<p>仲間づくりや健康管理等において、高齢者の生きがい増進を図る。 また、各種の相談に応じるとともに、教養の向上、レクリエーションなどに関する事業を実施する。</p> <p>総合老人福祉センター・・・・・・尼崎市東難波町4-9-25 (入館者数:49,285人) ①竣工年 昭和58年 ②構造等 鉄筋コンクリート3階建 ③管理 指定管理(平成26～30年度)尼崎市社会福祉協議会</p> <p>老人福祉センター(入館者数:293,048人) (鶴の巣園、千代木園、福喜園、和楽園) ①竣工年 昭和45年～平成18年 ②構造等 鉄筋コンクリート造等 ③管理 指定管理(平成21～30年)尼崎市社会福祉協議会</p>

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	252,079	250,549	231,669	
委託料	252,079	250,549	231,669	指定管理委託料
人件費 B	4,725	4,769	4,852	
職員人工数	0.60	0.60	0.61	
職員人件費	4,725	4,769	4,852	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	256,804	255,318	236,521	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	256,804	255,318	236,521	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	指定管理関係経費	351F	事業分類	施設管理運営
根拠法令	建築基準法		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成24年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	30 老人福祉センター費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	総合老人福祉センター建築物及び建設設備における定期点検業務を行う。
対象 (誰を・何を)	総合老人福祉センター
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生きがいづくりや仲間づくりなど高齢者の日常生活の充実を図ることを目的とする総合老人福祉センターにおいて、安全・安心して過ごせるよう、建築物及び建設設備の点検業務を行う。
事業概要	生きがいづくりや仲間づくりなど高齢者の日常生活の充実を図ることを目的とする総合老人福祉センターにおいて、安全・安心して過ごせるよう、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検を行う。
実施内容	建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検を行った。 契約期間：平成29年2月14日～平成29年3月30日 業務委託先：青山電気工業(株) なお、修繕の必要な箇所については、随時別予算にて修繕を検討する。

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	140	110	1,022	(平成29年度予算内訳)
委託料	140	110	1,022	・総合老人 149 ・千代木園 240 ・福喜園 242 ・鶴の巣園 192 ・和楽園 199
人件費 B	267	180	239	
職員人工数	0.03	0.02	0.03	
職員人件費	267	180	239	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	407	290	1,261	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	407	290	1,261	

平成29年度 事務事業シート（平成28年度決算）

事務事業名	施設整備事業費	351K	事業分類	ハード事業
根拠法令	—		会計	01 一般会計
個別計画	—		款	15 民生費
事業開始年度	平成28年度		項	05 社会福祉費
施策	07 高齢者支援		目	30 老人福祉センター費

施策の展開方向	(07-3) 積極的に地域とかかわることができるよう支援する。		
局	健康福祉局	課	高齢介護課
所属長名	西岡 茂晴		

①事業概要

事業実施趣旨	老人福祉センターの利用者の安全を確保するため、経年劣化により老朽化が進んでいる施設の維持管理に必要な整備を行う。
対象 (誰を・何を)	総合老人福祉センター及び老人福祉センター千代木園
求める成果 (どのような状態にしたいか)	高齢者が生きがいづくりや仲間づくりなど日常生活の充実を図ることを目的として利用する施設であるため、施設の整備を行うことで良好な維持管理運営と利用者の安全を確保する。
事業概要	総合老人福祉センターにおいて、非常用照明の取替を行う。 老人福祉センター千代木園において脱衣室床改修工事を行う。
実施内容	【平成28年度決算】 ・総合老人福祉センター 非常照明設備工事 2,430,972円 ・老人福祉センター千代木園 脱衣室改修工事 1,144,800円

②事業費

(単位:千円)

	27年度決算	28年度決算	(参考)29年度予算	備考
事業費 A	799	3,576	0	
工事請負費	799	3,575		
需用費		1		
人件費 B	624	0	0	
職員人工数	0.08	0.00		
職員人件費	624	0		
嘱託等人件費		0		
合計 C(A+B)	1,423	3,576	0	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	1,423	3,576	0	